# 大学機関別認証評価

# 自 己 評 価 書

令和３年６月

鹿児島大学

# 目　　　次

Ⅰ　大学の現況、目的及び特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域１　教育研究上の基本組織に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

領域２　内部質保証に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

領域３　財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

領域４　施設及び設備並びに学生支援に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38

領域５　学生の受入に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43

領域６　教育課程と学習成果に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52

基準の判断　総括表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52
法文学部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　53
教育学部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56
理学部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　70
医学部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　83
歯学部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
工学部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　91
農学部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　105
水産学部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　109

共同獣医学部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
人文社会科学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
教育学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
保健学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
理工学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
農林水産学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
医歯学総合研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
臨床心理学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159
共同獣医学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
連合農学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
共通教育センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170

# Ⅰ　大学の現況、目的及び特徴

## １　現況

（１）大学名　鹿児島大学

（２）所在地　鹿児島県鹿児島市

（３）教育研究上の基本組織

| | |
|---|---|
| 学士課程 | 法文学部、教育学部、理学部、医学部、歯学部、工学部、農学部、水産学部、共同獣医学部 |
| 大学院課程 | 人文社会科学研究科、教育学研究科、保健学研究科、理工学研究科、農林水産学研究科、医歯学総合研究科、臨床心理学研究科、共同獣医学研究科、連合農学研究科 |

（４）学生数及び教員数（令和３年５月１日現在）

| | |
|---|---|
| 学生数 | 学部：8,655人、大学院：1,545人 |
| 教員数 | 専任教員数：794人、助手数：２人 |

## ２　大学等の目的

本学は、鹿児島大学憲章の下に、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって学術文化の向上に寄与するとともに自主自律と進取の精神を持った有為な人材を育成することを目的とする。（鹿児島大学学則第２条第１項）

鹿児島大学憲章

鹿児島大学は、日本列島の南に位置し、アジアの諸地域に開かれ、海と火山と島々からなる豊かな自然環境に恵まれた地にある。この地は、我が国の変革と近代化を推進する過程で、多くの困難に果敢に挑戦する人材を育成してきた。このような地理的特性と教育的伝統を踏まえ、鹿児島大学は、学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざす。

教育

鹿児島大学は、学生の潜在能力の発見と適性の開花に努め、幅広い教養教育と高度な専門教育を行うとともに、地域の特性を活かした進取の気　風を養う。

鹿児島大学は、真理を愛し、高い倫理性と社会性を備え、向上心を持って自ら困難に立ち向かい、国際社会で活躍しうる人材を育成する。

研究

鹿児島大学は、個々の研究を重視するとともに、種々の学問分野における優れた研究者の連携により、21世紀を先導する研究者を育成する。

鹿児島大学は、地域の要請に応える研究を展開するとともに、普遍性を求める研究活動を推進し、世界水準の研究拠点をめざす。

社会貢献

鹿児島大学は、南九州を中心とする地域の産業の振興、医療と福祉の充実、環境の保全、教育・文化の向上など、地域社会の発展と活性化に 貢献する。

鹿児島大学は、アジアや太平洋諸国との連携を深め、研究者や学生の双方向交流および国際共同研究・教育を推進し、人類の福祉、世界平和の　維持、地球環境の保全に貢献する。

大学運営

鹿児島大学は、学長のリーダーシップのもと、全構成員が運営に責任をもって参画することにより、教育研究環境の充実を図る。

鹿児島大学は、大学の自治を礎とし、常に自己点検・評価を行うとともに、外部からの意見を積極的に反映させ、透明性の高い公正な大学運営　を行うことにより、社会への責任を果たす。

（鹿児島大学概要、鹿児島大学ウェブサイト）

また、各学部・研究科の目的は、以下のとおりである。

**法文学部**

本学部は、文系総合学部として、人文社会科学に関する基礎的体系的な知識の修得と、学問分野を横断した幅広い知識の修得を通して、人と社会、人と文化に関する論理的・科学的な思考力・判断力・表現力を育み、幅広い視野の下で身につけた人文社会科学の素養を地域の問題発見と課題解決に活用できる人材を育成することを目的とする。

法経社会学科は、社会科学に関する基礎的体系的な知識の修得と、学問分野を横断した幅広い知識の修得を通して、人と社会に関する論理的・科学的な思考力・判断力・表現力を育み、幅広い視野の下で身につけた社会科学の素養を地域の問題発見と課題解決に積極的に活用できる人材を育成することを目的とする。

人文学科は、人文科学に関する基礎的体系的な知識の修得と、学問を横断した幅広い知識の修得を通して、人と文化に関する論理的・科学的な思考力・判断力・表現力を育み、幅広い視野の下で身につけた人文科学の素養を地域の問題発見と課題解決に活用できる人材を養成することを目的とする。

（鹿児島大学法文学部規則第２条の２）

**教育学部**

本学部は、現実の教育課題の解決はもとより、現在そして未来の「教育」に貢献できる優れた人材の養成を目的とする。

（鹿児島大学教育学部規則第１条の２）

**理学部**

本学部は、自然に潜む真理を探究し、物事の原理を基礎から理解し、「理学」を楽しめる学生を育成することを目的とする。

本学部の人材養成の目標について、次のとおり定める。

(1)　創造的で指導的な役割を担う専門的職業人として活躍できる人材を養成する。

(2)　未知の課題に挑戦する研究者・技術者として活躍できる高度な研究能力を有する人材を養成する。

（鹿児島大学理学部規則第２条の２）

**医学部**

医学部は、全人的医療を実践しうる医療人の育成並びに独創的研究を行える研究者及び優れた指導者の養成を目的とする。

医学科は、人を尊重し、人と地域社会のため最善の医療を実践する優れた臨床医並びに科学的思考力を有し、生涯学習し、医学、医療及び社会の発展に貢献する医師及び医学研究者の養成を目的とする。

保健学科は、豊かな倫理性を背景として、科学的思考力と他者に対する想像力に富み、患者と地域社会に貢献できる医療を実践するための思考力、判断力及び積極的実行力を有する看護師、保健師、助産師、理学療法士及び作業療法士の養成を目的とする。

（鹿児島大学医学部規則第２条の２）

**歯学部**

本学部は、「歯科医療人である前に良識豊かな人間であれ」という理念のもとに、次に掲げる教育目標を達成する。

(1)　全人的歯科医療を実践しうる歯学分野における幅広い知識と創造性に富む歯科医師及び歯科医学教育者・研究者の育成

(2)　地域医療に貢献しうる幅広い識見と人間性豊かな使命感にあふれる歯科医師及び歯科医学教育者・研究者の育成

(3)　国際社会においても卓越した貢献をなしうる歯科医師及び歯科医学教育者・研究者の育成

（鹿児島大学歯学部規則第１条の２）

**工学部**

本学部は、工学を支える新技術を創成でき、国際的視野を持った技術者の育成機関となる努力を続け、広い視野と工学的デザイン能力を培う教育を推進し、科学技術の発展に寄与するための研究活動に取り組むこと、さらに、地域社会との連携に励み、世界に開かれた学部であることを目的とする。この目的を達成するため、次に掲げる人材の育成を目標とする。

(1) 倫理観、価値観に対する理解を深め、多様な文化・社会・自然の係わり・工学関連分野全体を総合的に把握し、専門領域を超える諸課題に挑戦することができる能力を有する人材

(2) 工学基盤及び各専門分野における体系的学修、分野を横断する学際的学修により、知識活用力、論理的思考力、課題探究力、問題解決力、情報発信力、コミュニケーション力、生涯学習力、創造的思考力、就業力等を、地域社会及び国際社会において発揮できる能力を有する人材

（鹿児島大学工学部規則第２条）

**農学部**

本学部に、南九州という多様な自然環境と生物資源に恵まれた地域の特性を活かし、フィールド等での実践的な教育を重視し、豊かな人間性と広い視野、応用・実践能力、国際性を備えた、農林業、食品産業等及び食住農関連分野の技術者・指導者などを育成するために、農業生産科学科、食料生命科学科及び農林環境科学科を置き、その設置目的を定める。

農業生産科学科は、農業生産における動植物の育種、栽培や飼養管理、農畜産物の利活用に関する知識と技術を身につけ、高品質な食材の安定供給や付加価値の高い農畜産物の創出に貢献できる人材を育成する。

食料生命科学科は、食品の安全確保、食品の栄養生理・機能と健康との関わり、微生物をはじめ生物機能の利用に関する知識と技術を身につけ、食に関係する分野及び地域産業としての特色のある焼酎・発酵食品産業で活躍できる人材を育成する。

農林環境科学科は、地域農林資源の利活用及び森林や農地の保全と防災に関する知識と技術を身につけ、自然と調和した農林業生産の基盤づくり及び農山村の振興や生活環境の維持と創出に貢献できる人材を育成する。

農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コースは、東南アジア・南太平洋・アフリカを中心とした国際社会を対象として、食料資源の持続的生産とその合理的利用の分野の専門知識を修得し豊かな世界観と倫理観を備え、グローバル化する産業社会に参画し、国際社会に貢献できる進取の精神を持った人材を育成することを目的とする。

（鹿児島大学農学部履修規則第２条、鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース履修規則第２条）

**水産学部**

本学部は、広く知識を授けるとともに深く水産学の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって学術文化の向上に寄与する有為　な人材を育成することを目的とする。

水産学科は、鹿児島から東南アジア・南太平洋を含む水圏をフィールドとして、水産資源の持続的生産とその合理的利用及び水圏環境の保全・管理の分野　の専門知識を修得し豊かな世界観と倫理観を備え、グローバル化する産業社会に参画し、地域社会と国際社会に貢献できる進取の精神を持った人材を育成し、社会に送り出すことを目指すものとする。

国際食料資源学特別コースは、東南アジア・南太平洋・アフリカを中心とした国際社会を対象として、食料資源の持続的生産とその合理的利用の分野の専門知識を修得し豊かな世界観と倫理観を備え、グローバル化する産業社会に参画し、国際社会に貢献できる進取の精神を持った人材を育成し、社会に送り出すことを目指すものとする。

（鹿児島大学水産学部組織規則第２条）

**共同獣医学部**

本学部は、国際水準の獣医学教育を体系的に創出・実践するとともに、学際協力により深い知識と高度な技術を備えた専門性の高い獣医師を養成する。さらに、幅広い見識と倫理観を持って人間社会の質的向上に貢献できる能力を培い、問題解決能力と自己資質を向上させる能力を涵養することで、地域に根ざすとともに社会ニーズに対応した、人間地球社会を俯瞰できる人材を輩出することを教育の理念とし、次に掲げる人材を養成することを目的とする。

(1) 豊かな人間性と正しい倫理観を持ち、行動規範に従い獣医師の職務を遂行し、国際社会に貢献できる。

(2) 獣医学を基礎とした動物生命科学研究を実践するための探究心と問題解決能力を備えている。

(3) 動物感染症とその脅威を理解し、制圧のための基礎知識と技術を習得している。

(4) 高度な動物医療を適切に実践する知識と技術を習得している。

(5)　畜産資源の安定供給と安全性確保に関する基礎知識と技術を習得している。
（鹿児島大学共同獣医学部規則第２条）

**人文社会科学研究科**

博士前期課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力に加え高度の専門的な職業を担う能力を有する人材を養成し、併せて教育研究の成果及び情報を広く提供し、社会に貢献する。
(1)　法学専攻は、地域のニーズに根ざした法的及び法政策的課題に応え得る能力、並びに法、行政及び政治に関する知識を有し、理論的・実践的に問題を解決できる人材を養成す　　る。
(2)　経済社会システム専攻は、国際化、情報化、過疎化、高齢化に伴う地域の諸課題に応え得る能力並びに経済学、経営学及び社会学の基礎的知識を有し、活力ある自立的な地　　域づくりに貢献できる人材を養成する。
(3)　人間環境文化論専攻は、人間の行動、現代文化、地域、環境、人類についての専門知識を有し、社会・文化環境の変化を適切に理解し、地域の発展と良好な環境の形成に貢献　　できる人材を養成する。
(4)　国際総合文化論専攻は、日本及び世界の思想、言語、文学、歴史についての専門知識を有し、国際的・総合的な視野をもって文化交流を担い、日本文化を発信できる人材を養　　成する。
博士後期課程は、研究者として自立して研究活動を行うに足りる研究能力及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を有した人材を養成し、併せて教育研究の成果及び情報を広く社会に提供し、貢献する。
地域政策科学専攻は、地域の抱える社会的、文化的問題を自ら発見し、解決する能力を備え、既存の学問の枠組みを超えた広い視野からこれらの問題に取り組み解決する能力を有する人材を養成する。
（鹿児島大学大学院人文社会科学研究科規則第２条の２）

**教育学研究科**

教育実践総合専攻は、教育学部の基礎の上に広い視野にたって精深な学識を修め、教育の諸分野に係る学問・芸術に関する研究能力を養い、現代における複雑な教育実践上の諸問題に的確に対応しうる高度の専門的能力と識見を備えた人材を養成することを目的とする。
（鹿児島大学大学院教育学研究科規則第２条の２第１項）

**学校教育実践高度化専攻（教職大学院）**

学校教育実践高度化専攻は、学校教育の現状や課題を俯瞰・分析できる資質及び地域の特性を活かしてそれらの課題を具体的に解決するための実践力を養成し、省察を繰り返しながら、他者と共同して活躍できる高度な教育専門職としての初等中等教育教員を養成することを目的とする。
（鹿児島大学大学院教育学研究科規則第２条の２第２項）

**保健学研究科**

博士前期課程においては、保健学に関する高度な専門知識・技術をもつ専門職者並びに優れた教育や研究のできる人材及び離島や国際的な保健医療活動の推進・充実に貢献できる人材を養成し、併せて教育研究の成果及び情報を広く提供し、社会に貢献することを目的とする。
博士後期課程においては、保健学に関する科学的探求を培うことにより、高度な専門技術と深い知識を習得した質の高い教育・研究者並びに地域、離島、へき地の保健・医療における管理・指導者となる有能な人材を養成し、併せて教育研究の成果及び情報を広く提供し、社会に貢献することを目的とする。
（鹿児島大学大学院保健学研究科規則第２条の３）

**理工学研究科**

研究科は、理工学に関する基礎から応用にわたる学術の真理と理論を教授研究し、その深奥を極めて文化の進展に寄与する人材を育成することを目的とする。
この目的を達成するため、次に掲げる視点に基づく人材の育成を目標とする。
(1)　幅広い知識と俯瞰的視野を有する人材の育成
(2)　第４次産業革命やSociety5.0等、高度な情報社会に対応し、情報収集・分析及び発信力に長けた人材の育成
(3)　他専門分野にも関心を持ち、柔軟な発想力・デザイン力により社会のニーズの変化に対応できる人材の育成
(4)　協調性とコミュニケーション能力に優れ、新しいことにチャレンジできる人材の育成
(5)　優れた指導力と教授法を有する人材の育成

（鹿児島大学大学院理工学研究科規則第３条）

**農林水産学研究科**

本研究科は、人の健全な生活の基盤である農林水産業、食、環境、生命科学などの分野に関する高度な専門教育を行い、農学及び水産学が取り扱う分野における高度な研究・開発能力を備え、ICT化等による先進的スマート農林水産業を創出する人材や食の安全・品質保証・グローバル化に適応可能な人材、地域に貢献できる人材、更には世界で活躍できる人材を養成することを目的とする。
本研究科の各専攻は、次に掲げる人材を養成する。
農林資源科学専攻
農林畜産資源に関する高度な専門教育及び実践教育と高度な技術・理論を修得し、国際的かつ日本の主要な農業生産地帯である南九州を基盤とした地域社会において、農林　畜産業の振興と発展、問題点抽出とその解決に際して、指導的立場で中心的役割を果たせる人材
食品創成科学専攻
農畜水産資源に関する食品学、先端生命科学、応用食品開発学及び加工・保蔵学並びに焼酎・発酵食品及び微生物に関するより高度な専門知識を身に付け、課題解決方法の　提起やその実現のための技術を修得した食品・生命科学関連産業における指導的立場での解決能力を示せる人材
環境フィールド科学専攻
南西諸島と南九州周辺の陸域・海域に特有の気候、環境、災害、生物資源及びそれらの関連性を理解するための高度な科学的知識、更に、当該地域の環境保全及び生産環境・　基盤に関する実践的知識と先進技術を身に付け、これらに関わる問題点の抽出とその解決策の提案を通して地域の一次産業の振興に貢献し、地域社会において中心的役割を果　たせる人材
水産資源科学専攻
水産政策学、水産流通学、資源生物学、資源生産学、増養殖学及び環境保全学に関わる専門教育を行い、水産業を取り巻く社会経済、資源、漁業技術、増養殖技術及び漁場環　境に関わる多様な課題やその課題に対する改善アプローチについての総合的かつ専門的理解をもち、地域や国際社会で水産業の発展に活躍できる人材
（鹿児島大学大学院農林水産学研究科規則第３条）

**医歯学総合研究科**

大学院教育では、学生の研究能力が国際的な評価に耐える研究を計画・実施できるレベルに到達することを目的とする。また、高度の研究能力を持つとともに、共同研究をコーディネートできる協調性と広い視野を持ち、研究の社会的な意味を常に問い続け、医の倫理観を備えた生命医療領域の研究者と教育者の育成を目指す。
(1)　健康科学専攻は、生命現象の基礎的理解に基づき疾病に関する個体の問題(生活習慣など)、個体と環境の関係、社会の諸問題などに関する疾病予防を中心に基礎研究と臨床　研究を統合して総合的に病因・病態を明らかにし、育成・予防法、診断・治療体系や技術体系の開発を推進する。
(2)　先進治療科学専攻は、医学と歯学における基礎医学と臨床医学を有機的に連携し、急速に進歩する基礎医学の成果をトランスレーショナル・リサーチとして臨床医学に取り入れ、　先端医療技術の開発・臨床応用を推進し、これを担う人材を育成することを目的とする。
(3)　医科学専攻は、生命倫理観に基づいた医学及び歯学に関する知識と技術のエッセンスを体系的、効率的、集中的に教育することにより、医科学及びライフサイエンス分野の専門　的知識を備えた、多様な分野で活躍できる人材の育成を目的とする。
（鹿児島大学大学院医歯学総合研究科規則第１条の２）

**臨床心理学研究科**

本研究科は、臨床心理学を研究分野とし、個別支援、集団支援、地域支援及び危機介入支援のできる人材の輩出並びに地域文化を視野に入れた心理臨床ができる人材の輩出を目的とし、高度専門職業人の養成と教育理念を目指す。
（鹿児島大学大学院臨床心理学研究科規則第１条の２）

**共同獣医学研究科**

本研究科は、世界先端的な獣医学研究を推進し、高い生命倫理と研究者倫理を備えた先導的獣医学教育・研究者の養成を通じて国際水準の獣医学教育の発展と深化に寄与し、又は高度獣医学専門家としての学識と研究能力を有する指導的獣医療人を輩出して地域・国際社会の獣医学的課題の解決を図り、もって人間地球社会の発展に貢献することを教育の理念とし、次代の獣医学教育・研究者の養成に止まらず、高度獣医学専門家としての学識・技能・実務能力を身につけた指導的獣医療人を輩出して、豊かな人間地球社会の発展に貢献することを目的とする。
本研究科は、次に掲げる人材を養成する。

(1)　豊かな人間性と生命・研究への高い倫理観を備え、世界先端的な専門知識と技能を身につけた先導的獣医学教育・研究者
(2)　動物生命科学研究を実践し諸課題を解決するための探究心と独創性を備えた獣医学研究者及び高度獣医学専門家
(3)　応用獣医科学分野における先端的知識と技能を備えた獣医学研究者及び高度獣医学専門家
(4)　高度動物医療の先端的知識と技術を備えた臨床獣医学研究者及び指導医的人材となる獣医療人
（鹿児島大学大学院共同獣医学研究科規則第２条）

**連合農学研究科**

研究科は、地域固有の生物生産が活発に行われている九州・沖縄において、構成大学の教員組織、研究施設及び設備を連合して教育研究体制を作り、生物生産、生物資源の開発・利用・保全並びにバイオサイエンスに関する高度の専門的能力と豊かな学識を備えた研究者を養成し、斯学の進歩と生物関連諸産業の発展に寄与することを目的とする。
(1)　生物生産学専攻は、農産物の生産向上、熱帯・亜熱帯資源の活用、農林水産物の流通及び国際政策、食料生産システムの構築、品種改良及び新作物の創生並びに効率的な　　家畜生産において専門的な教育を行い、農水産業の発展に寄与できる、高度の専門的能力と豊かな学識を備えた人材を養成する。
(2)　応用生命科学専攻は、生物資源の有効活用、未利用資源及び廃棄物の有効利用、食品の機能開発、食の安全管理、食と健康、先端的バイオサイエンス及びバイオテクノロジー　並びに分子から個体に至る機能開発において専門的な教育を行い、農水産業の発展に寄与できる、高度の専門的能力と豊かな学識を備えた人材を養成する。
(3)　農水圏資源環境科学専攻は、農水圏における食料資源環境の整備・保全、食料生産の向上及び貯蔵・輸送の効率化、農作物の生物防御、森林環境の保全と資源保護並びに　　水産資源及び環境の保全において専門的な教育を行い、農水産業の発展に寄与できる、高度の専門的能力と豊かな学識を備えた人材を養成する。
（鹿児島大学大学院連合農学研究科規則第３条の２）

## ３　特徴

鹿児島大学は、日本列島の南に位置し、活火山の桜島や霧島、世界自然遺産となった屋久島及び生物多様性に富む奄美群島など、豊かな自然環境に恵まれた地にある。また、鹿児島は、古くから海外と交流し、異文化を先導して移入し、豊かな文化を育んできた日本列島の南の玄関に当たり、わが国の近代化を先駆けて推進した秀でた人材を多数輩出してきた。このような歴史・風土の下に、本学は、藩学造士館を起源に持ち、それぞれの伝統ある歴史を持った第七高等学校・鹿児島師範学校・鹿児島青年師範学校・鹿児島農林専門学校及び鹿児島水産専門学校を母体として、昭和24年に新制国立大学として鹿児島大学（文理・教育・農・水産の４学部）は発足した。昭和30年に医学部・工学部が県立大学から移管され、その後、昭和40年に文理学部の改組（法文学部・理学部及び教養部の新設）や昭和52年に歯学部の設置、更には昭和60年に医療技術短期大学部の設置（現在の医学部保健学科）、昭和63年に大学院連合農学研究科の設置という変遷を経てきた。更に、平成16年に専門職大学院（司法政策研究科(平成29年３月廃止)）及び平成19年に専門職大学院（臨床心理学研究科）を設置し、平成24年に全国初の他大学（山口大学）との共同学部である共同獣医学部を設置した。平成29年度に大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻（教職大学院）を、平成30年度に大学院共同獣医学研究科を、平成31年度に大学院農林水産学研究科を設置し、令和３年５月現在は、９学部９研究科を有する総合大学となっている。本学は、鹿児島県の県庁所在地である鹿児島市内の主に３つのキャンパス、郡元（法文、教育、理、工、農、共同獣医学部）、桜ヶ丘（医、歯学部）、及び下荒田（水産学部）に分かれて存在している。また、県内各所に演習林や観測所等の施設を有している。

教育においては、本学の大学憲章、教育目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーに基づき、質の保証された優秀な学生を輩出することを目的とし、高等教育研究開発センター、共通教育センター、キャリア形成支援センター、アドミッションセンター、グローバルセンターから構成される総合教育機構を平成29年４月に設置した。鹿児島・南九州の「地域活性化の知の拠点」として、地域マインドを備え、地域の課題を発見し、その解決策を理論的に考察し、更にその解決のための取り組みに能動的に関与できる地域人材を輩出するため、９学部を有する総合大学の強みを活かし、平成29年度以降の全ての入学者に対し、地域人材育成プラットフォームを提供している。

研究においては、本学における研究推進に係る人的及び物的資源の有効活用を促進し、本学の強みと特色を活かした学術研究の質的向上とその推進に寄与することを目的に、医用ミニブタ・先端医療開発研究センター、国際島嶼教育研究センター、環境安全センターから構成される研究推進機構を平成29年４月に設置した。南九州及び南西諸島域の地域活性化の中核的拠点を目指し、地域特有の課題を解決するための重点領域研究（島嶼、環境、食と健康、水、エネルギー等の研究、火山や地震等の防災研究、各分野の基盤研究）や国際水準の卓越した研究（先進的感染制御（難治性ウイルス疾患、人獣共通感染症等）、生物多様性、先進的実験動物モデル（ミニブタ等）、天の川銀河、難治性がん等の研究）を推進している。

社会貢献においては、これまで独自の組織としてそれぞれ社会・地域貢献活動を行ってきた「産学・地域共創センター（旧産学官連携推進センター及び旧かごしまCOCセンター）」、「地震火山地域防災センター（旧地域防災教育研究センター）」及び「司法政策教育研究センター」から構成される南九州・南西諸島域共創機構を平成30年４月に設置した。本学における社会貢献に係る人的及び物的資源の有効活用を促進し、教育研究成果を活かした社会貢献活動の更なる推進を図ることを目的としている。

本学では、教育の国際水準化を目指し、国際認証評価に耐えられる教育をこれまで以上に積極的に取り組んでいる。また、難治ウイルス感染症の克服を目指し、熊本大学と共同で実施するヒトレトロウイルス学共同研究センターを設置するなど、独自の社会貢献への取組や研究にも力を入れ、全国的そして世界的な研究及び教育の総合推進を図っている。更には、卒業生の稲盛和夫名誉博士をはじめ、皆様方からの大変貴重な寄附からなる「進取の精神支援基金」により、グローバル教育に基づく多様な留学支援制度の充実や若手研究者への研究支援など、世界に羽ばたくグローカル人材育成にも取り組んでいる。

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域１　教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

| 基準１－１　教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目１－１－１］<br>学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること | ・自己評価書の「Ⅰ　大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 | | |
| | ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第２号（その１の１）基本計画書） | | |
| | 1-1-1-01_農学部　設置計画の概要 | | |
| | 1-1-1-02_理工学研究科　設置計画の概要 | | |
| | 1-1-1-03_法文学部　設置計画の概要 | | |
| | 1-1-1-04_教育学研究科学校教育実践高度化専攻　基本計画書 | | |
| | 1-1-1-05_共同獣医学研究科　基本計画書 | | |
| | 1-1-1-06_農林水産学研究科　設置計画の概要 | | |
| | 1-1-1-07_理工学研究科工学専攻　基本計画書 | | |
| | 1-1-1-08_理工学研究科理学専攻　基本計画書 | | |
| | 1-1-1-09_工学部建築学科　基本計画書 | | |
| | 1-1-1-10_工学部先進工学科　基本計画書 | | |
| | 1-1-1-11_理学部理学科　基本計画書 | | |
| | 1-1-1-12_教育学部　概算要求学部組織整備計画 | | |
| | 1-1-1-13_教育学研究科学校教育実践高度化専攻　基本計画書 | | |
| | ・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 | | |
| | 1-1-1-14_国立大学法人鹿児島大学と国立大学法人山口大学との獣医学部に関する共同教育課程の編成及び実施に関する協定書 | | |
| | 1-1-1-15_国立大学法人鹿児島大学と国立大学法人山口大学との間の大学院における獣医学に関する共同教育課程の編成及び実施に関する協定書 | | |
| | 1-1-1-16_鹿児島大学と山口大学の共同獣医学部協議会規則 | | |
| | 1-1-1-17_鹿児島大学と山口大学の大学院共同獣医学研究科協議会規則 | | |
| | 1-1-1-18_第95回共同獣医学部協議会・第29回共同獣医学研究科協議会議事要旨 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| ②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準１－２　教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目１－２－１］<br>大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること | ・認証評価共通基礎データ様式 | | |
| | 認証評価共通基礎データ様式 | | |
| ［分析項目１－２－２］<br>教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと | ・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式１－２－２） | | |
| | 1-2-2_教員の年齢別・性別内訳 | | |
| | 1-2-2-01_教員選考時における女性研究者へのポジティブアクション | | |
| | 1-2-2-02_鹿児島大学男女共同参画行動計画（2021～2025）（R3～R7） | | |
| | 1-2-2-03_女性活躍推進法）国立大学法人鹿児島大学行動計画 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

１月から２月にかけて総務担当理事及び副学長が、各学系長と個別に懇談を行い、女性教員増加にむけて意識啓発活動を行った。
（女性教員の比率を上昇のための取組）
・教員選考（研究員含む）におけるポジティブアクションとして、「プラスファクター方式の公募」と「女性に特化及び限定した公募」を大学として決定。
・鹿児島大学男女共同参画行動計画の中で、「女性研究者在職比率23%以上」、「自然科学系分野における女性研究者採用率30%以上」、「上位職（教授・准教授）に占める女性比率15%以上」を設定
・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画となる国立大学法人鹿児島大学行動計画の目標として、「教育職（研究職を含む）採用者に占める女性割合を30% 以上」、「上位職（教授・准教授）に占める女性教員比率15%以上」を設定等、対応を進めている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準１－３　教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目１－３－１］<br>教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること | ・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式１－３－１） | | |
| | 1-3-1_教員組織と教育組織の対応表 | | |
| | ・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） | | |
| | 1-3-1-01_鹿児島大学学則 | 第5条～5条の2、第6条～12条の2 | |
| | 1-3-1-02_鹿児島大学大学院学則 | 第4条～6条 | |
| | ・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） | | |
| | 1-3-1-01_鹿児島大学学則 | 第18条 | 再掲 |
| | 1-3-1-02_鹿児島大学大学院学則 | 第13条 | 再掲 |
| | 1-3-1-03_国立大学法人鹿児島大学組織規則 | | |
| | ・責任者の氏名が分かる資料 | | |
| | 1-3-1-04_役職員等(鹿児島大学概要抜粋) | | |
| ［分析項目１－３－２］<br>教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること | ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式１－３－２） | | |
| | 1-3-2_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 | | |
| | ・教授会等の組織構成図、運営規定等 | | |
| | 1-3-2-01_鹿児島大学法文学部教授会規則 | | |
| | 1-3-2-02_鹿児島大学教育学部教授会規則 | | |
| | 1-3-2-03_鹿児島大学理学部教授会規則 | | |
| | 1-3-2-04_鹿児島大学医学部教授会規則 | | |
| | 1-3-2-05_鹿児島大学歯学部教授会規則 | | |
| | 1-3-2-06_鹿児島大学工学部教授会規則 | | |
| | 1-3-2-07_鹿児島大学農学部教授会規則 | | |
| | 1-3-2-08_鹿児島大学農学部代議員会規則 | | |
| | 1-3-2-09_鹿児島大学水産学部教授会規則 | | |
| | 1-3-2-10_鹿児島大学共同獣医学部教授会規則 | | |
| | 1-3-2-11_鹿児島大学大学院人文社会科学研究科教授会規則 | | |
| | 1-3-2-12_鹿児島大学大学院教育学研究科委員会規則 | | |
| | 1-3-2-13_鹿児島大学大学院保健学研究科教授会規則 | | |
| | 1-3-2-14_鹿児島大学大学院理工学研究科教授会規則 | | |
| | 1-3-2-15_鹿児島大学大学院農林水産学研究科教授会規則 | | |
| | 1-3-2-16_鹿児島大学大学院農林水産学研究科代議員会規則 | | |
| | 1-3-2-17_鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授会規則 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 1-3-2-18_鹿児島大学大学院臨床心理学研究科教授会規則 | | |
| | 1-3-2-19_鹿児島大学大学院共同獣医学研究科教授会規則 | | |
| | 1-3-2-20_鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会規則 | | |
| | 1-3-2-21_鹿児島大学大学院連合農学研究科代議員会規則 | | |
| | 1-3-2-22_鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会規則及び代議委員会規則の運用に関する申合せ | | |
| | 1-3-2-23_鹿児島大学共通教育センター運営委員会規則 | | |
| | 1-3-2-24_鹿児島大学共通教育センター企画会議設置要項 | | |
| ［分析項目１－３－３］<br>全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること | ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式１－３－３） | | |
| | 1-3-3_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 | | |
| | 1-3-3-01_国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会規則 | 第4条第3項 | |
| | ・組織構成図、運営規定等 | | |
| | 1-3-3-01_国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会規則 | | 再掲 |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域２　内部質保証に関する基準

：「該当なし」

| 基準２－１　【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目２－１－１］<br>大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること | ・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式２－１－１） | | |
| | 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-01 国立大学法人鹿児島大学組織規則 | | |
| | 2-1-1-02 国立大学法人鹿児島大学役員会規則 | 第3条 | |
| | 2-1-1-03 国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則 | 第3条 | |
| | 2-1-1-04 国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会規則 | 第3条 | |
| | 2-1-1-05 国立大学法人鹿児島大学大学運営会議規則 | | |
| | 2-1-1-06 国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則 | | |
| | 2-1-1-07 国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する細則 | | |
| | | | |
| ［分析項目２－１－２］<br>それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること | ・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式２－１－２） | | |
| | 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-1-2-01 鹿児島大学学則 | | |
| | 2-1-2-02 鹿児島大学大学院学則 | | |
| | 2-1-1-06 国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則 | | 再掲 |
| | 2-1-2-03 国立大学法人鹿児島大学教務委員会規則 | | |
| | 2-1-2-04 鹿児島大学法文学部規則 | | |
| | 2-1-2-05 鹿児島大学法文学部等委員会規則 | （評価委員会、FD委員会） | |
| | 2-1-2-06 鹿児島大学教育学部規則 | | |
| | 2-1-2-07 鹿児島大学理学部規則 | | |
| | 2-1-2-08 鹿児島大学医学部規則 | | |
| | 2-1-2-09 鹿児島大学歯学部規則 | | |
| | 2-1-2-10 鹿児島大学工学部規則 | | |
| | 2-1-2-11 鹿児島大学農学部履修規則 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 2-1-2-12_鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース履修規則 | | |
| 2-1-2-13_鹿児島大学水産学部カリキュラム企画委員会規則 | | |
| 2-1-2-14_鹿児島大学水産学部カリキュラムPDM | | |
| 2-1-2-15_鹿児島大学水産学部履修規則 | | |
| 2-1-2-16_鹿児島大学水産学部学務管理PDM | | |
| 2-1-2-17_鹿児島大学水産学部教育システム管理委員会規則 | | |
| 2-1-2-18_鹿児島大学共同獣医学部規則 | | |
| 2-1-2-19_鹿児島大学大学院人文社会科学研究科規則 | | |
| 2-1-2-20_鹿児島大学大学院教育学研究科規則 | | |
| 2-1-2-21_鹿児島大学大学院保健学研究科規則 | | |
| 2-1-2-22_鹿児島大学大学院理工学研究科規則 | | |
| 2-1-2-23_鹿児島大学大学院医歯学総合研究科規則 | | |
| 2-1-2-24_鹿児島大学大学院農林水産学研究科規則 | | |
| 2-1-2-25_鹿児島大学大学院臨床心理学研究科規則 | | |
| 2-1-2-26_鹿児島大学大学院共同獣医学研究科規則 | | |
| 2-1-2-27_鹿児島大学大学院連合農学研究科規則 | | |
| 2-1-2-28_国立大学法人鹿児島大学共通教育センター規則 | | |
| ・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。） | | |
| 2-1-2-29_大学基準協会獣医学教育自己点検・評価ワークシート | | |
| 2-1-2-30_欧州獣医学教育機関協会（EAEVE）自己評価書 | | |
| 2-1-2-31_鹿児島大学大学院共同獣医学研究科・山口大学大学院共同獣医学研究科獣医学専攻に係る全体としての教育研究活動の状況報告書 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目２－１－３］<br>施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること | ・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式２－１－３） | | |
| | 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-06 国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-07_国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する細則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-01 国立大学法人鹿児島大学施設マネジメント委員会規則 | | |
| | 2-1-3-02_国立大学法人鹿児島大学施設等の有効利用に関する規則 | 第2条 | |
| | 2-1-3-03 鹿児島大学キャンパスマスタープラン2015 | | |
| | 2-1-3-04_国立大学法人鹿児島大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則 | | |
| | 2-1-3-05 国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会規則 | | |
| | 2-1-3-06 国立大学法人鹿児島大学障害学生支援委員会規則 | | |
| | 2-1-3-07 国立大学法人鹿児島大学キャリア形成支援委員会規則 | | |
| | 2-1-3-08 鹿児島大学入学者選抜規則 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述する

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準２－２　【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目２－２－１］<br>それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること<br>（１）学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること<br>（２）教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること<br>（３）学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-04_国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会規則 | 第3条 | 再掲 |
| | 2-1-1-06_国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-07_国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する細則 | | 再掲 |
| | 2-2-1-01_国立大学法人鹿児島大学における教育の内部質保証に関する推進要項 | | |
| ［分析項目２－２－２］<br>教育課程ごとの点検・評価において、領域６の各基準に照らした判断が行うことが定められていること | ・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式２－２－２） | | |
| | 2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-2-1-01_国立大学法人鹿児島大学における教育の内部質保証に関する推進要項 | | 再掲 |
| ［分析項目２－２－３］<br>施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること | ・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式２－２－３） | | |
| | 2-2-3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-06_国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-07_国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する細則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-01_国立大学法人鹿児島大学施設マネジメント委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-02_国立大学法人鹿児島大学施設等の有効利用に関する規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-05_国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-06_国立大学法人鹿児島大学障害学生支援委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-07_国立大学法人鹿児島大学キャリア形成支援委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-08_鹿児島大学入学者選抜規則 | | 再掲 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目２－２－４］<br>機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること | ・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式２－２－４） | | |
| | 2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-07 国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する細則 | | 再掲 |
| | 2-2-1-01_国立大学法人鹿児島大学における教育の内部質保証に関する推進要項 | | 再掲 |
| | 2-2-4-03 卒業（修了）者の就職先へのアンケート調査実施要項 | | |
| ［分析項目２－２－５］<br>機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること | ・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式２－２－５） | | |
| | 2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-06 国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-07 国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する細則 | | 再掲 |
| | 2-2-1-01 国立大学法人鹿児島大学における教育の内部質保証に関する推進要項 | | 再掲 |
| | 2-1-2-03 国立大学法人鹿児島大学教務委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-04 国立大学法人鹿児島大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-01 国立大学法人鹿児島大学施設マネジメント委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-05_国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-06 国立大学法人鹿児島大学障害学生支援委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-07_国立大学法人鹿児島大学キャリア形成支援委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-08 鹿児島大学入学者選抜規則 | | 再掲 |
| | 2-2-5-01_国立大学法人鹿児島大学共通教育委員会規則 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目２－２－６］<br>機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること | ・実施の責任主体一覧（別紙様式２－２－６） | | |
| | 2-2-6 実施の責任主体一覧 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-06 国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-07_国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する細則 | | 再掲 |
| | 2-2-1-01 国立大学法人鹿児島大学における教育の内部質保証に関する推進要項 | | 再掲 |
| | 2-1-2-03_国立大学法人鹿児島大学教務委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-04 国立大学法人鹿児島大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-01_国立大学法人鹿児島大学施設マネジメント委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-05 国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-06 国立大学法人鹿児島大学障害学生支援委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-07 国立大学法人鹿児島大学キャリア形成支援委員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-3-08 鹿児島大学入学者選抜規則 | | 再掲 |
| | 2-2-5-01_国立大学法人鹿児島大学共通教育委員会規則 | | 再掲 |
| ［分析項目２－２－７］<br>機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-06_国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-07 国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する細則 | | 再掲 |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述する

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・　品質保証規格ISO 9001 に準拠した「学部教育システム要綱 第 1(3) 版」を制定し、教育課程について責任の所在や質保証の体制を整備している。

【改善を要する事項】

**基準２－３　【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目２－３－１］<br>自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること | ・計画等の進捗状況一覧（別紙様式２－３－１） | | |
| | 2-3-1 計画等の進捗状況一覧 | | |
| ［分析項目２－３－２］<br>機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析） | ・該当する報告書等 | | |
| | 2-3-2-01_データで見る鹿児島大学Fact Book | | |
| | 2-3-2-02 （大学基準協会）鹿児島大学・山口大学共同獣医学部獣医学科に対する評価結果 | | |
| | 2-3-2-03 （EAEVE）欧州獣医学教育機関協会認証評価　評価結果 | | |
| | 2-3-2-04_国際実験動物ケア評価（AAALAC国際認証評議会）評価結果 | | |
| ［分析項目２－３－３］<br>機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析） | ・該当する報告書等 | | |
| | 2-3-3-01 P-SEG海外研修報告会コメントシート | | |
| | 2-3-3-02_ポスターセッション来場者アンケート | | |
| | 2-3-3-03 2019年度文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者へのアンケート | | |
| | 2-3-3-04 Study Japan Program　授業評価アンケート | | |
| | 2-3-3-05 Study Japan Program　オープンクラス参加者アンケート | | |
| | 2-3-3-06_グロスペ外国語日本人学生アンケート（受講後アンケートフォームにて実施　56人分集計） | | |
| | 2-3-3-07_派遣留学報告書様式（2020） | | |
| | 2-3-3-08 鹿大「進取の精神」支援基金学生海外派遣事業（長期派遣留学）留学終了報告書 | | |
| | 2-3-3-09_トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム 留学状況報告書 | | |
| | 2-3-3-10 2019年度外国語スピーキングランチテーブル担当学生のコメントシート | | |
| | 2-3-3-11_大学IRコンソーシアムアンケート2015　調査報告書 | | |
| | 2-3-3-12 大学IRコンソーシアムアンケート2016　調査報告書 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 2-3-3-13_大学IRコンソーシアムアンケート2017　調査報告書 | | |
| 2-3-3-14_大学IRコンソーシアムアンケート2018　調査報告書 | | |
| 2-3-3-15_2019年度鹿児島大学卒業予定者アンケート結果報告書 | | |
| 2-3-3-16_平成30年度第1回教務委員会議事要旨　卒業・修了生アンケートについて | | |
| 2-3-3-17_学生生活実態調査報告書（ホームページ） | | |
| 2-3-3-18_平成29年度学生生活実態調査　調査報告書 | | |
| 2-3-3-19_学長と学部新入生との懇談会（ホームページ） | | |
| 2-3-3-20_学生からの意見等に対する対応等について（ホームページ） | | |
| 2-3-3-21_平成27年度　鹿児島大学工学部FD委員会活動報告書 | | |
| 2-3-3-22_平成28年度　鹿児島大学工学部FD委員会活動報告書 | | |
| 2-3-3-23_平成29年度　鹿児島大学工学部FD委員会活動報告書 | | |
| 2-3-3-24_平成30年度_鹿児島大学工学部FD委員会活動報告書 | | |
| 2-3-3-25_令和元年度　鹿児島大学工学部FD委員会活動報告書 | | |
| 2-3-3-26_令和２年度_鹿児島大学工学部FD委員会活動報告書 | | |
| 2-3-3-27_授業評価アンケートを利用した授業改善に関する申合せ(工学部) | | |
| 2-3-3-28_【実施依頼】令和2年度工学部前期授業評価アンケート | | |
| 2-3-3-29_工学部前期授業評価アンケート実施要領 | | |
| 2-3-3-30_令和２年度前期工学部授業計画改善書提出依頼 | | |
| 2-3-3-31_工学部授業評価アンケート結果シート | | |
| 2-3-3-32_鹿児島大学水産学部　2017年度マネジメントレビュー | | |
| 2-3-3-33_理工学研究科博士前期課程授業評価アンケート | | |
| 2-3-3-34_理工学研究科博士前期課程・令和２年度後期授業アンケート実施依頼 | | |
| 2-3-3-35_理工学研究科令和２年度前期授業計画改善書の提出依頼 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 2-3-3-36 授業評価アンケート結果シート(理工学研究科) | | |
| 2-3-3-37 平成27年度 鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| 2-3-3-38_平成28年度 鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| 2-3-3-39 平成29年度 鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| 2-3-3-40_平成30年度 鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| 2-3-3-41 令和元年度 鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| 2-3-3-42_令和２年度 鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| 2-3-3-43 平成29年度共通教育センターFD報告書 | | |
| 2-3-3-44_平成30年度共通教育センターFD報告書 | | |
| 2-3-3-45 令和元年度共通教育センターFD報告書 | | |
| 2-3-3-46 令和２年度共通教育センターFD報告書 | | |
| 2-3-3-47 平成29年度前期授業改善メモのまとめについ て | | |
| 2-3-3-48 平成29年度後期授業改善メモのまとめについて | | |
| 2-3-3-49 平成30年度授業改善メモのまとめについて | | |
| 2-3-3-50 令和元年度前期授業改善メモのまとめについて | | |
| 2-3-3-51_令和元年度後期授業改善メモのまとめについて | | |
| 2-3-3-52 令和２年度前期授業改善メモのまとめについて | | |
| ・領域４、５、６の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目２－３－４］<br>　質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析） | ・該当する第三者による検証等の報告書 | | |
| | 2-1-2-29 大学基準協会獣医学教育自己点検・評価ワークシート | | 再掲 |
| | 2-1-2-30_欧州獣医学教育機関協会（EAEVE）自己評価書 | | 再掲 |
| | 2-3-2-02 （大学基準協会）鹿児島大学・山口大学共同獣医学部獣医学科に対する評価結果 | | 再掲 |
| | 2-3-2-03_（EAEVE）欧州獣医学教育機関協会認証評価　評価結果 | | 再掲 |
| | 2-3-2-04 国際実験動物ケア評価（AAALAC国際認証評議会）評価結果 | | 再掲 |
| | 2-3-4-01_医学教育分野別評価 鹿児島大学医学部医学科 年次報告書 2020年度 | | |
| | 2-3-4-02 JABEE（日本技術者教育認定機構）認定(電気電子工学科)（非公表） | | |
| | 2-3-4-03 JABEE（日本技術者教育認定機構）認定(建築学科)（非公表） | | |
| | 2-3-4-04 JABEE（日本技術者教育認定機構）認定(化学生命工学科)（非公表） | | |
| | 2-3-4-05 JABEE（日本技術者教育認定機構）認定(海洋土木工学科)（非公表） | | |
| | 2-3-4-06 JABEE（日本技術者教育認定機構）認定(機械工学科)（非公表） | | |
| | 2-3-4-07 （EAEVE）欧州獣医学教育機関協会認証評価　審査最終評価結果報告書 | | |
| | 2-3-4-08 鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻認証評価結果 | | |
| | 2-3-4-09 臨床心理分野専門職大学院平成28年度認証評価報告書 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

2-3-2-01_鹿児島大学Fact Bookは、鹿児島大学のInstitutional Research（IR）活動の一環として、平成16年度からの既存の公開されている情報を活用し、その推移・割合をグラフで可視化したデータ集で、使用している基礎情報は、文部科学省が公表している「学校基本調査」や、鹿児島大学が発刊している「鹿児島大学概要」などの公表済みのデータをグラフ化したものであり、鹿児島大学の自己点検評価の基礎資料として活用し、大学ホームページで公表し、大学の見える化に貢献している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述する

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・欧米水準の獣医学教育を実施するために、共同獣医学部における教育体制の整備を進めるとともに、北海道大学、帯広畜産大学及び山口大学と連携して教育カリキュラムの改編と教育コンテンツの充実を図り、令和元年度にアジア初となる欧州獣医学教育機関協会(EAEVE)による認証を取得した。その後もEAEVEによる認証更新に向けて、引き続き評価基準に関する調査を実施しながら、教育の高水準化を図っている。また、EAEVE認証を目指す他の国内獣医系大学における教育改革を後押しする取組みを行うとともに、アジアにおける認証評価基準構築のためのデータを蓄積し、EAEVE認証取得校として、我が国の獣医学教育の欧米水準化を牽引している。
・AAALAC International(旧国際実験動物ケア評価認証協会)による認証を得て、共同獣医学部附属総合動物実験施設で行われる動物の使用を伴う教育研究活動が、動物福祉に配慮した先進的な水準であることを証明できた。この認証取得により、欧米水準の動物福祉と動物実験倫理を求める海外研究機関との共同研究を実施できるトランスレーショナルリサーチ拠点及びライフサイエンス分野で活躍できる国際水準の獣医師養成拠点として、本学部の世界への展開力が強化された。
・大学基準協会(JUAA)による獣医学教育認証を得て、我が国初の共同獣医学部教育が、我が国の獣医学教育の水準に達しており、獣医学士課程として質保証されていることを社会に対して広く広報することができた。
・医学部は、第三者評価機関である一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）が実施する、平成29年度の医学教育分野別評価を受審し、評価基準に適合していることが認定された（認定期間：平成30年４月１日～令和７年３月31日）。このことは、世界医学教育連盟（WFME）が定める医学教育分野別評価基準の全てを満たしたことにより、医学部の医学教育の質が国際的見地から保証されたことを意味しており、今後も更なる医学教育の充実・向上に努めることとしている。

【改善を要する事項】

| 基準２－４　教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目２－４－１］<br>学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-4-1-01_鹿児島大学改革検討会議要項 | | |
| | 2-1-1-02_国立大学法人鹿児島大学役員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-03_国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-04_国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-06_国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則 | | 再掲 |
| | ・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 | | |
| | 2-4-1-02_270423第165回役員会（定例）（農学部及び理工学研究科の改組について）議事要旨・資料 | | |
| | 2-4-1-03_280128第175回役員会（定例）（教職大学院の設置）議事要旨・資料 | | |
| | 2-4-1-04_280318第177回役員会（法文学部及び教育学部の改組について）議事要旨・資料 | | |
| | 2-4-1-05_281124第187回役員会（定例）（山口大学との共同獣医学研究科の設置）議事要旨・資料 | | |
| | 2-4-1-06_平成29年度第1回大学改革検討会議（大学改革構想関連）議事要旨・資料 | | |
| | 2-4-1-07_300315第207回役員会（定例）（農林水産学研究科の設置）議事要旨・資料 | | |
| | 2-4-1-08_310333第221回役員会（定例）（理学部、工学部、理工学研究科及び教育学部の改組）議事要旨・資料 | | |
| | 2-4-1-09_020319第236回役員会（定例）（教育学研究科の改組と附属小学校の学級減）議事要旨・資料 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目２－４－１］18歳人口減少問題や第3期中期目標期間の運営費交付金削減問題（人件費問題）等の大学を取り巻く様々な状況の変化への対応及び中央教育審議会等の各種答申・提言・報告書等を踏まえ、本学の将来を見据えた改革と機能強化の方向性について検討及び検証する組織として「鹿児島大学改革検討会議」を平成28年6月に設置している。当該会議では、学部、研究科等の組織再編や入学定員増減等に際し、様々な情報やデータを基に検証の上、時代のニーズに沿った教育課程の見直しや充実を図るための改組案を策定し文部科学省への事前相談を経て、教育研究評議会、経営協議会、役員会等で審議を行っている。

| ②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述する | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準２－５　組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目２－５－１］<br>教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること | ・教員の採用・昇任の状況（過去５年分）（別紙様式２－５－１） | | |
| | 2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去５年分）（非公表） | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-5-1-01 国立大学法人鹿児島大学人事基本方針(非公表) | | |
| | 2-5-1-02_鹿児島大学教員の選考に関する規則（非公表） | | |
| | 2-5-1-03 鹿児島大学教員の資格に関する規則（非公表） | | |
| | ・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 | | |
| | 2-5-1-04 総合教育学系専任教員選考要領（非公表） | | |
| | 2-5-1-05 令和元年度法文学部昇給区分判定資料（基表まとめ）　（非公表） | | |
| | 2-5-1-06 教員資格審査調書様式(理工学域工学系)（非公表） | | |
| | 2-5-1-07 資格審査調書記載要領(理工学域工学系)（非公表） | | |
| | ・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 | | |
| | 2-5-1-06 教員資格審査調書様式(理工学域工学系)（非公表） | | 再掲 |
| | 2-5-1-07_資格審査調書記載要領(理工学域工学系)（非公表） | | 再掲 |
| | 2-5-1-08 教員資格審査調書（理工学域）（非公表） | | |
| | 2-5-1-09 「教員資格審査調書」記載要領（理工学域）（非公表） | | |
| | 2-5-1-10 理工学域人事委員会規則（非公表） | | |
| | 2-5-1-11 鹿児島大学大学院理工学研究科教員資格審査基準（非公表） | | |
| | 2-5-1-12_鹿児島大学大学院理工学研究科教員資格審査内規（非公表） | | |
| | 2-5-1-13 鹿児島大学大学院理工学研究科教員資格審査基準に関する申合せ（非公開） | | |
| | 2-5-1-14_助教の理工学研究科指導教員及び授業担当に関する申合せ（非公表） | | |
| | 2-5-1-15 鹿児島大学臨床心理学系実務家教員選考基準に関する申合せ（非公表） | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目２－５－２］<br>教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること | ・教員業績評価の実施状況（別紙様式２－５－２） | | |
| | 2-5-2 教員業績評価の実施状況 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-5-2-01 国立大学法人鹿児島大学教員業績評価に関する基本方針(非公表) | | |
| | 2-5-2-02_国立大学法人鹿児島大学教員の昇給実施要領（非公表） | | |
| | 2-5-2-03 大学教員の昇給制度における昇給区分Ｄ、Ｅの全学共通の基準（非公表） | | |
| | 2-5-2-04 国立大学法人鹿児島大学における令和2年4月1日以降に年俸制の適用を受けた教員の給与に関する規則（非公表） | | |
| | 2-5-2-05 国立大学法人鹿児島大学における令和2年3月31日以前に年俸制の適用を受けた教員の給与に関する規則（非公表） | | |
| | 2-5-2-06 鹿児島大学勤勉手当支給要領（非公表） | | |
| ［分析項目２－５－３］<br>評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること | ・評価結果に基づく取組（別紙様式２－５－３） | | |
| | 2-5-3 評価結果に基づく取組 | | |
| | ・反映される規定がある場合は明文化された規定類 | | |
| | 2-5-2-01 国立大学法人鹿児島大学教員業績評価に関する基本方針(非公表) | | 再掲 |
| | 2-5-2-02 国立大学法人鹿児島大学教員の昇給実施要領（非公表） | | 再掲 |
| | 2-5-2-03 大学教員の昇給制度における昇給区分Ｄ、Ｅの全学共通の基準（非公表） | | 再掲 |
| | 2-5-2-04 国立大学法人鹿児島大学における令和2年4月1日以降に年俸制の適用を受けた教員の給与に関する規則（非公表） | | 再掲 |
| | 2-5-2-05 国立大学法人鹿児島大学における令和2年3月31日以前に年俸制の適用を受けた教員の給与に関する規則（非公表） | | 再掲 |
| | 2-5-2-06 鹿児島大学勤勉手当支給要領（非公表） | | 再掲 |
| | ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） | | |
| | 2-5-2-01 国立大学法人鹿児島大学教員業績評価に関する基本方針(非公表) | | 再掲 |
| | 2-5-2-02 国立大学法人鹿児島大学教員の昇給実施要領（非公表） | | 再掲 |
| | 2-5-2-03 大学教員の昇給制度における昇給区分Ｄ、Ｅの全学共通の基準（非公表） | | 再掲 |
| | 2-5-2-04 国立大学法人鹿児島大学における令和2年4月1日以降に年俸制の適用を受けた教員の給与に関する規則（非公表） | | 再掲 |
| | 2-5-2-05 国立大学法人鹿児島大学における令和2年3月31日以前に年俸制の適用を受けた教員の給与に関する規則（非公表） | | 再掲 |
| | 2-5-2-06 鹿児島大学勤勉手当支給要領（非公表） | | 再掲 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目２－５－４］<br>授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）を組織的に実施していること | ・ＦＤの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式２－５－４） | | |
| | 2-5-4 ＦＤの内容・方法及び実施状況一覧 | | |
| ［分析項目２－５－５］<br>教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること | ・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式２－５－５） | | |
| | 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧 | | |
| | ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 | | |
| | 2-5-5-01 国立大学法人鹿児島大学事務組織規則 | | |
| | 2-5-5-02_鹿児島大学法文学部事務分掌規則 | | |
| | 2-5-5-03 鹿児島大学教育学部事務分掌規則 | | |
| | 2-5-5-04_鹿児島大学教育学部事務部座席表 | | |
| | 2-5-5-05 鹿児島大学理工学研究科等事務分掌規則 | | |
| | 2-5-5-06 理工学研究科等事務部の事務分掌の確認事項 | | |
| | 2-5-5-07 理工学研究科等事務部理学系事務課配置表 | | |
| | 2-5-5-08 理工学研究科等研究科・工学系事務・技術部機構図 | | |
| | 2-5-5-09 鹿児島大学医歯学総合研究科等事務分掌規則 | | |
| | 2-5-5-10 鹿児島大学農学部・共同獣医学部等事務分掌規則 | | |
| | 2-5-5-11 農学部・共同獣医学部等事務部一般職員等配置表 | | |
| | 2-5-5-12 鹿児島大学農学部附属農場・附属演習林及び教育学部実習地技術部組織図 | | |
| | 2-5-5-13 連大事務室事務分掌（国立大学法人鹿児島大学事務組織規則抜粋） | | |
| | 2-3-4-09 臨床心理分野専門職大学院平成28年度認証評価報告書 | 第9章管理運営等 | 再掲 |
| | ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 | | |
| | 2-5-5-07 理工学研究科等事務部理学系事務課配置表 | | 再掲 |
| | 2-5-5-08 理工学研究科等研究科・工学系事務・技術部機構図 | | 再掲 |
| | 2-5-5-09 鹿児島大学医歯学総合研究科等事務分掌規則 | | 再掲 |
| | 2-5-5-10 鹿児島大学農学部・共同獣医学部等事務分掌規則 | | 再掲 |
| | 2-5-5-11 農学部・共同獣医学部等事務部一般職員等配置表 | | 再掲 |
| | 2-5-5-12 鹿児島大学農学部附属農場・附属演習林及び教育学部実習地技術部組織図 | | 再掲 |
| | 2-5-5-14 鹿児島大学技術部現員配置表 | | |
| | 2-5-5-15 鹿児島大学大学院理工学研究科技術部組織規則 | | |
| | 2-5-5-16 鹿児島大学大学院理工学研究科技術部の工学専攻技術職員の業務に関する申合せ | | |
| | 2-5-5-17 鹿児島大学水産学部事務分掌規則 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 2-5-5-18 水産学部所掌事務と担当者総表 | | |
| 2-5-5-19 学術情報部常勤・非常勤職員配置表・事務分掌 | | |
| ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やＴＡ等の配置状況、活用状況が確認できる資料 | | |
| 2-5-5-08 理工学研究科等研究科・工学系事務・技術部機構図 | | 再掲 |
| 2-5-5-09 鹿児島大学医歯学総合研究科等事務分掌規則 | | 再掲 |
| 2-5-5-20 法文学部・人文社会科学研究科TA雇用計画書（TA活動報告書）（非公表） | | |
| 2-5-5-21 教育学部令和2年度ティーチングアシスタント採用名簿（非公表） | | |
| 2-5-5-22 理学部　TA雇用一覧（非公表） | | |
| 2-5-5-23 水産学部TA雇用計画書（非公表） | | |
| 2-5-5-24 医歯学総合研究科等ティーチング・アシスタント（TA）の実施計画・ 出退勤時間等確認表（TA・RA分） | | |
| 2-5-5-25 【R2前期】理工学研究科TA調書（非公表） | | |
| 2-5-5-26_【R2後期】理工学研究科TA調書（非公表） | | |
| 2-5-5-27 理工学研究科【教員経費】RA採用者名簿(非公表) | | |
| 2-5-5-28 理工学研究科【研究科経費】RA採用者名簿（非公表） | | |
| 2-5-5-29 理工学研究科ティーチング・アシスタント活動報告書（非公表） | | |
| 2-5-5-30 理工学研究科規則リサーチアシスタント活動報告書（非公表） | | |
| 2-5-5-31_農林水産学研究科TA調書（非公表） | | |
| 2-5-5-32 連合農学研究科TA・RA採用一覧（非公表） | | |
| 2-5-5-33_連合獣医学研究科・共同獣医学研究科TA調書（非公表） | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目２－５－６］<br>教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること | ・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式２－５－６） | | |
| | 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 | | |
| | ・ＴＡ等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 | | |
| | 2-5-6-01 ティーチング・アシスタント指導マニュアル | | |
| | 2-5-6-02_共通教育科目における学習アドバイザー指導マニュアル | | |
| | 2-5-6-03 学習アドバイザー説明会 | | |
| | 2-5-6-04_教育学研究科TAマニュアル（勤務の心得） | | |
| | 2-5-6-05 理工学研究科技術部スキルアップ研修『ビデオ会議、ZOOMの使用方法』（令和2年度） | | |
| | 2-5-6-06_鹿児島大学大学院理工学研究科技術部技術グループに関する要項 | | |
| | 2-5-6-07 理工学研究科技術部スキルアップ研修(平成28年度) | | |
| | 2-5-6-08 理工学研究科技術部交流会2019スケジュール | | |
| | 2-5-6-09 理工学研究科技術部新人研修2019スケジュール案 20190329 | | |
| | 2-5-6-10 大学院理工学研究科技術部2016活動報告書 Vol11 | | |
| | 2-5-6-11 大学院理工学研究科技術部2017活動報告書 Vol12 | | |
| | 2-5-6-12 大学院理工学研究科技術部2018活動報告書 Vol13 | | |
| | 2-5-6-13_大学院理工学研究科技術部2019活動報告書 Vol14 | | |
| | 2-5-6-14 理工学研究科技術部外部講師招聘28年ポスター | | |
| | 2-5-6-15 理工学研究科技術部外部講師招聘2017ポスター | | |
| | 2-5-6-16 平成30年度理工学研究科技術部 招聘研修スケジュール | | |
| | 2-5-6-17_平成28年度スパークプラズマ焼結装置講習会案内について（工学部） | | |
| | 2-5-6-18 平成29年度スパークプラズマ焼結装置講習会案内について（工学部） | | |
| | 2-5-6-19 令和元年度スパークプラズマ焼結装置講習会案内について（工学部） | | |
| | 2-5-6-20 令和2年度スパークプラズマ焼結装置講習会案内について（工学部） | | |
| | 2-5-6-21 水産学部実験実習支援一覧 | | |
| | 2-5-6-22_水産学部技術職員の研修一覧（H27～） | | |
| | 2-5-6-23 2020年度連合農学研究科TA研修会 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| ②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述する | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■　当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域３　財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

**基準３－１　財務運営が大学等の目的に照らして適切であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目３－１－１］<br>毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること | ・直近年度の財務諸表 | | |
| | 3-1-1-01_鹿児島大学令和２年度財務諸表 | | |
| | ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 | | |
| | 3-1-1-02_財務諸表に係る監事及び会計監査人の監査報告書 | | |
| ［分析項目３－１－２］<br>教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること | ・予算・決算の状況（過去５年間分）がわかる資料（別紙様式３－１－２） | | |
| | 3-1-2_予算・決算の状況（過去５年間分）がわかる資料 | | |
| | ・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 | | |
| | 3-1-2_予算・決算の状況（過去５年間分）がわかる資料 | | 再掲 |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準３－２　管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目３－２－１］<br>大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること | ・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） | | |
| | 2-1-1-01_国立大学法人鹿児島大学組織規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-02_国立大学法人鹿児島大学役員会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-03_国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則 | | 再掲 |
| | 2-1-1-04_国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会規則 | | 再掲 |
| | ・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 | | |
| | ・役職者の名簿 | | |
| | 3-2-1-01_役員紹介 | | |
| ［分析項目３－２－２］<br>法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること | ・法令遵守事項一覧（別紙様式３－２－２）<br>・危機管理体制等一覧（別紙様式３－２－２） | | |
| | 3-2-2_法令遵守事項、危機管理体制等一覧 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準３－３　管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目３－３－１］<br>管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること | ・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目２－５―６教育支援者を含む。））（別紙様式３－３－１） | | |
| | 3-3-1_事務組織一覧 | | |
| | ・根拠となる規定類 | | |
| | 2-5-5-01 国立大学法人鹿児島大学事務組織規則 | | 再掲 |
| | ・事務組織の組織図 | | |
| | 3-3-1-01_事務組織 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準３－４　教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目３－４－１］<br>教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること | ・教職協働の状況（別紙様式３－４－１） | | |
| | 3-4-1_教職協働の状況 | | |
| ［分析項目３－４－２］<br>管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）を実施していること | ・ＳＤの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式３－４－２） | | |
| | 3-4-2_ＳＤの内容・方法及び実施状況一覧 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準３－５　財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目３－５－１］<br>監事が適切な役割を果たしていること | ・監事に関する規定 | | |
| | 3-5-1-01_国立大学法人鹿児島大学業務方法書 | | |
| | 3-5-1-02_国立大学法人鹿児島大学内部統制規則 | | |
| | 3-5-1-03_国立大学法人鹿児島大学監事監査規則 | | |
| | 1-3-1-03_国立大学法人鹿児島大学組織規則 | | 再掲 |
| | ・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） | | |
| | 3-5-1-04_令和3年度国立大学法人鹿児島大学監事監査計画 | | |
| | 3-5-1-05_令和元年度業務監査に関する報告書（非公表） | | |
| | 3-5-1-06_財務諸表に係る監事の監査報告書 | | |
| | ・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果 | | |
| ［分析項目３－５－２］<br>法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること | ・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） | | |
| | 3-5-2-01_財務諸表に係る会計監査人の監査報告書（非公表） | | |
| | ・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） | | |
| | 3-5-2-01_財務諸表に係る会計監査人の監査報告書（非公表） | | 再掲 |
| | 3-5-2-01_財務諸表に係る会計監査人の監査報告書（非公表） | | 再掲 |
| ［分析項目３－５－３］<br>独立性が担保された主体により内部監査を実施していること | ・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） | | |
| | 2-5-5-01_国立大学法人鹿児島大学事務組織規則 | | 再掲 |
| | ・内部監査に関する規定 | | |
| | 3-5-3-01_国立大学法人鹿児島大学内部監査規則 | | |
| | ・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） | | |
| | 3-5-3-02_令和3年度内部監査計画書 | | |
| | 3-5-3-03_令和2年度会計監査（書面監査・実地監査）の実施結果 | | |
| | 3-5-3-04_令和2年度業務監査（個人情報及び法人文書の管理状況）の実施結果 | | |
| | 3-5-3-05_令和2年度業務監査（人事事務処理状況）の実施結果 | | |
| | 3-5-3-06_令和2年度業務監査（情報セキュリティに関する監査）の実施結果 | | |
| ［分析項目３－５－４］<br>監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること | ・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） | | |
| | 3-5-4-01_監査法人との三者懇談会記録（非公表） | | |
| | 3-5-4-02_令和2年度監査計画概要説明及びディスカッション議事概要（非公表） | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準３－６　大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目３－６－１］<br>法令等が公表を求める事項を公表していること | ・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式３－６－１） | | |
| | 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| ②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■　当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域４　施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

**基準４－１　教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目４－１－１］<br>教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること | ・認証評価共通基礎データ様式 | | |
| | 認証評価共通基礎データ様式 | | |
| | ・夜間の授業又は２以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式４－１－１） | | |
| | 4-1-1_夜間の授業又は２以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧 | | |
| ［分析項目４－１－２］<br>法令が定める実習施設等が設置されていること | ・附属施設等一覧（別紙様式４－１－２） | | |
| | 4-1-2_附属施設等一覧 | | |
| | 4-1-2-01_鹿児島大学学則 | 第5条の2、第8条、第9条 | |
| ［分析項目４－１－３］<br>施設・設備における安全性について、配慮していること | ・施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式４－１－３） | | |
| | 4-1-3_施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況 | | |
| | ・施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 | | |
| | 4-1-3-01_施設実態報告(耐震化率・老朽化率) | | |
| | 4-1-3-02_鹿児島大学バリアフリーマップ | | |
| | 4-1-3-03_バリアフリー施設　共通教育棟1号館～4号館・第2体育館 | | |
| | ・安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 | | |
| | 4-1-3-01_施設実態報告(耐震化率・老朽化率) | | 再掲 |
| | 4-1-3-04_鹿児島大学（郡元地区）外灯配置図 | | |
| | 4-1-3-05_鹿児島大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規則 | | |
| | 4-1-3-06_防犯カメラ設置配置図（非公表） | | |
| | 4-1-3-07_工学部常駐警備委託契約書（非公表） | | |
| | 4-1-3-08_水産学部メール通知_【注意喚起】ハイイロゴケグモの発生について | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目４－１－４］<br>教育研究活動を展開する上で必要なＩＣＴ環境を整備し、それが有効に活用されていること | ・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） | | |
| | 4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） | | |
| | 4-1-4-02_令和2年度学術情報基盤実態調査　概要（昨年度との比較） | | |
| | 4-1-4-03_PC教室状況（学生便覧抜粋） | | |
| | 4-1-4-04 KNIT5無線AP設置状況（共通教育棟および第二体育館） | | |
| | 4-1-4-05 鹿児島大学共同獣医学部常設委員会規則（ICT委員会） | | |
| | 4-1-4-06_柴山文部科学大臣の双方向遠隔講義システム視察報告 | | |
| ［分析項目４－１－５］<br>大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること | ・学術情報基盤実態調査（大学図書館編） | | |
| | 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） | | |
| ［分析項目４－１－６］<br>自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること | ・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式４－１－６） | | |
| | 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準４－２　学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目４－２－１］<br>学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること | ・相談・助言体制等一覧（別紙様式４－２－１） | | |
| | 4-2-1 相談・助言体制等一覧 | | |
| | ・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 | | |
| | 4-2-1-01 鹿児島大学保健管理センター規則 | | |
| | 4-2-1-02 鹿児島大学学生何でも相談室規則 | | |
| | 4-2-1-03 国立大学法人鹿児島大学障害学生支援センター要項 | | |
| | 4-2-1-04 就職相談案内ポスター | | |
| | ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） | | |
| | 4-2-1-04 就職相談案内ポスター | | 再掲 |
| | 4-2-1-05 国立大学法人鹿児島大学ハラスメント防止に関する規則 | | |
| | 4-2-1-06 国立大学法人鹿児島大学ハラスメント防止委員会規則 | | |
| | 4-2-1-07 鹿児島大学ハラスメント防止のための指針 | | |
| | 4-2-1-08 ハラスメント相談員名簿（R2.11.23）（非公表） | | |
| | ・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 | | |
| | 4-2-1-04_就職相談案内ポスター | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 保健管理センター（ホームページ） | | |
| | 4-2-1-10_こころの健康相談案内（保健管理センター） | | |
| | 4-2-1-11 鹿児島大学ホームページ（学生何でも相談室） | | |
| | 4-2-1-12 2020学生便覧（学生何でも相談室） | | |
| | 4-2-1-13 障害学生支援センター（ホームページ） | | |
| | 4-2-1-14 障害学生支援センターリーフレット | | |
| | ・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 | | |
| | 4-2-1-15 令和2年度学生何でも相談室及び学生相談窓口への相談件数 | | |
| | 4-2-1-16 令和元年度学生何でも相談室及び学生相談窓口への相談件数 | | |
| | 4-2-1-17 R2学部就職相談状況 | | |
| | 4-2-1-18 R2就職支援ナビゲーターによる相談状況 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目４－２－２］<br>学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること | ・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式４－２－２） | | |
| | 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧 | | |
| ［分析項目４－２－３］<br>留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること | ・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式４－２－３） | | |
| | 4-2-3 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 | | |
| | 4-2-3-01_留学生管理システムを利用した一斉メールによる英文情報提供 | | |
| | 4-2-3-02 Handbook for International Students（日本語・英語版） | | |
| | 4-2-3-03_Handbook_korean（韓国語版） | | |
| | 4-2-3-04 グローバルセンター外国人留学生部門HP　鹿児島生活到着ガイダンス（英語、中国語、韓国語） | | |
| | 4-2-3-05 鹿児島大学国際交流会館概要（日・英） | | |
| | 4-2-3-06 外国人留学生新規入学者オリエンテーション資料（日・英） | | |
| | 4-2-3-07 留学生受入マニュアル（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語） | | |
| | 4-2-3-08_くらしのてびき（防災）（日本語・英語・中国語・韓国語） | | |
| | 4-2-3-09 学生緊急支援金（英語） | | |
| | 4-2-3-10_学生緊急支援金（中国語） | | |
| | 4-2-3-11 コロナ関連の留学生への通知資料（英語） | | |
| | 4-2-3-12_コロナ関連の留学生への通知資料（韓国語） | | |
| | 4-2-3-13 コロナ関連の留学生への通知資料（中国語） | | |
| ［分析項目４－２－４］<br>障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること | ・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式４－２－４） | | |
| | 4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況 | | |
| ［分析項目４－２－５］<br>学生に対する経済面での援助を行っていること | ・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式４－２－５） | | |
| | 4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧 | | |
| | ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 | | |
| | 4-2-5-01_奨学金周知（ホームページ） | | |
| | ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 | | |
| | 4-2-5-02_令和2年度日本学生支援機構奨学金等受給者数一覧 | | |
| | ・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 | | |
| | 4-2-5-03_鹿児島大学離島高等学校出身者支援スタートアップ奨学金要項 | | |
| | 4-2-5-04_令和2年度「鹿児島大学離島高等学校出身者スタートアップ奨学金」受給者数等について | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 4-2-5-05_鹿児島大学農学部・共同獣医学部武元忠男教育研究助成基金規則 | | |
| | 4-2-5-06_鹿児島大学農学部・共同獣医学部武元忠男教育研究助成基金運営委員会規則 | | |
| | 4-2-5-07_鹿児島大学農学部・共同獣医学部武元忠男教育研究助成基金事業実施細則 | | |
| | 4-2-5-08_鹿児島大学大学院農林水産学研究科における社会人学生奨学金制度に関する規則 | | |
| | 4-2-5-09_鹿児島大学大学院共同獣医学研究科における社会人学生奨学金制度に関する規則 | | |
| | ・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 | | |
| | 4-2-5-10_鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則 | | |
| | 4-2-5-11_鹿児島大学授業料免除に関する選考要領 | | |
| | 4-2-5-12_鹿児島大学入学料免除に関する選考要領 | | |
| | ・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 | | |
| | 4-2-5-10_鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則 | | 再掲 |
| | 4-2-5-13_鹿児島大学学生寮入居者数一覧 | | |
| | 4-2-5-14_鹿児島大学寄宿舎規則 | | |
| | 4-2-5-15_2020学生便覧（学生寮） | | |
| | ・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料 | | |
| | 4-2-5-16_学内ワークスタディ実施実績（H27～R2） | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域５　学生の受入に関する基準

：「該当なし」

#### 基準５－１　学生受入方針が明確に定められていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目５－１－１］<br>学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること | ・学生受入方針が確認できる資料 | | |
| | 5-1-1-01 入学者受け入れの方針（鹿児島大学ホームページ） | | |
| | 5-1-1-02 各学部の入学者受入方針（鹿児島大学ホームページ） | | |
| | 5-1-1-03 各研究科の入学者受入方針（鹿児島大学ホームページ） | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

## 基準５－２　学生の受入が適切に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目５－２－１］<br>学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること | ・入学者選抜の方法一覧（別紙様式５－２－１） | | |
| | 5-2-1_入学者選抜の方法一覧 | | |
| | ・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） | | |
| | 5-2-1-01_法文学部心理学コース（学校推薦Ⅱ、私費外国人、自己推薦型申合せ）（非公表） | | |
| | 5-2-1-02_法文学部多元地域文化コース（編入学、私費外国人申合せ）（非公表） | | |
| | 5-2-1-03_法文学部募集要項面接記載（非公表） | | |
| | 5-2-1-04_教育学部一般選抜（前期）　実施体制等（非公表） | | |
| | 5-2-1-05_教育学部一般選抜（前期）面接に関する留意事項（非公表） | | |
| | 5-2-1-06_教育学部一般選抜（前期：音楽実技）実施マニュアル（非公表） | | |
| | 5-2-1-07_教育学部一般選抜（前期：美術実技）進行表（非公表） | | |
| | 5-2-1-08_教育学部一般選抜（前期：保健体育実技）実施要領（非公表） | | |
| | 5-2-1-09_教育学部一般選抜（後期）　実施体制等（非公表） | | |
| | 5-2-1-10_教育学部一般選抜（後期）面接に関する留意事項（非公表） | | |
| | 5-2-1-11_教育学部学校推薦型選抜Ⅰ実施資料（非公表） | | |
| | 5-2-1-12_教育学部学校推薦型選抜Ⅱ・私費実施体制等（非公表） | | |
| | 5-2-1-13_教育学部学校推薦型選抜Ⅱ・私費外国人学部留学生選抜　実施要項（非公表） | | |
| | 5-2-1-14_教育学部学校推薦型選抜Ⅱ留意事項（初等：一般）（非公表） | | |
| | 5-2-1-15_教育学部学校推薦型選抜Ⅱ（音楽実技）実施マニュアル（非公表） | | |
| | 5-2-1-16_教育学部編・転入学試験実施資料（非公表） | | |
| | 5-2-1-17_理学部入学者選抜個別学力検査（後期日程）実施要領（非公表） | | |
| | 5-2-1-18_理学部入学者選抜個別学力検査（後期日程）面接試験実施要領（非公表） | | |
| | 5-2-1-19_理学部AO型選抜実施要領（非公表） | | |
| | 5-2-1-20_理学部学校推薦型選抜Ⅱ実施要領（非公表） | | |
| | 5-2-1-21_理学部国際バカロレア入試実施要領（非公表） | | |
| | 5-2-1-22_理学部私費外国人学部留学生選抜実施要領（非公表） | | |
| | 5-2-1-23_医学部医学科個別学力検査（前期日程）実施要領（面接）（非公表） | | |
| | 5-2-1-24_医学部個別学力検査（後期日程）実施要領（非公表） | | |
| | 5-2-1-25_医学部保健学科一般選抜後期日程_面接実施要領（非公表） | | |

| | | |
|---|---|---|
| 5-2-1-26_医学部保健学科自己推薦型入試_面接実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-27_医学部保健学科学校推薦型選抜Ⅰ_実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-28_医学部保健学科学校推薦型選抜Ⅰ（看護学専攻）（非公表） | | |
| 5-2-1-29_医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-30_医学部医学科第2年次学士編入学試験（第2次）実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-31_医学部保健学科私費外国人学部留学生選抜_面接実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-32_歯学部一般選抜の面接に係る申合せ（非公表） | | |
| 5-2-1-33_歯学部総合型選抜（自己推薦型選抜）の入学者選抜に関する申合せ（非公表） | | |
| 5-2-1-34_歯学部学校推薦型選抜Ⅱの入学者選抜に関する申合せ（非公表） | | |
| 5-2-1-35_歯学部国際バカロレア選抜の入学者選抜に関する申合せ（非公表） | | |
| 5-2-1-36_歯学部私費外国人留学生学部留学生選抜の入学者選抜に関する申合せ（非公表） | | |
| 5-2-1-37_歯学部入試面接実施要領（面接員心得）（非公表） | | |
| 5-2-1-38_工学部学校推薦型選抜Ⅰ実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-39_工学部学校推薦型選抜Ⅱ実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-40_工学部私費外国人留学生選抜実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-41_工学部編入学試験実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-42_農学部面接試験における留意事項（非公表） | | |
| 5-2-1-43_水産学部総合型選抜（AO型選抜）の評価方法等（非公表） | | |
| 5-2-1-44_水産学部総合型選抜（AO型選抜）「小論文」検査員心得・「面接試問」（非公表） | | |
| 5-2-1-45_水産学部総合型選抜（自己推薦型選抜）の評価方法等（非公表） | | |
| 5-2-1-46_水産学部総合型選抜（自己推薦型選抜）「面接試問」（非公表） | | |
| 5-2-1-47_水産学部学校推薦型選抜Ⅰの評価方法等（非公表） | | |
| 5-2-1-48_水産学部学校推薦型選抜Ⅰ「小論文」検査員心得・「面接試問」（非公表） | | |
| 5-2-1-49_水産学部国際バカロレア選抜の評価方法等（非公表） | | |
| 5-2-1-50_水産学部私費外国人学部留学生選抜の評価方法等（非公表） | | |
| 5-2-1-51_水産学部私費外国人学部留学生選抜「面接」の評価基準と評価項目（非公表） | | |
| 5-2-1-52_共同獣医学部面接試験における留意事項（非公表） | | |
| 5-2-1-53_共同獣医学部個別学力検査（後期日程）実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-54_共同獣医学部自己推薦型入試実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-55_共同獣医学部推薦型選抜Ⅱ実施要領（獣医）（非公表） | | |

| | | |
|---|---|---|
| 5-2-1-56_共同獣医学部私費外国人留学生選抜実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-57_人文社会科学研究科第Ⅰ期入学試験実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-58_人文社会科学研究科第Ⅱ期入試実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-59_人文社会科学研究科外国人留学生特別選抜指定校推薦入試実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-60_人文社会科学研究科面接評価基準関係資料（非公表） | | |
| 5-2-1-61_人文社会科学研究科（博士後期課程）入試判定要領（非公表） | | |
| 5-2-1-62_教育学研究科学校教育実践高度化専攻（専門職学位課程）入学試験実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-63_保健学研究科保健学専攻前期課程_面接実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-64_保健学研究科保健学専攻_後期課程_面接実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-65_理工学研究科博士前期課程の入学試験に関する申合せ（非公表） | | |
| 5-2-1-66_理工学研究科博士後期課程の入学試験に関する申合せ（非公表） | | |
| 5-2-1-67_農林水産学研究科（修士課程）入学試験面接要領（非公表） | | |
| 5-2-1-68_農林水産学研究科における入学者選抜試験の合格判定基準（非公表） | | |
| 5-2-1-69_医歯学総合研究科（博士課程）学生受入事前面接結果報告書（一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜）（非公表） | | |
| 5-2-1-70_臨床心理学研究科入学試験口述試験実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-71_大学院共同獣医学研究科（博士課程）入学試験実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-72_連合農学研究科入学者選抜の手順（非公表） | | |
| ・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 | | |
| 5-2-1-73_鹿児島大学入学者選抜規則（非公表） | | |
| 5-2-1-74_鹿児島大学入試委員会専門委員会細則（非公表） | | |
| 5-2-1-75_個別学力検査の実施体制について（入試委員会資料）（非公表） | | |
| 5-2-1-76_鹿児島大学法文学部等委員会規則(入試委員会)（非公表） | | |
| 5-2-1-77_鹿児島大学教育学部入試委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-78_鹿児島大学教育学部入試検討委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-79_鹿児島大学教育学部特別入試合格予定者選考規則（非公表） | | |
| 5-2-1-80_鹿児島大学教育学部特別入試合格予定者選考に関する申合せ（非公表） | | |
| 5-2-1-81_鹿児島大学理学部入試委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-82_鹿児島大学医学部入試委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-83_鹿児島大学医学部入試委員会学科部会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-84_鹿児島大学歯学部入試諮問委員会規則（非公表） | | |

| | | |
|---|---|---|
| 5-2-1-85_鹿児島大学工学部入試委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-86_鹿児島大学農学部入試委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-87_鹿児島大学農学部入学試験実施体制（非公表） | | |
| 5-2-1-88_鹿児島大学水産学部教育委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-89_鹿児島大学水産学部入試実施専門委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-90_鹿児島大学水産学部入学者選抜成績集計専門委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-91_鹿児島大学共同獣医学部常設委員会規則(入試委員会）（非公表） | | |
| 5-2-1-92_鹿児島大学共同獣医学部入試（推薦Ⅱ、私費、IB）実施体制（非公表） | | |
| 5-2-1-93_鹿児島大学法文学部等委員会規則（人文社会科学研究科入試委員会）（非公表） | | |
| 5-2-1-94_鹿児島大学大学院人文社会科学研究科外国人留学生特別選抜指定校推薦入試実施委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-95_鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教務委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-96_鹿児島大学大学院保健学研究科入試委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-97_鹿児島大学大学院理工学研究科入試委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-98_鹿児島大学大学院理工学研究科入学者選抜試験実施組織に関する要項（非公表） | | |
| 5-2-1-99_鹿児島大学大学院農林水産学研究科常設委員会規則(入試委員会）（非公表） | | |
| 5-2-1-100_鹿児島大学大学院農林水産学研究科（修士課程）入学試験実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-101_鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教育委員会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-102_鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教育委員会部会規則（非公表） | | |
| 5-2-1-103_鹿児島大学大学院臨床心理学研究科組織運営規則(入試委員会）（非公表） | | |
| 5-2-1-104_鹿児島大学大学院臨床心理学研究科入学試験実施に関する留意事項（非公表） | | |
| 5-2-1-105_鹿児島大学共同獣医学部常設委員会規則(共同獣医学研究科入試委員会）（非公表） | | |
| 5-2-1-106_鹿児島大学大学院共同獣医学研究科常設委員会に関する申合せ（非公表） | | |
| 5-2-1-107_鹿児島大学大学院連合農学研究科入学者選抜に関する細則（非公表） | | |
| ・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 | | |
| 5-2-1-108_個別学力検査（前期日程）法文学部検査場実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-109_個別学力検査（後期日程）法文学部検査場実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-110_法文学部総合型選抜（自己推薦型入試）実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-111_法文学部学校推薦型選抜Ⅱ・私費外国人学部留学生選抜実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-112_法文学部編入学試験実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-113_教育学部一般選抜（前期）実施資料（非公表） | | |

| | | |
|---|---|---|
| 5-2-1-114 教育学部一般選抜（後期）実施資料（非公表） | | |
| 5-2-1-115 教育学部学校推薦型選抜Ⅰ実施資料（非公表） | | |
| 5-2-1-116_教育学部（学校推薦型選抜Ⅱ・私費外国人学部留学生選抜）実施資料（非公表） | | |
| 5-2-1-117 教育学部編・転入学試験実施資料（非公表） | | |
| 5-2-1-118_理学部入学者選抜 個別学力検査（前期日程）実施要領（検査員用）（非公表） | | |
| 5-2-1-119 理学部AO型選抜実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-120_理学部入学者選抜個別学力検査（後期日程）実施要領（検査員用）（非公表） | | |
| 5-2-1-121 理学部自己推薦型選抜実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-122_理学部 学校推薦型選抜Ⅱ実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-123 理学部国際バカロレア入試実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-124 理学部私費外国人学部留学生選抜実施要領 （非公表） | | |
| 5-2-1-125 医学部保健学科個別学力検査（前期日程）実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-126 医学部個別学力検査（後期日程）実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-127_医学部保健学科自己推薦型選抜(面接)実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-128 医学部保健学科学校推薦型選抜Ⅰ 実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-129_医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-130 医学部保健学科私費外国人学部留学生選抜実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-131_医学部医学科第2年次学士編入学試験（第2次）実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-132 歯学部入学者選抜個別学力検査（前期日程）実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-133_歯学部入学者選抜個別学力検査（後期日程）実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-134 歯学部入学者選抜総合型選抜（自己推薦型選抜）実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-135 歯学部学校推薦型選抜Ⅱ入学者選抜実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-136 歯学部私費外国人学部留学生選抜実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-137 工学部一般選抜(前期日程)個別学力検査実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-138 工学部一般選抜(後期日程)個別学力検査実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-139 工学部総合型選抜・学校推薦型選抜・私費外国人学部留学生選抜・国際バカロレア選抜規則（非公表） | | |
| 5-2-1-140 工学部学校推薦型選抜Ⅰ実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-141 工学部学校推薦型選抜Ⅱ実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-142 工学部私費外国人学部留学生選抜実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-143 工学部編入学試験実施要領（非公表） | | |

| | | |
|---|---|---|
| 5-2-1-144_農学部入学者選抜個別学力検査実施要領【後期日程】（非公表） | | |
| 5-2-1-145_農学部自己推薦型選抜実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-146_農学部_学校推薦型選抜Ⅰ実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-147_農学部国際バカロレア選抜実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-148_農学部私費外国人学部留生選抜実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-149_農学部３年次編入学試験実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-150_水産学部入学者選抜学力検査前期日程実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-151_水産学部入学者選抜学力検査後期日程実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-152_水産学部総合型選抜（AO型選抜）実施要項・「小論文」検査員心得・「面接試問」（非公表） | | |
| 5-2-1-153_水産学部自己推薦型入試実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-154_水産学部学校推薦型選抜Ⅰ_実施要項・検査員心得（非公表） | | |
| 5-2-1-155_水産学部国際バカロレア選抜実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-156_水産学部私費外国人学部留学生実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-157_農学部及び共同獣医学部個別学力検査実施要領【前期日程】（非公表） | | |
| 5-2-1-158_人文社会科学研究科第Ⅰ期入学試験実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-159_人文社会科学研究科外国人留学生特別選抜指定校推薦入試実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-160_教育学研究科学校教育実践高度化専攻（専門職学位課程）〔教職大学院〕A日程入学試験実施資料（非公表） | | |
| 5-2-1-161_保健学研究科入学試験実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-162_理工学研究科博士前期課程入学試験実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-163_理工学研究科博士後期課程入学試験実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-164_鹿児島大学大学院農林水産学研究科入学者選抜実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-165_農林水産学研究科（修士課程）入学試験実施要領（非公表） | | |
| 5-2-1-166_農林水産学研究科（修士課程）入学試験筆記試験監督要領（非公表） | | |
| 5-2-1-167_農林水産学研究科（修士課程）入学試験面接要領（非公表） | | |
| 5-2-1-168_農林水産学研究科（修士課程）入学試験問題作成要領（非公表） | | |
| 5-2-1-169_医歯学総合研究科（修士課程）合否判定の基本方針（非公表） | | |
| 5-2-1-170_医歯学総合研究科（博士課程）入学者選抜実施要項（非公表） | | |
| 5-2-1-171_医歯学総合研究科（博士課程）合否判定の基本方針（非公表） | | |
| 5-2-1-172_臨床心理学研究科入学試験実施要領（監督者等用）（非公表） | | |
| 5-2-1-173_共同獣医学研究科（博士課程）入学試験実施要領（非公表） | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 5-2-1-174 連合農学研究科入学者選抜に関する細則（非公表） | | |
| | 5-2-1-175 連合農学研究科入学者選抜の手順（非公表） | | |
| | ・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に２年程度前に予告・公表されたもので直近のもの | | |
| | 5-2-1-176 入学者選抜方法等の変更点（鹿児島大学ホームページ） | | |
| ［分析項目５－２－２］<br>学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること | ・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 | | |
| | 5-2-2-01 鹿児島大学アドミッションセンター組織規則（非公表） | | |
| | 5-2-2-02 入試と入学後の成績の追跡調査（アドミッションセンター平成30年度実施分）（非公表） | | |
| | 5-2-2-03 鹿児島大学歯学部IR室設置要項（非公表） | | |
| | 5-2-2-04 鹿児島大学工学部入試選抜改革検討委員会申合せ（非公表） | | |
| | 5-2-2-05 鹿児島大学臨床心理学研究科教授会規則（非公表） | | |
| | 5-2-2-06 鹿児島大学大学院連合農学研究科入学試験検討委員会規則（非公表） | | |
| | ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 | | |
| | 5-2-2-07 入学者選抜の改善事例等（学部）（非公表） | | |
| | 5-2-2-08 入学者選抜の改善事例等（研究科）（非公表） | | |
| | 5-2-2-09 鹿児島大学大学院における入学定員超過率の上限に関する申合せ（非公表） | | |
| | 5-2-2-10 鹿児島大学大学院連合農学研究科入学者選抜の合否判定基準等に関する申合せ（非公表） | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

## 基準５－３　実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目５－３－１］<br>実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと | ・認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式２ | | |
| | 認証評価共通基礎データ様式 | | |
| | ・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 | | |
| | 5-2-2-09 鹿児島大学大学院における入学定員超過率の上限に関する申合せ（非公表） | | 再掲 |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

適切な定員管理を行うため、「鹿児島大学大学院における入学定員超過率の上限に関する申合せ」を作成し、入学定員を大幅に超える研究科については、選抜方法等を見直すなどの改善を行っている。

大学院連合農学研究科において「大幅に上回る」状況となっているが、当該博士後期課程学生を指導できる教員は、各専攻ともに十分に在籍していることから学生に対する指導体制は確保できている。
また、令和３年度以降入学の入試において、入学者数の入学定員に対する適正化に向けて、「鹿児島大学大学院における入学定員超過率の上限に関する申合せ」に基づき、入学者を原則として各専攻の入学定員で選考するために入学者選抜の合否判定基準等の整備を行うとともに、１専攻への改組及び入学定員増についても検討を開始している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 活動取組５－３－１<br>・令和２年度入学者までは、入学定員超過があった。<br>・令和２年度中に「鹿児島大学大学院連合農学研究科入学者選抜の合否判定基準等に関する申合せ」を当該研究科において作成した。<br>・令和３年度入学者数は入学定員内となり、過去５年間の入学定員に対する平均比率が「鹿児島大学大学院における入学定員超過率の上限に関する申合せ」で規定する130%を超えない範囲となった。 | 5-2-2-10 鹿児島大学大学院連合農学研究科入学者選抜の合否判定基準等に関する申合せ（非公表） | | 再掲 |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

# 領域６　基準の判断　総括表

鹿児島大学

| 組織番号 | 教育研究上の基本組織 | 基準６－１ | 基準６－２ | 基準６－３ | 基準６－４ | 基準６－５ | 基準６－６ | 基準６－７ | 基準６－８ | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | 法文学部 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |
| 02 | 教育学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 03 | 理学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 04 | 医学部 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）、医学教育分野別評価（日本医学教育評価機構） | | | | | | | | |
| 05 | 歯学部 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |
| 06 | 工学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | ※一部教育課程（先進工学科（機械工学プログラム、電気電子工学プログラム、海洋土木工学プログラム、化学生命工学プログラム）、建築学科）について、第三者評価結果の活用あり：JABEE（一般社団法人日本技術者教育認定機構） |
| 07 | 農学部 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |
| 08 | 水産学部 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |
| 09 | 共同獣医学部 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）、獣医学教育評価（大学基準協会）、欧州獣医学教育機関協会認証評価（EAEVE） | | | | | | | | |
| 10 | 人文社会科学研究科 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |
| 11 | 教育学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 12 | 保健学研究科 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |
| 13 | 理工学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 14 | 農林水産学研究科 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |
| 15 | 医歯学総合研究科 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |
| 16 | 臨床心理学研究科 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |
| 17 | 共同獣医学研究科 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |
| 18 | 連合農学研究科 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |
| 19 | 共通教育センター | | | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|---|---|---|---|
| | データ欄 | 備考 | |
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－１－１］<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (02)教育学部ディプロマ・ポリシー | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－２－１］<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01 (02)教育学部カリキュラム・ポリシー | | |
| | | | |
| ［分析項目６－２－２］<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (02)教育学部ディプロマ・ポリシー | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (02)教育学部カリキュラム・ポリシー | | 再掲 |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－３－１］<br>教育課程の編成が、体系性を有していること | ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01_(02)教育学部カリキュラム・マップ | | |
| | 6-3-1-02_(02)教育学部ナンバリング | | |
| | 6-3-1-03_(02)_鹿児島大学の教育課程と共通教育の概要、共通教育の教育目標と編成・実施方法 | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-01_(02)教育学部カリキュラム・マップ | | 再掲 |
| | 6-3-1-02_(02)教育学部ナンバリング | | 再掲 |
| | 6-3-1-04_(02)教育学部シラバス（2021前・後期） | | |
| | 6-3-1-05_(02)教育シラバスの全件（共通教育）（2021前・後期） | | |
| ［分析項目６－３－２］<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-1-04_(02)教育学部シラバス（2021前・後期） | | 再掲 |
| | 6-3-1-05_(02)教育シラバスの全件（共通教育）（2021前・後期） | | 再掲 |
| | ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| | 6-3-2-01_(02)FDにおけるフィードバック体制の概要 | | |
| | 6-3-2-02_(02)鹿児島大学教育学部教育改善委員会規則 | | |
| ［分析項目６－３－３］<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01_(02)鹿児島大学教育学部既修得単位認定規則 | | |
| | 6-3-3-02_(02)既修得単位の認定に関する申合せ | | |
| ［分析項目６－３－４］<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | ・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－３－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ | | |
| | | | |
| | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・学部再編による目的養成の一元化の実現(2016年度学部概要)
従来教育学部は、学校教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程、生涯教育総合課程の３課程から構成されていた。学校教育に特化するため第３期中期目標期間初年度の2016年度に、生涯教育総合課程の学生募集を停止し、学校教育教員養成課程と特別支援教育教員養成課程の２課程に学部を再編した。この改組により、学校教員の養成という目的に一元化した入試・カリキュラム・指導の体制を確立した。
・学生所属組織の改編による学校種別毎の養成の入学時開始(2016年度学部概要)
従来学校教育教員養成課程では入学と同時に12 専修に所属し、１年次に初等教育コース(小学校教諭一種免許取得に対応)か中等教育コース(中学校・高等学校教諭一種免許に対応)のいずれかを選択していた。2016年度からは、学校教育教員養成課程では入学時点で初等教育コースか中等教育コースに所属し、入学と同時に学校種別毎のカリキュラムを実施することとなった。早期から学生の免許取得への動機づけが高まり、複数免許の取得も視野に入れた学修計画を立てることができるようになった。
・実践的科目群・教育学領域・教科専門領域の連関を意識したカリキュラムマップの作成
１年次前期から４年次後期までを通して、「実践的科目群」「教育学、心理学・教科教育学領域」「教科専門領域」の３領域に属する科目を設置し、相互に連関させながら学べるようなカリキュラムマップを作成した。現在、教員側では、３領域を意識した授業形態・学習指導法を実践している。

【改善を要する事項】

| 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－４－１］<br>１年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-4-1-01 (02)教育学部教務行事予定表（2021年度） | | |
| ［分析項目６－４－２］<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-4-1-01 (02)教育学部教務行事予定表（2021年度） | | 再掲 |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-1-04 (02)教育学部シラバス（2021前・後期） | | 再掲 |
| | 6-3-1-05 (02)教育シラバスの全件（共通教育）（2021前・後期） | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－３］<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） | | |
| | 6-3-1-04 (02)教育学部シラバス（2021前・後期） | | 再掲 |
| | 6-3-1-05_(02)教育シラバスの全件（共通教育）（2021前・後期） | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－４］<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４） | | |
| | 6-4-4_教育上主要と認める授業科目 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-1-04_(02)教育学部シラバス（2021前・後期） | | 再掲 |
| | 6-3-1-05 (02)教育シラバスの全件（共通教育）（2021前・後期） | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－５］<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること | ・ＣＡＰ制に関する規定 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－６］<br>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－７］<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－８］<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－９］<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－４－10］<br>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－11］<br>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・ICT環境の整った教室におけるアクティブ・ラーニング型授業の実施
2015年度にアクティブ・ラーニングプラザ（第二講義棟）が設置され、テレビ会議システムやタブレット端末を活用したアクティブ・ラーニング型授業が大幅に増加している。アクティブ・ラーニングプラザを利用した授業件数は2016年度～2019年度の４年間の平均で半期113件となっている。

【改善を要する事項】

| 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－５－１］<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| | 6-5-1-01_(02)卒業見込証明書の発行不可学生に対する指導依頼及び記録 | | |
| | 6-5-1-02 (02)成績不振者に対する助言・指導の実施及び記録 | | |
| | 6-5-1-03 (02)履修未登録者への指導依頼及び記録 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| ［分析項目６－５－２］<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | 6-3-1-04 (02)教育学部シラバス（2021前・後期） | オフィスアワー参照 | 再掲 |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| ［分析項目６－５－３］<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） | | |
| | 6-5-3-01_(02)教員採用前現場研修掲示文（2020） | | |
| ［分析項目６－５－４］<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-01_(02)外国人留学生に対するチューター選出について（2021前期） | | |
| | 6-5-4-02 (02)外国人留学生に対するチューターの配置について | | |
| | 6-5-4-03 (02)チューター一覧（2019-2020）（非公表） | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | 6-5-4-04_(02)国際事業課から配布されている留学生向け通知 | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-05 (02)支援要請があった学生に対する配慮 | | |
| | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-06 (02)令和３年度推薦Ⅰにおける入学前補習教育 | | |
| | ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-05 (02)支援要請があった学生に対する配慮 | | 再掲 |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・障害学生への支援強化
障害学生に対する支援として、障害学生支援センター（2016年度）との連携の下で、障害学生支援申請に基づく個別の対応を行っている。また、新入生オリエンテーションにおいて、障害学生支援センター教員による講話を実施し、大学における「合理的配慮」について学生に周知している。これまでに、聴覚障害をもつ学生の支援等に繋がっている。
・教育課程の見直しによる履修指導の促進
学生が自己の成績をもとに履修計画を立てることを支援するため、ナンバリングやカリキュラム・マップの改善を行い、同時に教育課程の精査に取り組んだ。2017 年度には、「科目の読み替え」制度を廃止すると同時に履修期を明確にし、2019年度には約15%の授業の開講数を削減している。結果として、学生が、単位の総計だけでなく、自身の履修段階について意識化できるようになっている。
・「教職課程履修カルテ」の運用と改善、教学IRチームの分析を通じた支援体制の強化
2018年度、教職課程履修カルテ電子システムのポートフォリオへの記載方法等の改善を行い、教員が履修状況や教員採用試験の結果等と照らし合わせる形でコメント・指導を行えるよう工夫した。さらに、2018年度に教学IRチームを立ち上げ、学修・就職支援の状況を総合的に分析し、学生の評価・支援に生かす体制の整備を行い、学生支援体制を強化している。
・全学教職支援室の充実
教育学部内に設置されている全学教職支援室ではweb予約システムを導入して以降利用数が増加し、2018年度は888件（うち教育学部生の割合は77%）となっており、2007年の開設時と比べて10倍以上となっている。内容としては、学生の要望に応じて、進路相談や面接等の指導を行っている。

【改善を要する事項】

| 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－６－１］<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01_(02)鹿児島大学教育学部規則 | | |
| | 6-6-1-02_(02)成績評価に関するガイドライン（全学） | | |
| | 6-6-1-03_(02)鹿児島大学教育学部における成績評価のガイドラインについて | | |
| ［分析項目６－６－２］<br>成績評価基準を学生に周知していること | ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01_(02)教育学部教育課程（2021） | P111-P114 | |
| | 6-6-2-02_(02)令和3年度教育学部新入生オリエンテーション配付資料一覧 | | |
| | 6-6-2-03_(02)鹿児島大学教育学部における成績評価のガイドラインについて(教育学部ホームページ) | | |
| ［分析項目６－６－３］<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01_(02)成績評価の分布表（2020前期） | | |
| | 6-6-3-02_(02)成績評価の分布表（2020後期） | | |
| | ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-03_(02)教育学部における成績評価に関する組織的確認について | | |
| | 6-6-3-04_(02)教育学部における成績評価に関する組織的確認の視点について | | |
| | 6-6-3-05_(02)第14回教授会メモ（2020） | | |
| | 6-6-3-06_(02)第1回教授会メモ（2021） | | |
| | ・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | 6-6-3-07_(02)初等教育コース（一般）の所属領域について | | |
| | 6-6-3-08_(02)GPAに基づく履修上限単位数の緩和措置について | | |
| | ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | 6-3-1-04_(02)教育学部シラバス（2021前・後期） | | 再掲 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－６－４］<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01 (02)鹿児島大学教育学部及び大学院教育学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則 | | |
| | ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | 6-6-4-02 (02)学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針に係る報告書（2020後期） | | |
| | 6-6-4-03 (02)学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針に係る報告書（2021前期） | | |
| | ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 | | |
| | 6-6-4-03 (02)国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則 | P17 | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・成績不振学生に対する指導
共通教育に係る科目では、修得単位とGPAを指標として指導対象の学生を発見し、学科毎に指導を行っている。１年次の早い段階で学生の抱える課題を把握し、相談体制の整備に取り組んでいる。個別の学生の支援に繋がるだけでなく、学部としての学生理解のための資源として共有することとなっている。

【改善を要する事項】

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－７－１］<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 6-7-1-01 (07)鹿児島大学学則 | | |
| | 6-6-1-01_(02)鹿児島大学教育学部規則 | | 再掲 |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | |
| | 6-6-1-01 (02)鹿児島大学教育学部規則 | | 再掲 |
| ［分析項目６－７－２］<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－７－３］<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (02)教育学部教育課程（2021） | | 再掲 |
| | 6-6-2-02 (02)令和3年度教育学部新入生オリエンテーション配付資料一覧 | | 再掲 |
| | 6-7-3-01 (07)学修成果に係る評価基準　鹿児島大学ホームページ | | |
| ［分析項目６－７－４］<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 6-7-4-01_(02)第17-18回教授会メモ（2020） | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| ［分析項目６－７－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・標準修業年限内卒業と正課外活動の支援
2018年度において、標準修業年限内卒業率（卒業者数に占める標準修業年限内卒業者の割合）は86.4%となっており、2016年度（84.9%）と比較して上昇している。標準修業年限を越えるケースの中には、短期留学や複数免許取得を理由とするものが一定数存在しているため、交流協定校との単位互換制度の充実や修業年限内の複数免許取得を可能とするカリキュラムの改善（教育実習の参加要件の大綱化など）に取り組んでいるところである。
・　４年次の卒業に向けた担任制の導入による履修指導の充実
2017年度改組を機に、新設された初等教育コースには担任制を導入して履修指導に当たっている。これまでも、学部では2007年度より４年次の卒業見込証明書発行において基準（93単位以上取得していること、卒業論文題目届を提出していること）を設け、2012年度からは指導教員による履修指導に活用してきた。それに加えて担任制を導入することで、卒業研究の指導教員と担任との複数体制での卒業支援を行っている。

【改善を要する事項】

## 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－８－１］<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (02)教員免許状取得件数（2020） | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-02 (02)鹿児島大学稲盛賞受賞実績（2015-2019） | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－８－２］<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| | 6-8-2-01_(02)教育学部概要（2020） | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ） | | |
| | 6-8-2-02_(02)卒業後の状況調査票（教育学部） | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| | 6-8-2-03_(02)OB・OG VOICE（2020） | | |
| | 6-8-2-04_(02)教育学部卒業生新聞記事 | | |
| ［分析項目６－８－３］<br>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01_(02)鹿児島大学の教育成果に関する卒業生調査（2018年度） | | |
| | 6-8-3-02_(02)学部4年生からの意見聴取 | | |
| | 6-8-3-03_(02)第18回鹿児島の教育を語る会（2019年度） | | |
| | 6-8-3-04_(02)平成27年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-05_(02)平成28年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-06_(02)平成30年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-07_(02)令和元年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-08_(02)2019年度鹿児島大学卒業予定者アンケート結果報告書 | | |
| ［分析項目６－８－４］<br>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-4-01_(02)卒業生からの意見聴取 | | |
| | 6-8-4-02_(02)鹿児島大学の教育成果に関する卒業生調査（2018年度） | | |
| | 6-8-3-03_(02)第18回鹿児島の教育を語る会（2019年度） | | 再掲 |
| ［分析項目６－８－５］<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01_(02)鹿児島県内教育事務所等訪問報告書（2020） | | |
| | 6-8-5-02_(02)平成30年度　就職先に対するアンケート(WEB)調査結果 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・複数免許取得の促進
鹿児島県の地域特性である離島・小規模学校教育等に資するために、毎年、複数免許取得希望者のための説明会を開催し、教員養成課程において複数免許の取得を推進している。2016年度に複数免許を取得した学生は81%、2017年度が78%、2018年度88%であった。
・鹿児島県新規採用教員の鹿児島大学占有率
離島・僻地を多く抱える鹿児島県の学校教育に資するため、毎年、鹿児島県教員採用説明会を開催し、また、教職支援室では、特任専門員が週５日30時間体制でキャリアガイダンス、教員採用試験対策、相談等を実施する体制を構築している。教員養成課程においては鹿児島県新規採用教員の鹿児島大学占有率の向上を目指しているが、現状では小学校の占有率は2016 年度44.7%、2017 年度47.1%、2018 年度43.6%、中学校は2016年度41.1%、2017年度51.8%、2018年度36.7%である。そこで、入学時から最終学年までの教職希望調査を実施し、教育実習後に希望率が上がるものの自身のキャリアデザインに繋がっていない現状を分析した。ここから、教育実習の体系的な見直しと、鹿児島県における教職の特色・魅力を軸とした独自科目の編成に取り組んでいる。
・学部同窓会との連携による「鹿児島の教育を語る会」の実施
教育学部では、毎年、学部同窓会との連携により「鹿児島の教育を語る会」を実施し、学生からの意見聴取を行っている。冊子を作成し、学生自身の声として学部教員で共有し、教職につなげる指導の資料としている。
・卒業生からの意見聴取から見えてきた成果と課題
卒業生は、実践的科目は教育現場で役立っていると実感しているが、専門科目については役に立つという実感がないことが窺えた。今後は、実践的科目群と専門科目のつながりを意識したカリキュラム構成にするとともに、個々の教員が、専門科目が実践においてどのように活かされるのかについて意識して伝える必要がある。

【改善を要する事項】

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－１－１］<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01_(03)理学部の教育目標及びポリシーについて | | |
| | 6-1-1-02_(03)理学部ディプロマシー・ポリシー　アドミッションポリシー 令和元年度第５回理学部教授会資料 | | |
| | 6-1-1-03_(03)理学部カリキュラムポリシー 令和３年度第１回理学部教授会資料 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－２－１］<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-1-1-01_(03)理学部の教育目標及びポリシーについて | | 再掲 |
| | 6-1-1-02_(03)理学部ディプロマシー・ポリシー　アドミッションポリシー 令和元年度第５回理学部教授会資料 | | 再掲 |
| | 6-1-1-03_(03)理学部カリキュラムポリシー 令和３年度第１回理学部教授会資料 | | 再掲 |
| ［分析項目６－２－２］<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01_(03)理学部の教育目標及びポリシーについて | | 再掲 |
| | 6-1-1-02_(03)理学部ディプロマシー・ポリシー　アドミッションポリシー 令和元年度第５回理学部教授会資料 | | 再掲 |
| | 6-1-1-03_(03)理学部カリキュラムポリシー 令和３年度第１回理学部教授会資料 | | 再掲 |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－３－１］<br>教育課程の編成が、体系性を有していること | ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01_(03)理学部_カリキュラムマップ゜（R3） | | |
| | 6-3-1-02_(03)理学部のナンバリングコード | | |
| | 6-3-1-03_(03)鹿児島大学の教育課程と共通教育の概要、共通教育の教育目標と編成・実施方法 | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-04_(03)鹿児島大学理学部令和3年度履修の手引き | （P27-47） | |
| ［分析項目６－３－２］<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01_(03)理学部シラバス | | |
| | 6-3-2-02_(03)共通教育科目シラバス | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| | 6-3-2-03_(03)理学部授業アンケートの実施に関する申合せ | | |
| | 6-3-2-04_(03)令和2年度前期_授業アンケートの結果と自己分析について | | |
| | 6-3-2-05_(03)令和２年度授業アンケート自己分析と今後の対応 | | |
| ［分析項目６－３－３］<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01_(03)鹿児島大学理学部専門教育科目既修得単位認定規則 | | |
| ［分析項目６－３－４］<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | ・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－３－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ | | |
| | | | |
| | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・理学部の教育目標に掲げる「多様な科学的問題に対応できる幅広い課題探求能力の育成」を図るため、共通教育科目等から専門教育科目へ連続的に移行する有機的な科目の配置を行っている。１期～３期に主に「共通教育科目等」及び専門教育への基礎となる動機付けとなる「基礎専門科目」が配置されており、専門教育科目は４期～８期に重点的に開講されている。多様な科学的問題に対応できるよう、専門教育科目の必修科目数を極力少なくし、コース別の選択必修科目と選択科目の割合を平均して約８割と大きく設定している。また、他大学、他学部との単位互換制度やインターンシップの単位認定も行っている。

【改善を要する事項】

## 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－４－１］<br>１年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-4-1-01_(03)令和3年度理学部教務関係行事予定表 | | |
| ［分析項目６－４－２］<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-4-1-01_(03)令和3年度理学部教務関係行事予定表 | | 再掲 |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01_(03)理学部シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-02_(03)共通教育科目シラバス | | 再掲 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－４－３］<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） | | |
| | 6-3-2-01_(03)理学部シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-02_(03)共通教育科目シラバス | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－４］<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４） | | |
| | 6-4-4_教育上主要と認める授業科目 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01_(03)理学部シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-02_(03)共通教育科目シラバス | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－５］<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること | ・ＣＡＰ制に関する規定 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－６］<br>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－７］<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－８］<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－９］<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－10］<br>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－４－11］<br>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・理学部専任教員が、全開講科目を責任を持って担当している。特に「想像力」と「問題解決能力」を育成するため、演習・実習・実験を重視している。演習・実習・実験科目の全開講科目に対する割合は、各学科とも約20%である。演習・実習・実験科目では、TAの活用、対話・討論型セミナーによる少人数教育、理学部及び学術情報基盤センターの情報機器を利用した教育が実施されている。特に実験科目は、講義と関連させてフレキシブルに行える体制で行われている。実験科目では、学生を少人数からなるグループに分けて、グループごとに異なる実験テーマについて、テーマごとに教員を配置するなど、丁寧な指導が行なわれている。また、理学部専任及び外国出身の教員による英語の授業などを実施し、授業後の時間を使った時間外学習の取組も始めている。授業に関する学生からの質問や要望は、オフィスアワーや電子メール等で個別に対応する体制を取っている。なお、鹿児島大学で導入した学習管理システムmanabaを利用し、学生からのレポート提出、学生への連絡を行っている。

【改善を要する事項】

## 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－５－１］<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１） | | |
| | 6-5-1_履修指導の実施状況 | | |
| | 6-5-1-01_(03)令和2年度理学部新入生オリエンテーションスケジュール | | |
| | 6-5-1-02_(03)学芸員_新入生オリエンテーション | | |
| | 6-5-1-03_(03)学部別助言・指導対象者数 | | |
| | 6-5-1-04_(03)鹿児島大学共通教育科目の成績不振者に対する助言・指導に関する要項 | | |
| | 6-5-1-05_(03)助言・指導の実施について（依頼） | | |
| | 6-5-1-06_(03)令和2年度理学部内委員等名簿 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－５－２］<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | 6-3-2-01_(03)理学部シラバス | | 再掲 |
| | 6-5-2-01 (03)manaba画面 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| ［分析項目６－５－３］<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３） | | |
| | 6-5-3_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） | | |
| | 6-5-3-01 (03)令和2年度　学外実習（インターンシップ）単位認定対象者一覧 | | |
| ［分析項目６－５－４］<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-01 (03)令和2年度前期外国人留学生に対する チューター選出について（依頼） | | |
| | 6-5-4-02_(03)令和2年度　前期チューター名簿（非公表） | | |
| | 6-5-4-03 (03)令和2年度　後期チューター名簿（非公表） | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | 6-5-4-04_(03)理学部HP英語版 | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-05_(03)理学部支援学生人数及び支援内容(2016年度～2020年度) | | |
| | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | |
| | ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-05_(03)理学部支援学生人数及び支援内容(2016年度～2020年度) | | 再掲 |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・毎年４月の履修登録前に新入生オリエンテーションを実施している。理学部全体のオリエンテーションでは、「大学学生生活全般」、「専門科目の教育課程」、「共通教育科目等の履修案内」、「学芸員科目の履修案内」を実施している。その後、各学科オリエンテーションにおいて、学科教務委員会委員らによる「修学指導」、「生活指導」を行っている。さらに、履修申請時には担当教員に加え、ピアサポート学生数名による指導も行い、初年次学生への履修指導を充実させている。各学科教務委員会委員及び各学科各学年に配置した担任教員２名によるきめ細やかな履修指導、生活指導等を適時行っている。年２回、入学時からの履修状況と成績が分かる資料を学部長名で保護者に送付し、保護者と連携した支援を行っている。成績不振者に対しては、担任教員と保護者と協力して対応し、教務委員会を通して理学部で情報共有を行っている。学習相談窓口に来た学生はいなかったが、各学科教務委員会委員、担任教員、授業担当教員間で情報の共有と対応ができる体制である。2016年度～2019年度中に、履修上特別な支援を必要としている学生は延べ10人おり、障害学生支援センター（修学支援室）と協力して対応している。また、心理的支援が必要な学生に対しては、担任教員を中心として保健管理センターの支援を受けて対応するとともに、教員間情報共有等をして学習支援を行っている。
・2018年度からは学習管理システムmanabaを用いた学生授業評価アンケートを実施し、履修指導における学習成果の可視化に努めている。
・社会的・職業的自立を図るため、OB訪問、理学部企業説明会、企業見学会等について、学生に適時、掲示等でアナウンスを行っている。

【改善を要する事項】

## 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－６－１］<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01_(03)鹿児島大学理学部規則（抜粋） | | |
| ［分析項目６－６－２］<br>成績評価基準を学生に周知していること | ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-3-1-04_(03)鹿児島大学理学部令和3年度履修の手引き | P7,P9 | 再掲 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－６－３］<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01_(03)成績分布表（2019後期） | | |
| | 6-6-3-02_(03)_成績分布表（2020前期） | | |
| | ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-03_(03)令和２年度第６回理学部FD委員会議事要旨 | | |
| | ・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | 6-6-1-01_(03)鹿児島大学理学部規則（抜粋） | | 再掲 |
| | 6-5-1-03_(03)学部別助言・指導対象者数 | | 再掲 |
| | ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| ［分析項目６－６－４］<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01_(03)理学部における学生の成績等開示請求及び異議申立て等に関する申合せ | | |
| | ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | | | |
| | ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 | | |
| | 6-6-4-02_(03)国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則 | P17 | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・「創造力」と「問題解決能力」を育成するという理学部の教育目標に沿ってシラバスを整備し、成績評価基準を明記し、達成度に応じた評価を行っている。各学期末にクラス担任が学生並びに保証人に成績を送付し、教員による面談及び学習指導を行うなど、教員、保証人、学生の３者連携による勉学意欲の向上を図っている。

【改善を要する事項】

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－７－１］<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 6-7-1-01_(03)鹿児島大学学則 | 第50条、第51条 | |
| | 6-7-1-02_(03)鹿児島大学理学部規則 | 第11条、第11条の２ | |
| | 6-3-1-04_(03)鹿児島大学理学部令和3年度履修の手引き | P10, P29 | 再掲 |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | |
| | 6-7-1-03_(03)学部卒業者の判定資料のチェック体制 | | |
| ［分析項目６－７－２］<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－７－３］<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | 6-3-1-04_(03)鹿児島大学理学部令和3年度履修の手引き | P10, P29 | 再掲 |
| ［分析項目６－７－４］<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 6-7-4-01_(03)令和2年3月卒業者判定資料 | | |
| | 6-7-4-02_(03)令和2年3月3日_第13回臨時理学部教授会議事要旨 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| ［分析項目６－７－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・成績の判定及び卒業の認定の要件を定めた規定は、鹿児島大学理学部規則に明記され、卒業に必要な単位数などとともに、毎年全入学生に配布する「履修の手引き・授業案内」で学生にも周知している。
卒業の判定は、担当係で卒業要件表、全４年生の修得単位数確認表（卒業判定資料）、学業成績票を作成し、確認した後、各学科教務委員会委員２名による卒業要件及び単位数等の照合・確認、さらに各学科会議、教務委員会、代議員会を経て教授会での卒業判定をもって確定する、重層的チェック体制となっている。
・「卒業者には、学士（理学）の学位を与える」と鹿児島大学理学部規則に明記されており、毎年全入学生に配布する「履修の手引き・授業案内」で学生にも周知している。

【改善を要する事項】

## 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－８－１］<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | | |
| | 6-8-1_標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01_(03)教員免許状取得状況(H31年度)（理学部） | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-02_(03)令和元年度鹿児島大学稲盛賞受賞予定者公示 | | |
| | 6-8-1-03_(03)第7回サイエンス・インカレで奨励表彰を受賞2018.3.5 | | |
| | 6-8-1-04_(03)香料・テルペンおよび精油化学に関するベストプレゼンテーション賞受賞 | | |
| | 6-8-1-05_(03)鹿児島大学進取の精神学生表彰・鹿児島大学稲盛賞等 | | |
| ［分析項目６－８－２］<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | 6-8-2_就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ） | | |
| | 6-8-2-01_(03)卒業後の状況調査表 | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| | 6-8-2-02_(03)卒業生新聞記事等の抽出 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－８－３］<br>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01_(03)【理学部】(H28～R1) 卒業生アンケート集計 | | |
| | 6-8-3-02_(03)平成27年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-03_(03)平成28年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-04_(03)平成30年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-05_(03)令和元年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-06_(03)2019年度鹿児島大学卒業予定者アンケート結果報告書 | | |
| ［分析項目６－８－４］<br>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-4-01_(03)平成30年度鹿児島大学の学修成果に関する学部卒業生調査 | | |
| ［分析項目６－８－５］<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01_(03)平成30年度　就職先に対するアンケート(WEB)調査結果 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・2016年度から2018年度までの教員免許の取得状況は、中学校教諭一種免許（数学45名、理科67名）、高等学校教諭一種免許（数学62名、理科122名）であり、教員免許取得率は卒業者数の35%である。
・理数特別プログラムを設置しており、2016年度から2018年度までの各年度の受講者は81名、77名、107名である。「サイエンス・インカレ」にエントリーし採択されたのは、2016 年度は６件、2017年度は７件である。2018年度には１件が「奨励表彰」を受賞している。
・2016年度から2018年度にかけての卒業者に対する進学者の割合は平均で42%、就職者の割合は平均で50%である。職業別就職率をみると、情報処理・通信技術者、事務従事者、販売従事者、教員が上位を占めており、理学部の学問の専門分野にとどまらず、多種多様な職種に就職していることが分かる。産業別就職率をみると、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業、サービス業、公務の比率が高い。就職希望の学生はほぼ全員が就職しており、これは下記の学部独自の取組が実を結んできたものであると言える。
（１）複数担任制によるきめ細かな指導
（２）学科・研究室単位でのガイダンスや先輩との交流の機会の充実
（３）大学院進学を見通した６年一貫教育への専門教育の整備
（４）全学的なキャリア教育整備や就職支援体制整備と連携した独自の取組
①研究所・工場見学の実施
②キャリア教育を意識した専門科目の整備
③インターンシップによる就業体験
④就職活動に向けた就職情報企業による「就職ガイダンス」や教員採用試験に向けた教育委員会からの講師による「教員採用試験対策講演会」などによる意識向上
（５）学生の強い地元就職志向から大都市圏への就職視野の拡大と意識改革
・2016年度～2018年度卒業生に、就職関連の講座や講義の受講の有無、就職関連のガイダンス（大学主体と理学部）やインターンシップへの参加の有無を問うたところ、下記に示す結果となった。インターンシップへの参加率は27%程度、講座への参加は33%程度であるものの、講義への参加は 68%、大学主催のガイダンスへの参加は42%（理学部主催が32%）であった。インターンシップへの参加率は前回の調査（2012年度～2014年度卒業生）では10%程度であり、３倍近い伸びとなった。※図表もあり
・卒業生（2013年３月、2014年３月、2015年３月卒業）を対象にアンケートを実施した結果（総回答数88名）によれば、50%の卒業生が「現在の仕事を進める上で、理学部で受けた講義・実験・演習が有益だった」と答え、65%の卒業生が「現在の仕事を進める上で、理学部で受けた卒業研究やセミナーが有益だった」と答えている。さらに、93%もの卒業生が「自分の人生を豊かにするために、理学部で教育を受けたことは良かった」と答えている。特に卒業研究へのアンケートによれば、「物事を筋道立てて考える力」、「様々な問題を解決する能力」が養われ、「忍耐力」が培われたと評価されている。これらの結果から、理学部が掲げる「自然科学の専門知識と幅広い教養」、「論理的科学的思考力と問題解決能力」、「柔軟性と創造力」を持つ人材を育てるという目標が十分に達成されていると判断できる。

【改善を要する事項】

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：医学教育分野別評価、国立大学教育研究評価（日本医学教育評価機構、大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・【保健学科】2018年度に医学部教務委員会保健学科部会において、2019年度新入生向けにカリキュラム・マップを更新し、必修科目を赤枠で囲むなどカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連が一目で可視化できるようにした。さらに、共通教育科目と専門科目の関係性と順序制が分かるように記載した。特に理学療法学専攻・作業療法学専攻は、指定規則が変更されたため、関連科目をグループ化し、順序制が分かるように加筆・修正した。このカリキュラム・マップは、新入生に配付する「修学の手引き」に加えることで、学生がそれぞれのポリシーの体系を理解しやすい環境を整えた。

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・【保健学科】看護学専攻では、2015年12月に将来構想ワーキンググループを設置し、2016年８月に在学生を対象に聞き取り調査を実施し、カリキュラム/教育体制の評価を行った。2017年10月に全国の看護系大学が学士課程における看護師養成教育において共通して取り組むべき内容を抽出し、各大学のカリキュラム作成の参考として示した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」が文部科学省から公表された。それらに迅速に対応するために、看護学専攻内にカリキュラムワーキンググループを設置し、本学のカリキュラムが準拠していることを確認するとともに、モデル・コア・カリキュラムの付番を看護学専攻のシラバスに落とし込んだ。また、2019年３月に４年生を対象にアンケート調査を実施し、卒業時の教育評価を行った。アンケート結果より、本学の看護教育の特徴として、離島へき地医療教育、チーム医療がしっかりと行われ、看護研究や根拠に基づく看護が学生から良い評価を得ていた。一方、社会人になることや看護師としての技術に不安を抱えているとの結果もあり、看護技術に対する不安解消の支援に繋がる教育体制が課題のひとつとして挙げられた。2020年度から改正される理学療法士・作業療法士養成教育の指定規則の改正に対しては、カリキュラム全体の見直しや臨床実習施設の追加、教育内容の充実に向けた作業に取り掛かっている。2019年11月には養成施設としての適性承認を得るためのリハビリテーション教育評価機構による実地調査を受けており、2020年４月に正式な承認結果の通知予定である。なお、作業療法学専攻は2014年度に世界作業療法士連盟による作業療法士養成課程の認定（2015～2019年）を得ており、2020年度以降についても作業療法士養成課程の認定（2020～2025年）の審査・継続承認を予定している。さらに、３専攻合同で保健学科･保健学研究科将来構想ワーキンググループを設置し、2019年10月９日に第１回合同会議を開催している。各専攻の教育・研究の現状と課題を共有し、課題解決に向けた体制を整えている。

**基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること**

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ・医学科の教育課程はカリキュラム・マップに示すとおり、医師養成に合致した内容となっている。<br>・各科目が、教育到達目標のどの項目の教育内容と合致するかについて、分かりやすく表示し、学生・教員が目標を持って学修・指導ができるよう配慮している。 | 6-3-A (04)カリキュラムマップ | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・医学部の教育理念と目的に基づき、医師・看護師・助産師・保健師・理学療法士・作業療法士の養成及び医学・医療分野の研究者、教育者の養成をめざして、医学科６年間、保健学科４年間の一貫教育体制のもとで、共通教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目のバランスを配慮した教育課程を編成している。
・【医学科】医学科の教育課程は、カリキュラム・マップに示すとおり、医師養成に合致した内容となっている。各科目が、教育到達目標のどの項目の教育内容と合致するかについて、分かりやすく表示し、学生・教員が目標を持って学修・指導ができるよう配慮している。さらに、地域医療を担う医療人養成の観点から、６または４年間を通した段階的、継続的な離島へき地医療教育（講義及び実習）を実施している。必修の自主研究の集約化により、研究環境整備し、実践的な研究倫理に関する学びを深める体制を作り・実施している。本学のカリキュラムの体系的方針として水平的・垂直的に統合された教育体制にすることへの意見の統一を図った。そして、2017年度のFD活動にて「学習の水平的・統合」をテーマにワークショップを開催し、統合カリキュラムを推進するための方策を検討した。2019年度時間割で垂直的統合の一環として授業内容を見直し、更に2020年度時間割からは水平的統合の一環として基礎系分野の統合カリキュラム「医学総合実習」を新設した。

**基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ・医学部では、講義、チュートリアル教育、演習、実習等の授業形態を適切に組合せるとともに、カリキュラムについて学生に適正な情報提供を行い、教育内容に応じた指導法の工夫を行っている。 | 6-4-A (04)_授業形態の組合せと学習指導法の工夫の例 | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・医学部では、教育目的の達成のために、資料（授業形態の組合せと学習指導法の工夫の例）に例示する授業形態の組合せと学習指導法の工夫を行っている。医学部では、講義、チュートリアル教育、演習、実習等の授業形態を適切に組合せるとともに、カリキュラムについて学生に適正な情報提供を行い、教育内容に応じた指導法の工夫を行っている。また、医師国家試験不合格者に対する支援として、在学６年生とともに学習できる自習室を確保し、そこには担当する指導教員（教授）を複数名置いている。また、在学中の助言指導教員に常に相談できる体制を取っている。また、保健学科関係国家試験不合格者に対して、自習スペースを確保して学習環境の整備を整え、個別指導が可能な体制としている。

## 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・【保健学科】新入生への履修登録支援や新入生オリエンテーションの企画を行う桜ヶ丘キャンパスピア・サポート委員を組織し、学生目線での効果的な履修方法の支援や能動的な大学での学習方法等を教示してもらい、高校から大学へのスムーズな学習接続を行った。ピア・サポートチームは学年を横断した組織で、先輩から後輩へ学習や学生生活の支援まで幅広くサポートしている。また、共通教育GPA（グレード・ポイント・アベレージ）の低い学生については、担任教員による指導を行っている。入学後に合理的配慮の申請のあった学生については、個別支援を行った（2016年度以降の個別支援者数は８名）。なお、看護学専攻では、臨地実習委員会を組織し、臨地実習の心得を作成して学生の臨地実習中の体調管理や安全管理について支援をしている。2018年度の看護学専攻による基礎看護学実習では２名の特別支援を考慮すべき学生に対して１名の支援者（経験豊富な看護師）、分野別実習では２名の特別支援を考慮すべき学生に対して、それぞれ１名に対して１名の支援者（経験豊富な看護師）が全実習期間に付き添う支援を行った。

## 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ・医学部では、各学科の教育目的・目標に基づき、教養教育、専門教育等について学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等を明示し、準拠カリキュラムを作成し、各学科教務部会を中心にその達成状況を検証・評価するための取組を行っている。<br>・それらの成績評価により進級判定を行っており、その判定時期、判定事項及び不合格者の状況は資料（進級の時期と判定項目及び未進級者の状況）のとおりで、各学年において学生が身につける学力や資質・能力について、明確化しており、年次と学修の深度がリンクするようになっている。 | 6-6-A (04)進級の時期と判定項目及び未進級者の状況【非公表】 | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・【成績評価による進級判定】医学部では、各学科の教育目的・目標に基づき、教養教育、専門教育等について学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等を明示し、準拠カリキュラムを作成し、各学科教務部会を中心にその達成状況を検証・評価するための取組を行っている。それらの成績評価により進級判定を行っており、その判定時期、判定事項及び不合格者の状況は資料（進級の時期と判定項目及び未進級者の状況）のとおりである。上記のように、各学年において学生が身につける学力や資質・能力について、明確化しており、年次と学修の深度がリンクするようになっている。
・【保健学科】学習管理システム「manaba（マナバ）」で学生の振り返りと教員による成績評価を行っている。臨地実習では、学習管理システム「manaba（マナバ）」での事前レポートを提出してもらうことで回収率の効率化ができ担当教員が随時閲覧可能になっている。成績評価に関して、成績管理や教員コメント入力が可能なため成績評価を実習に活かしている。また、成績不良者の学習支援体制にも活かしている。技術演習では、課題学習の評価で、ルーブリックを使用している。評価の４項目のそれぞれに対して目標を示し、４段階で評価基準を示して評価者間の誤差を無くすための評価に取り組んでいる。作業療法学専攻の臨床実習では、医療機関所属の実習指導者の協力を得て、実習成績表を作成し、学生の遂行状況の振り返りや必要に応じた補習などを行い、臨床実習の成績判定を行っている。

## 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

## 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| | データ欄 | 備考 | |
|---|---|---|---|
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1_標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2_就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ・医学科卒業生の県内外の就職先の割合は、資料（医学科生新規卒業生の県内就職率の割合）のとおりであり、県内の就職率は過半数を超えている。地域枠推薦入学医学生の卒後のキャリア形成に関しては、鹿児島大学病院地域医療支援センターとともに、学生時期に情報提供を行っている。具体的なキャリアプラン作成は、鹿児島県や、鹿児島県医師会、鹿児島大学病院とともに作成している。 | 6-8-A (04)医学科新規卒業生の県内就職率の割合【非公表】 | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・医学部の教育目標において、医学科では「科学的思考力を有し、生涯学習し、医学、医療及び社会の発展に貢献する医師及び医学研究者」、保健学科では「（略）患者と地域社会に貢献できる医療を実践するための思考力、判断力及び積極的実行力を有する看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士を養成する。」を掲げており、最終的には医師、看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士の国家試験合格が教育成果の一部として表される。2016～2020年度の医師国家試験の合格率は94～99%で推移しており、医師国家試験合格率向上のため医学科全体として教務委員会を中心に６年次卒業試験のあり方を検討し、医師国家試験に準じた形式での卒業試験の実施等の対策を継続して行った結果、2020年度の新卒者の合格率は96.4%となっている。看護師、助産師、保健師、理学療法士、作業療法士の国家試験合格率は、年度によりやや変動があるが、2018年度は平均97.4%であり、いずれの資格についても、全ての年度で全国平均を上回っている。各学年や卒業時等において学生が身につける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果は上がっていると考えられる。
・【医学科】2016～2020年度の医学科新規卒業者の医師国家試験合格率は平均は96.0%となっており、地域医療への貢献も果たしている。医学科卒業生の県内外の就職先の割合は、資料（医学科生新規卒業生の県内就職率の割合）に示すとおりであり、県内の就職率は過半数を超えている。地域枠推薦入学医学生の卒後のキャリア形成に関しては、鹿児島大学病院地域医療支援センターとともに、学生時期に情報提供を行っている。具体的なキャリアプラン作成は、鹿児島県や、鹿児島県医師会、鹿児島大学病院とともに作成している。
・【保健学科】保健学科新規卒業者の多くは、各専攻に応じて看護師、保健師、理学療法士、作業療法士の国家試験を受験しており、合格者では、進学・就職ともほぼ希望にかなっている。2016～2020年度の卒業者の看護学専攻では８～11%、理学療法学専攻では、５～24%と作業療法学専攻では０～５%程度が大学院に進学している。

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・具体的な学位授与方針を策定しホームページ等で社会一般に公開している。 | 6-1-A_(05)鹿児島大学歯学部の学位授与方針を公表したホームページ | | |
| ・学部の理念等が教職員・学生にどの程度周知されているか調査した。 | 6-1-B_(05)歯学部カリキュラム理解度調査結果(2018, 2021) | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・CPとDPの関連性を明示したカリキュラムマップを作成し公表している。 | 6-2-A_(05)カリキュラムマップの公表 | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】<br>・教育課程方針と学位授与方針の整合性を歯学部教育委員会にて、定期的に検証している。 | | | |

| 基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・CPとDPの関連性を明示したカリキュラムマップを作成し公表している。 | 6-2-A_(05)カリキュラムマップの公表 | | 再掲 |
| ・臨床予備実習初期の基礎系科目講義の導入 | 6-3-A_(05)臨床予備実習日程表（講義） | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】<br>・５年生前期の臨床予備実習においては、実習開始の初期に基礎系科目の臨床に関わりの深い領域について講義を行い、知識の確認を行いつつ，来る臨床実習に備えるための動機づけとしている。 | | | |

## 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ・シラバスの記載事項を統一し教育委員会で内容をチェックしている。 | 6-4-A_(05)シラバス確認チェック表 | | |
| ・学生による授業評価アンケートと教員による授業改善シートの作成。 | 6-4-B-01_(05)授業評価アンケート | | |
| | 6-4-B-02_(05)授業改善シート | | |
| ・e ログブックによる臨床実習達成度の確認 | 6-4-C_(05)ログブックカウント数 | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・本学部の教育目標を達成するために、共通教育科目、歯学導入系科目、基礎系科目、臨床系科目、保健・社会系科目、歯学総合系科目及び臨床実習により教育カリキュラムを構成している。授業科目シラバスは授業要綱として毎年学生にホームページ上で公開している。本学部の授業科目は従来、座学や実習など学内における各種資源を活用した教育体系であったが、本学部の学位授与方針及び教育課程編成方針に基づき、平成27年度から導入したアウトカム基盤型教育に基づく新カリキュラムでは、歯科医師としての社会的な役割をより深く認識させるため、学外実習を数多く取り入れるとともに、自己主導的に学ぶ姿勢を修得させるための能動的学習方略を多く採用することとした。以下に具体的な内容について記載する。
１．準備教育の充実：本学の共通教育では、学士力の担保のため準備教育としてアクティブ・ラーニングに基づく授業科目「初年次セミナーⅠ・Ⅱ」、「異文化理解」等を必修科目としている。
２．モデル・コア・カリキュラムとアドバンスド・カリキュラム：授業科目シラバスには授業内容に対応する歯学教育モデル・コア・カリキュラムの項目番号を記載し、全ての歯学教育モデル・コア・カリキュラムの項目を網羅している。また、共通教育科目及び専門基礎教育科目の内容はこれまでの準備教育モデル・コア・カリキュラム及び2016年度改訂で組み込まれた内容に対応している。一方で、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの項目番号が記載されていない教育内容は本学部独自の教育カリキュラムとしての「アドバンスド・カリキュラム」という位置づけであり、本学部が学習アウトカムとして明示している５つのコンピテンスの中でも、特に「Ⅰ．歯科医師の職責とコミュニケーション」と「Ⅳ．地域医療とヘルスプロモーション」について、本学部の教育上の特徴として多様な科目群を配置している。
３．独自の教育カリキュラムとその効果：本学部独自の教育カリキュラムはアドバンスド・カリキュラムとして、特にコンピテンス「Ⅰ．歯科医師の職責とコミュニケーション」と「Ⅳ．地域医療とヘルスプロモーション」について重点的に科目を設置している。特徴のある科目としては、「Ⅰ．歯科医師の職責とコミュニケーション」には、１年次：「患者と医療」、「全人的歯科医療実践学」、２年次：「プロフェッショナリズムⅠ」、３年次：「コミュニケーション学」、「歯科医療倫理学」、「心身歯科学」、４年次：「プロフェッショナリズムⅡ」、「チーム医療学」、また、「Ⅳ．地域医療とヘルスプロモーション」には２年次：「地域体験実習」、３年次：「地域医療学実習」、「地域・離島歯科医療学」、「災害医療・法歯学」、６年次：臨床実習内での「地域医療学実習」、「離島巡回歯科診療同行実習」、「離島歯科医療実習」が対応している。また、歯科医学導入教育として、１年次では歯学生としての自覚を醸成する科目として「患者と医療」、「歯科医学入門（チュートリアル教育）」を設置し、将来の歯科医療者、歯学研究者を目指すための教育を行っている。
４．研究者養成：リサーチマインドの醸成を目指す教育カリキュラムとして、１年次：「歯科医学入門」、２～３年次：「歯学研究」や「研究実践学」（各分野の研究室に配属し研究を実践）、さらに、２～６年次まで一貫して学生が自主的に研究分野を選択する科目として「歯学研究Ⅱ～Ⅵ」を配置し、リサーチマインドを有する歯科医師の育成を図っている。
５．グローバル人材育成：グローバル人材の育成のため、２～６年次では専門英語実践力の習熟や国際的医療活動を学ぶ「国際医療人育成学」を配置し、国際性を身に付けた歯科医師の育成を図っている。2018 年度から海外歯科研修プログラムにより、留学生との交流の機会の場を設けている。
６．キャリアパス：入学当初の１年次前期に開講している「患者と医療」では、広く歯科医師が社会に果たす役割について、様々な視点から教授しているが、その中で歯科医師のキャリアパスに関する講義を行っている。
７．また、３年次に開講している「地域医療学実習」においては、学外の実習協力施設に出向し、開業歯科医（本学臨床教授と臨床講師）による個別教育や歯科医院でのシャドウイングを通じて、将来の歯科医師のあり方について理解を深める機会を設けている。
８．また、国際医療人育成学Ⅱでは、海外留学、国際学会、海外保健活動などの将来の海外での活動について教授している。さらに、５年次では「総合歯科医療学」の中で、臨床実習開始直前の時期に卒前卒後の教育プロセスやキャリアの作り方について教授している。
９．また、本学歯学部同窓会が毎年主催し、本学部が共催する「進路相談会」では、主として５年生を対象に、本学部卒業生数名をパネラーとしたパネルディスカッションを開催し、卒後の進路に関する情報の共有が図られている。
・新カリキュラムにおける全ての授業科目で「e ポートフォリオシステム」の登録が完了し、特に歯科臨床早期体験実習や地域体験実習では、振り返り記録として本システムを効果的に活用するとともに、一部の学習評価にも利用を開始した。また、臨床実習では学習成果の可視化を目的に開発した「e ログブックシステム」を2015年度より全診療科で運用し，学生ごとの「見学」「介助」「自験」の達成状況を確認し，遅れの見られる学生には随時指導を行う体制を構築した。評価にも活用できるe ポートフォリオシステムについては、多くの科目で使用するための方策を検討している。
・2021年度は、アクティブ・ラーニングの実施率は92.6%で全学目標の30%を超え、また全ての科目でシラバスへの記載を完了させた。

| 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・シラバスへの成績評価方法の記入の徹底。 | 6-6-A_(05)シラバス作成要領 | | |
| ・成績ガイドラインの策定と教員への周知。 | 6-6-B_(05)成績評価ガイドライン | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| 復活 | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

## 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| | データ欄 | 備考 | |
|---|---|---|---|
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ・最終学年の学位記授与式の当日、卒業予定者全員に対して学生生活を振り返ったアンケート調査を実施 | 6-8-A_(05)卒業生アンケート | | |
| ・標準修業年限内の卒業率（過去５年分）向上に向けた教育委員会での活動 | 6-8-B_(05)標準修業年限内の卒業率（過去５年分） | | |
| ・新卒の国試合格率向上に向けた教育委員会での活動 | 6-8-C_(05)新卒（新カリ最初の卒業生（令和３年３月））の国試合格率の状況 | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・卒業時アンケート
本学部では、最終学年の学位記授与式の当日、卒業予定者全員に対して学生生活を振り返ったアンケート調査を実施している。ここでは、その結果の一部を示す。いずれも５段階評価であり、質問内容や評価基準は、6-8-A_(05)卒業生アンケートのとおりである。
１．臨床実習：毎年高い評価が得られており、特に診療参加型の実習体制の構築に取り組んだ2011年度以降、評価が上昇している。
２．CBT、OSCE：臨床実習開始前に実施されるこれらの共用試験は、歯科医師でない者の医療行為を禁ずる歯科医師法の違法性を阻却するために実施されるが、学生にその意味や効果が正しく理解されていると考えられ、高い評価結果を得ていた。
３．総合歯科学：臨床実習終了後の６年生後期に開講される本科目は、６年間の集大成として学部の全分野が共同で担当する統合系科目である。科目を開設した2010年度はその意味が学生に十分理解されていなかったと考えられるが、年を追うごとに理解が増し、徐々に高い評価を得るようになってきた。
・全学での検討状況を踏まえ、教育委員会で卒業生調査（調査項目）について検討を行い、2017年度以降はこれまでの全学での調査時に行う歯学部独自の調査を継続し、新カリキュラム受講卒業生の際に変更することとした。

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程（先進工学科（機械工学プログラム、電気電子工学プログラム、海洋土木工学プログラム、化学生命工学プログラム）、建築学科）について、第三者評価結果の活用あり：JABEE（一般社団法人日本技術者教育認定機構）

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－１－１］<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01_(06)工学部各学科・各プログラムDP・CP | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

・認証評価の事前相談において、大学改革支援・学位授与機構から「工学部のディプロマポリシー（以下ＤＰ）の表現が抽象的で、改組後にも関わらず、平成２８年３月の中教審の３ポリシーの策定及び運用に関するガイドラインに添っていない」旨の指摘があったことについては、各プログラムのＤＰは各科目と適切に関連付けられており、工学部のＤＰは全てのプログラムのＤＰを包含しているために抽象的な表現となっていることを申し添えたい。また、改組２年目であるため、改組完成年度を経過した後に、機構からの指摘を踏まえ、またPDCAの一環として、より具体的で理解し易いＤＰに修正する予定である。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・工学部、各学科、各プログラムのＤＰは、全学の学位授与方針及び工学部の教育目標に沿って作成され、必要とされる能力を掲げている。特に各プログラムのＤＰは、その分野に応じてより細かく学位授与の方針が定められている。なお、工学部の学位授与の方針は毎年度入学者全員に配付される工学部の「履修要項・学修案内」に明記されており、新入生オリエンテーションで周知している。

【改善を要する事項】

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－２－１］<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-1-1-01 (06)工学部各学科・各プログラムDP・CP | | 再掲 |
| ［分析項目６－２－２］<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (06)工学部各学科・各プログラムDP・CP | | 再掲 |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

・認証評価の事前相談において、大学改革支援・学位授与機構から「工学部のディプロマポリシー（以下ＤＰ）の表現が抽象的で、改組後にも関わらず、平成２８年３月の中教審の３ポリシーの策定及び運用に関するガイドラインに添っていない」旨の指摘があったことについては、各プログラムのＤＰは各科目と適切に関連付けられており、工学部のＤＰは全てのプログラムのＤＰを包含しているために抽象的な表現となっていることを申し添えたい。また、改組２年目であるため、改組完成年度を経過した後に、機構からの指摘を踏まえ、またPDCAの一環として、より具体的で理解し易いＤＰに修正する予定である。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・各プログラムでカリキュラムマップを作成しており、初年次から卒業まで系統性のあるカリキュラムが編成されていること及びＣＰとＤＰと各科目が関連付けられていることが学生にも分かるようにしている。

【改善を要する事項】

| 基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－３－１］<br>教育課程の編成が、体系性を有していること | ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01_(06)工学部のカリキュラムマップ(2021年度) | | |
| | 6-3-1-02_(06)_鹿児島大学の教育課程と共通教育の概要、共通教育の教育目標と編成・実施方法 | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-03_(06)工学部　標準履修課程表(2021年度) | | |
| ［分析項目６－３－２］<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | 6-3-2-01_(06)JABEE自己点検書自己点検結果編(電気電子工学科2016)（非公表） | | |
| | 6-3-2-02_(06)JABEE自己点検書自己点検結果編(建築学科2017)（非公表） | | |
| | 6-3-2-03_(06)JABEE自己点検書自己点検結果編(化学生命工学科2017)（非公表） | | |
| | 6-3-2-04_(06)JABEE自己点検書自己点検結果編(海洋土木工学科2015)（非公表） | | |
| | 6-3-2-05_(06)JABEE自己点検書自己点検結果編(機械工学科2015)（非公表） | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-06_(06)共通教育科目シラバス | | |
| | 6-3-2-07_(06)工学部化学工学PGシラバス（令和3年度前期分） | | |
| | 6-3-2-08_(06)工学部情報・生体工学PGシラバス（令和3年度前期分） | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| | 6-3-2-01_(06)JABEE自己点検書自己点検結果編(電気電子工学科2016)（非公表） | | 再掲 |
| | 6-3-2-02_(06)JABEE自己点検書自己点検結果編(建築学科2017)（非公表） | | 再掲 |
| | 6-3-2-03_(06)JABEE自己点検書自己点検結果編(化学生命工学科2017)（非公表） | | 再掲 |
| | 6-3-2-04_(06)JABEE自己点検書自己点検結果編(海洋土木工学科2015)（非公表） | | 再掲 |
| | 6-3-2-05_(06)JABEE自己点検書自己点検結果編(機械工学科2015)（非公表） | | 再掲 |
| | 6-3-2-09_(06)鹿児島大学工学部プログラムシラバス委員会規則 | | |
| | 6-3-2-10_(06)工学部プログラムシラバス委員会議事要旨(2018～2020年度) | | |
| | 6-3-2-11_(06)鹿児島大学工学部で実施する授業科目のナンバリングに関する申合せ | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－３－３］<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01_(06)鹿児島大学工学部既修得単位認定規則 | | |
| | 6-3-3-02_(06)鹿児島大学工学部編入学規則 | | |
| | 6-3-3-03_(06)鹿児島大学工学部編入学学生に係る既修得単位認定細則 | | |
| ［分析項目６－３－４］<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | ・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| ［分析項目６－３－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ | | |
| | | | |
| | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・2016年度入学者より、それ以前は共通教育に区分されていた基礎教育科目を専門教育で実施するようになった。このことにより、専門教育で必要な基礎学力の構築に繋がるような講義内容にすることが容易になった。
・工学部ではプログラムシラバス委員会を設置し、学生にプログラムシラバスを通して、順次性ある体系的な編成の教育課程を提供することを目指して、検討を行っている。
・工学部では授業科目のナンバリングに関する申合せを策定し、カリキュラムマップと合わせ、毎年12月末までに各プログラムで確認するようにしている。

【改善を要する事項】

| 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－４－１］<br>１年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-4-1-01 (06)令和３年度工学部教務・入試関係行事予定 | | |
| ［分析項目６－４－２］<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-4-1-01 (06)令和３年度工学部教務・入試関係行事予定 | | 再掲 |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-06 (06)共通教育科目シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-07 (06)工学部化学工学PGシラバス（令和3年度前期分） | | 再掲 |
| | 6-3-2-08 (06)工学部情報・生体工学PGシラバス（令和3年度前期分） | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－３］<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） | | |
| | 6-3-2-06 (06)共通教育科目シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-07 (06)工学部化学工学PGシラバス（令和3年度前期分） | | 再掲 |
| | 6-3-2-08 (06)工学部情報・生体工学PGシラバス（令和3年度前期分） | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－４］<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４） | | |
| | 6-4-4_教育上主要と認める授業科目 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-06 (06)共通教育科目シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-07 (06)工学部化学工学PGシラバス（令和3年度前期分） | | 再掲 |
| | 6-3-2-08 (06)工学部情報・生体工学PGシラバス（令和3年度前期分） | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－５］<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること | ・ＣＡＰ制に関する規定 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－６］<br>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－７］<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－４－８］<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－９］<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－10］<br>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－11］<br>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

・機械工学プログラム、電気電子工学プログラム、海洋土木工学プログラム、化学生命工学プログラム、建築学プログラムは第三者評価として、一般社団法人技術者教育認定機構の「JABEE]を受審しているため、シラバスは掲載していない。
・残る、化学工学（環境化学プロセス工学科）、情報・生体工学についてのみシラバスの情報を掲載。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・講義や演習科目とは別に、社会における専門教育の必要性を学ぶという観点から、１単位の「工場実習」、「学外実習」、「工場見学」、「インターンシップ」などの授業科目を各プログラムで開講し、専門教育と実社会との繋がりを実習させている。
・2017年度より工学部エクセレントレクチャラー賞受賞者を講演者としたFD 講演会を毎年度教授会の前の時間帯に開催している。2020年度は「エクセレントレクチャラー受賞の対象となった科目又は今年度の遠隔講義」をテーマとして実施した。

【改善を要する事項】

| 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－５－１］<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| | 6-5-1-01_(06)工学部新入生オリエンテーション関係資料 | | |
| | 6-5-1-02 (06)工学部アドバイザー制と学生相談員制に関する申合せ | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| ［分析項目６－５－２］<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | 6-5-1-01_(06)工学部新入生オリエンテーション関係資料 | | 再掲 |
| | 6-5-1-02 (06)工学部アドバイザー制と学生相談員制に関する申合せ | | 再掲 |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| ［分析項目６－５－３］<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３） | | |
| | 6-5-3_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | 6-5-3-01 (06)工学部インターンシップ関連シラバス | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） | | |
| | 6-5-3-01_(06)工学部インターンシップ関連シラバス | | 再掲 |
| | 6-5-3-02 (06)工学部インターンシップ最終結果表（非公表） | | |
| ［分析項目６－５－４］<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-01 (06)令和2年度後期工学部留学生チューター学生名簿（非公表） | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-02 (06)鹿児島大学における障害を有する学生の修学支援に関する指針 | | |
| | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-03_(06)特別クラスの受講者数 | | |
| | ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・入学直後に３日間にわたる新入生オリエンテーション（工学部）を実施している。初日の午前中は全体オリエンテーションを実施し、後はプログラム毎に特別企画として新入生、編入生それぞれに対して、「教育理念」、「学習・教育目標」を平明に説明し、授業の履修、学習に関する問題への助言・相談等、学生生活についてのガイダンスを実施している。
・工学部では推薦Ⅰ入学予定者に対して、大学の授業にスムーズに適応できるように、「e-learning 教材」を利用した数学及び物理学の入学前補習を勧めている。理工系離れに伴う基礎学力不足の新入生を対象に、１年前期に行われる補習教育の受講を勧めている。また、微分積分学と物理学基礎については通常の２倍の授業時間をかけて、初歩から通常の水準まで教育する特別クラスを開講し、基礎学力向上を目指している。
・自主学習の手助けには、附属図書館の利用を推奨するだけでなく、工学部に専用の学生自習室を開設して平日は20時まで、土日祝日は18時まで開放している。
・学生一人ひとりの学修・生活行動をサポートし、学修動機や意欲を増進・維持させるためにアドバイザー制度と学生相談員制度を取り入れている。アドバイザーは各プログラムの教員で、学生相談員は本学工学部を卒業した博士前期課程１年生もしくはそれ以外の対応可能な優秀な院生でプログラムの会議で承認された学生である。
・学生はポートフォリオを通して自分のGPAの状況を確認して、学習・教育目標の達成度を把握することができる。

【改善を要する事項】

| 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－６－１］<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01_(06)鹿児島大学工学部規則 | | |
| | 6-6-1-02_(06)工学部履修要項（2020年度） | | |
| | 6-6-1-03_(06)成績評価に関するガイドライン | | |
| ［分析項目６－６－２］<br>成績評価基準を学生に周知していること | ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01_(06)工学部履修要項（抜粋） | | |
| ［分析項目６－６－３］<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01_(06)工学部（成績評価の分布表）GPA科目比較一覧表（非公表） | | |
| | ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-02_(06)R2 第５回及び R3第１回工学部FD委員会議事要旨 | | |
| | ・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | 6-6-3-03_(06)履修要項・学修案内2020 抜粋 | （履修の解説） | |
| | ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | 6-6-3-04_(06)授業評価アンケートを利用した授業改善に関する申合せ | | |
| | 6-3-2-06_(06)共通教育科目シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-07_(06)工学部化学工学PGシラバス（令和3年度前期分） | | 再掲 |
| | 6-3-2-08_(06)工学部情報・生体工学PGシラバス（令和3年度前期分） | | 再掲 |
| ［分析項目６－６－４］<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01_(06)工学部における成績等開示請求及び異議申し立てに関する申合せ | | |
| | ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | 6-6-4-02_(06)成績等の開示及び異議申し立て申請書 | | |
| | ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 | | |
| | 6-6-4-03_(06)国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則 | P17 | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・各学年における進級条件は各プログラムで定める要件を満たす必要があることは履修要項に記載されている。また、進級のためには全プログラム共通で入学以来の累積GPAが1.50以上であることも明記している。
・学生に配付する履修要項の冊子には履修についての解説も加えており、必要な学習時間、GPAの計算方法、成績の更新などについて、詳細に説明している。
・各学期の成績が優秀な学生には学部長賞や成績優秀賞が学部長より与えられる。
・成績優秀で品行方正な４年次学生各プログラム２名以内（計14名以内）に対して、本学部の卒業生で京セラ及び第二電電の創業者である稲盛和夫氏の寄附により制定された工学部稲盛学生賞が与えられる。
・各プログラムでは、学期GPA が1.30未満もしくは、当該学期の修得単位数が10単位未満の学生はプログラム長による指導がなされる。

【改善を要する事項】

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－７－１］<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 6-7-1-01 (06)鹿児島大学学則第５節 | | |
| | 6-6-1-01_(06)鹿児島大学工学部規則 | | 再掲 |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | |
| | 6-7-1-02 (06)鹿児島大学工学部教授会規則 | | |
| | 6-6-1-01 (06)鹿児島大学工学部規則 | | 再掲 |
| ［分析項目６－７－２］<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－７－３］<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | 6-6-1-02 (06)工学部履修要項（2020年度） | | 再掲 |
| | 6-7-3-01 (06)工学部進級・卒業要件一覧表（2021年度） | | |
| ［分析項目６－７－４］<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 6-7-4-01_(06)工学部教授会議事要旨（2021年3月4日） | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| ［分析項目６－７－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・２年次末までの２年間で80単位以上修得し、累積GPAが3.50以上の成績優秀者と認められた学生は早期卒業を申請することができる。申請が認められた後、３年次終了時に、所定の専門教育科目の受講科目を履修し、卒業要件である124単位以上を修得し、かつ累積GPA が3.50 以上の成績で単位を修得した学生は３年で卒業することができる。2017年度に１名、2018年度に２名が早期卒業した。

【改善を要する事項】

| 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－８－１］<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | | |
| | 6-8-1_標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01_(06)教員免許取得者数_大学調査表【工学部】 | | |
| | 6-8-1-02_(06)令和2年度9月卒業者のJABEEプログラム修了判定について | | |
| | 6-8-1-03_(06)2020年度（2021年３月）卒業者のJABEEプログラム修了判定について | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-04_(06)工学部HP | | |
| | 6-8-1-05_(06)工学部論文及び受賞状況等の一覧表 | | |
| ［分析項目６－８－２］<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | 6-8-2_就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ） | | |
| | 6-8-2_01_(06)卒業後の状況調査票（2-1,2-2） | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| | 6-8-2-02_(06)工学部案内・要覧（抜粋） | | |
| | 6-8-2-03_(06)工学部HPの卒業生インタビュー | | |
| | 6-8-2-04_(06)工学部卒業生新聞記事 | | |
| ［分析項目６－８－３］<br>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01_(06)2019_年度_鹿児島大学工学部卒業生の学習成果に関する調査_集計結果 | | |
| | 6-8-3-02_(06)平成27年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-03_(06)平成28年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-04_(06)平成30年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-05_(06)令和元年度学長と学部卒業予定者との懇談会要旨 | | |
| | 6-8-3-06_(06)2019年度鹿児島大学卒業予定者アンケート結果報告書 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－８－４］<br>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-2-03_(06)工学部HPの卒業生インタビュー | | 再掲 |
| | 6-8-4-01_(06)H27卒業生アンケート結果（全学・学部） | | |
| | 6-8-4-02_(06)H30卒業生アンケート結果（全学・学部） | | |
| ［分析項目６－８－５］<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01_(06)平成30年度　就職先に対するアンケート(WEB)調査結果 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

（免許・資格関係）
・2016年度から2020年度まで教員免許取得者数は、高等学校教諭一種免許状(理科）が34名、高等学校教諭一種免許状(工業)が11名 、高等学校教諭一種免許状(情報)が５名であった。
・環境化学プロセス工学科(定員35名）（現化学工学プログラム）では化学工学技士(基礎)の受験を奨励している。この資格は、化学工学の基礎知識に関する筆記試験を行った上で、化学工学に関連した専門的応用に関する業務に携わるための十分な化学工学基礎知識を有していることを、化学工学会が認定する資格である。2016年度から2020年度までの資格取得者数は27名、16名、12名、８名（2020年度は試験実施なし）である。
・海洋土木工学科(定員48名）（現海洋土木工学プログラム）での土木学会認定の土木検定試験の合格者は、第３期中期目標期間の前半の2016 年度から2020年度において、それぞれ46名、38名、37名、53名、38名である。
（就職関係）
・就職希望者は在籍者の約40%である。大学院に進学した学生及び卒業後に継続して公務員受験を考えている学生など就職を希望しない学生を除くと、第３期中期目標期間の就職率は98%を越えている。
・2018年度工学部卒業生の就職先はどの学科においても多くの卒業生が専門教育で学んだ知識を活かせる企業に多くの学生が就職している。
（平成30年度卒業生アンケートの結果（全学で３年毎の実施））
・いずれの学科においても、最も有意義であった専門教育を「卒業論文・卒業設計」とする学生が多いが、建築学科では70%を超える学生が最も有意義であったとしている。
・専門教育について、どの程度取り組んだかということについては、70%を超える学生が「一生懸命」もしくは「やや一生懸命」に取り組んだと自己評価している。
・専門教育を通して、特に身についたものとしては、「専門分野の知識」を挙げる学生が最も多い。他には、「論理的思考力」、「発表能力」及び「問題解決能力」を挙げる学生が多い。
・専門教育で受けた教育内容が将来役立つかということについては、80%以上の学生が役立つと考えている。また、総合評価でも80%以上の学生が「とても良かった」あるいは「ある程度よかった」としている。

【改善を要する事項】

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ・専門教育科目の海外での実施 | 6-2-A-01 農学部３ポリシー | | |
| | 6-2-A-02_国際森林論シラバス | | |
| | 6-2-A-03 食料環境システム学IIIシラバス | | |
| | 6-2-A-04_国際食創システム学（食の安全）シラバス | | |
| | 6-2-A-05 国際食創システム学（食料生産コース）シラバス | | |
| | 6-2-A-06_インターンシップ研修(特別コース)シラバス | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

鹿児島大学は、外国人留学生の増加を第３期中期目標・中期計画としており、農学部における外国人留学生の在籍者数は増加傾向にある。（平成28年度：９名、平成29年度：13名、平成30年度：21名、令和元年度：24名、令和２年度：29名、令和3年度：32名）。平成27年度に水産学部との連携で開設した国際食料資源学特別コースでは、「国費留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択され（平成28～平成30年度）、さらに令和元年度に２回目が採択され、外国人留学生の獲得に寄与している。

**基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・鹿児島大学では、アクティブラーニング型授業を全授業科目の50%とする中期目標を掲げている。アクティブラーニング型授業の拡充のため、講義室及びセミナー室を整備し、野外でのアクティブラーニング型授業の充実のため、ワイヤレスガイドシステムを導入した。このような中でアクティブラーニング型の農学部実施率は82.2%と目標を大きく上回っている。
・鹿児島大学では、講義の出席管理・資料配布にとどまらず、小テストや質問等の講義補助のための学習管理システムとして「manaba（マナバ）」が導入されている。農学部では、すべての講義が「manaba」に登録され、双方向授業を実施することが可能となっている。

**基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・鹿児島大学では、講義の出席管理・資料配布にとどまらず、小テストや質問等の講義補助のための学習管理システムとして「manaba（マナバ）」が導入されている。農学部では、すべての講義が「manaba」に登録され、双方向授業を実施することが可能となっている。平成30年度から「manaba」システムを利用し、学生がスマートフォン等で授業評価ができるように改善された。同授業評価アンケートの集計分析の結果はいつでも大学や学部のホームページ上で閲覧でき、活用も可能である。

**基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

| 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|---|---|---|---|
| | データ欄 | 備考 | |
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】<br><br>・成績管理や履修状況把握、FD活動のための教育管理WEBシステム「AGRI-FISH-WEB」を利用して、シラバスの作成と授業実施状況の自己点検が出来るようにしている。また、同システムにより授業参観の参加登録や報告書の提出及び担当教員による報告書の閲覧が出来る仕組みを作っている。さらに、学習管理WEBシステム「manaba」を利用して、学習支援ツールによる学習意欲の向上や授業アンケート・卒業（修了）時アンケートによる意見収集と分析に活用している。<br>・学生の学会発表数は、平成28年度以降、年間平均で35件を超えている。 | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・水産学は実学であるため、フィールドワークを重視した実習を増やしている。また、実務能力を高めるため、実用英語を専門科目の授業として設定するとともに、水産教員、海技士、グローバル人材、水産ジェネラリストを養成するためのプログラムも設定している。実習においては附属施設を活用しており、特に練習船が教育関係共同利用拠点に認定されていることから他大学の学生による利用も多く、水産学部の学生にとっても他大学の学生と交流することにより学習効果も上がっている。

| 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】<br><br>・これまでに運用実績のあるISO9001（JIS Q 9001:2008）の項目の適用や用語を教育用に変更してISO9001に準拠した「教育システム要綱」を制定した。教育目標を達成するためのカリキュラム計画を設定し、それに基づいたシラバス作成及び授業の実施に関するモニタリングを行う他、教育の組織的な点検、改善のため、「内部監査」及び「マネージメントレビュー」等を毎年行っている。 | | | |

| 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|---|---|---|---|
| | データ欄 | 備考 | |
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価、獣医学教育評価、ＥＡＥＶＥ（大学改革支援・学位授与機構、大学基準協会、欧州獣医学教育機関協会）

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること**

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［活動取組６－３－Ａ］<br>欧州獣医学教育機関協会(EAEVE)による獣医学教育の認証（令和元年～令和８年） | 6-3-A-01_(09)（EAEVE）欧州獣医学教育機関協会認証評価　評価結果 | | |
| | 6-3-A-02_(09)欧州獣医学教育機関協会（EAEVE）自己評価書 | | |
| | 6-3-A-03_(09)（EAEVE）欧州獣医学教育機関協会認証評価　審査最終評価結果報告書 | | |
| ［活動取組６－３－Ｂ］<br>ステークホルダーや学生の学部運営への参画 | 6-3-B-01_(09)鹿児島大学と山口大学の共同獣医学部協議会規則 | | |
| | 6-3-B-02_(09)鹿児島大学共同獣医学部運営会議規則 | | |
| | 6-3-B-03_(09)鹿児島大学共同獣医学部常設委員会規則 | | |
| | 6-3-B-04_(09)鹿児島大学共同獣医学部諮問会議規則 | | |
| | 6-3-B-05_(09)鹿児島大学共同獣医学部学生協議会要項 | | |
| | 6-3-B-06_(09)鹿児島大学共同獣医学部獣医療臨床研究等に関する倫理審査委員会規則 | | |
| | 6-3-B-07_(09)鹿児島大学共同獣医学部附属動物病院規則 | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・欧州獣医学教育機関協会(EAEVE)による認証の取得により、諮問会議と学生協議会の設置並びに学生の各種委員会委員としての参加による教育内容の体系性や水準についての検討や審議を行う教育の質保証への取組等が、国際水準であることが保証されている。

**基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［活動取組６－３－Ａ］<br>欧州獣医学教育機関協会(EAEVE)による獣医学教育の認証（令和元年～令和８年） | 6-3-A-01_(09)（EAEVE）欧州獣医学教育機関協会認証評価　評価結果 | | 再掲 |
| | 6-3-A-02_(09)欧州獣医学教育機関協会（EAEVE）自己評価書 | | 再掲 |
| | 6-3-A-03_(09)（EAEVE）欧州獣医学教育機関協会認証評価　審査最終評価結果報告書 | | 再掲 |
| ［活動取組６－４－Ａ］<br>共同獣医学部附属総合動物実験施設における Association for Assessment and Accreditation of Laboratory Animal Care International; AAALAC international（旧国際実験動物ケア評価認証協会）による認証の取得と更新（平成29年～令和５年） | 6-4-A-01_(09)国際実験動物ケア評価（AAALAC国際認証評議会）評価結果 | | |

| | |
|---|---|
| 【優れた成果が確認できる取組】<br><br>・欧州獣医学教育機関協会(EAEVE)による認証の取得により、授業形態や学習方法に関する２大学での双方向性遠隔授業システムを用いた教育設備や教育カリキュラムについて国際水準であることが保証されている。<br>・AAALAC international（旧国際実験動物ケア評価認証協会）による認証の取得と更新により、動物福祉に厳格に配慮しながら実験動物を用いた少人数制のハンズオン実習による授業形態が保証されている。 | |

**基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

**基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|---|---|---|---|
| | データ欄 | 備考 | |
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1_標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2_就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

| 基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|---|---|---|---|
| | データ欄 | 備考 | |
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

| 基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－１－１］<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01_(11)鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻ディプロマ・ポリシー | | |
| | 6-1-1-02_(11)教育学研究科委員会　ディプロマ・ポリシー等見直し | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| ②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■　当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－２－１］<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01（11）鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻カリキュラム・ポリシー | | |
| | 6-2-1-02（11）教育学研究科委員会　カリキュラム・ポリシーについて | | |
| ［分析項目６－２－２］<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-2-1-01（11）鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻カリキュラム・ポリシー | | 再掲 |
| | 6-1-1-01_(11)鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻ディプロマ・ポリシー | | 再掲 |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－３－１］<br>教育課程の編成が、体系性を有していること | ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (11)教育学研究科学校教育実践高度化専攻履修案内（2021） | | |
| | 6-3-1-02_(11)学校教育実践高度化専攻カリキュラムマップ | | |
| | 6-3-1-03 (11)学校教育実践高度化専攻ナンバリングコード一覧表 | | |
| | 6-3-1-04 (11)鹿児島大学教職大学院実習科目と各科目の関連 | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-01 (11)教育学研究科学校教育実践高度化専攻履修案内（2021） | p. 3-9 | 再掲 |
| ［分析項目６－３－２］<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | 6-3-2-01 (11)鹿児島大学教職大学院認証評価結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-02 (11)鹿児島大学大学院教育学研究科（教職大学院）シラバス | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| | 6-3-2-03 (11)FDにおけるフィードバック体制の概要 | | |
| | 6-3-2-04_(11)鹿児島大学教育学部教育改善委員会規則20200401 | | |
| | 6-3-2-05 (11)教職大学院中間成果報告書(授業リフレクション報告書）（2017年度） | | |
| ［分析項目６－３－３］<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01 (11)鹿児島大学教育学部既修得単位認定規則 | | |
| | 6-3-3-02 (11)既修得単位の認定に関する申合せ | | |
| | 6-3-3-03 (11)鹿児島大学大学院教育学研究科教育実践総合専攻既修得単位認定に関する申合せ | | |
| ［分析項目６－３－４］<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | ・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－３－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ | | |
| | | | |
| | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・鹿児島県教育委員会との連携のもと、2017年度に教育学研究科の中に教職大学院（学校教育実践高度化専攻）を設置し、鹿児島県の教育に資する若手・中堅のスクールリーダーの養成を開始した。教育課程においては、実習科目を特に重視し、そこに特色をもたせるとともに、各授業科目が個々の実習と有機的に連関し合うようカリキュラムを編成した。また、本専攻の学びそのものがアクティブ・ラーニングの視点を有し、その学びの中で「省察する力」や「コミュニケーション能力」の高度化が実現できるよう、①現職教員学生と学部新卒学生が共に学ぶ１コース制、②特色ある実習科目、③共通５領域全てにユニバーサルデザインの視点、④実習科目を核として共通科目と選択科目が連動、⑤２年間のリフレクションの５つの特徴をもつ教育課程を組織した。こうした教育課程編成により、鹿児島県から要望されていた、指導法や組織経営など「かごしま教員育成指標」に示されるような教師の資質を高度化させる仕組みを構築することができた。

【改善を要する事項】

| 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－４－１］<br>１年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-4-1-01 (11)教職大学院教務行事予定表（2021） | | |
| ［分析項目６－４－２］<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-4-1-01 (11)教職大学院教務行事予定表（2021） | | 再掲 |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-02 (11)鹿児島大学大学院教育学研究科（教職大学院）シラバス | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－３］<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） | | |
| | 6-3-2-02 (11)鹿児島大学大学院教育学研究科（教職大学院）シラバス | | 再掲 |
| | | | |
| ［分析項目６－４－４］<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４） | | |
| | 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-02 (11)鹿児島大学大学院教育学研究科（教職大学院）シラバス | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－５］<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること | ・ＣＡＰ制に関する規定 | | |
| | 6-3-1-01 (11)教育学研究科学校教育実践高度化専攻履修案内（2021） | p. 3 | 再掲 |
| ［分析項目６－４－６］<br>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－７］<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－８］<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| | 6-4-8-01 (11)実習校との連携協定書（2020） | | |
| ［分析項目６－４－９］<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－４－10］<br>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－11］<br>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・教職大学院では、南北600kmに及ぶ広大な面積に加え、離島へき地を多く抱える鹿児島県の特色を活かし、鹿児島県の教育に係る諸課題を解決する力量を培うために、離島へき地の小中学校とテレビ会議システムを通じた遠隔授業の取組を行ったり、県内の特色ある小中学校の研修の計画から実施までを継続的に学ぶ実習を行ったりするなど、多様な授業形態を取り入れた。こうした取組の結果、本学教職大学院の学びのレパートリーが増えただけでなく、地域の学校の教育課題の解決策の手がかりを得ることができた。

【改善を要する事項】

| 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－５－１］<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| ［分析項目６－５－２］<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| ［分析項目６－５－３］<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） | | |
| ［分析項目６－５－４］<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４） | | |
| | | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・教職大学院の実習（高度化実践実習Ⅰ）において、現職教員学生に学部新卒学生のメンター役を割り当て、実証授業の指導にあたってもらい、その成果と課題を、FDアンケートやデジタルポートフォリオに記入してもらった。これらの知見は、今後の教育学部の教育実習で、学部学生の指導・支援にあたる仕組みづくりのための資料となった。

【改善を要する事項】

| 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－６－１］<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01_(11)成績評価に関するガイドライン（全学） | | |
| | 6-6-1-02_(11)鹿児島大学教育学研究科学校教育実践高度化専攻履修要項 | | |
| | 6-6-1-03_(11)鹿児島大学教育学研究科学校教育実践高度化専攻における成績評価のガイドライン | | |
| ［分析項目６－６－２］<br>成績評価基準を学生に周知していること | ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01_(11)令和３年度教育学研究科オリエンテーション配布資料一覧 | | |
| | 6-6-2-02_(11)教職大学院ホームページ(成績評価基準) | | |
| ［分析項目６－６－３］<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01_(11)学校教育実践高度化専攻成績分布表（2020前期） | | |
| | 6-6-3-02_(11)学校教育実践高度化専攻成績分布表（2020後期） | | |
| | ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-03_(11)教育学研究科学校教育実践高度化専攻における成績評価に関する組織的確認について | | |
| | 6-6-3-04_(11)第12回教育学研究科委員会議事メモ（2020） | | |
| | 6-6-3-05_(11)第1回教育学研究科委員会議事メモ（2021） | | |
| | ・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| ［分析項目６－６－４］<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01_(11)鹿児島大学教育学部及び大学院教育学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則 | | |
| | 6-6-4-02_(11)鹿児島大学大学院教育学研究科修士論文の審査及び最終試験の実施に関する内規 | | |
| | 6-6-4-03_(11)鹿児島大学大学院教育学研究科規則 | | |
| | ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 | | |
| | 6-6-4-04_(11)国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則 | P17 | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・教職大学院においては、ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標を作成し、各教科との関係を整理し、各教科のルーブリックを作成した。作成されたルーブリックについては、試行運用しているデジタルポートフォリオに掲載した。

【改善を要する事項】

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－７－１］<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 6-7-1-01_(11)鹿児島大学大学院学則 | | |
| | 6-6-4-03_(11)鹿児島大学大学院教育学研究科規則 | | 再掲 |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | |
| | 6-7-1-02_(11)第14回教育学研究科委員会議事メモ（2020） | | |
| ［分析項目６－７－２］<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | 6-6-4-02_(11)鹿児島大学大学院教育学研究科修士論文の審査及び最終試験の実施に関する内規 | | 再掲 |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| | 6-6-4-02_(11)鹿児島大学大学院教育学研究科修士論文の審査及び最終試験の実施に関する内規 | | 再掲 |
| | 6-6-4-03_(11)鹿児島大学大学院教育学研究科規則 | | 再掲 |
| | 6-7-1-02_(11)第14回教育学研究科委員会議事メモ（2020） | | 再掲 |
| ［分析項目６－７－３］<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | 6-3-1-01_(11)教育学研究科学校教育実践高度化専攻履修案内（2021） | | 再掲 |
| | 6-7-3-01_(11)鹿児島大学ホームページ（修学成果に係り評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること） | | |
| ［分析項目６－７－４］<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 6-7-1-02_(11)第14回教育学研究科委員会議事メモ（2020） | | 再掲 |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| ［分析項目６－７－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

分析項目６－７－４　教職大学院においては、修士論文を課さない代わりに、課題研究科目（教職課題研究Ⅰ、Ⅱ）において、研究成果報告書及びポートフォリオの提出をもって、同科目の評価を行い、修了の要件としている。また、成果公表については、毎年３月に教職大学院成果発表会を開催し、現職教員学生の勤務校管理職をはじめ、鹿児島県内の学校関係者に多数参加してもらっている。「研究成果報告書」のうち、「成果報告文」は『鹿児島大学大学院教育学研究科　学校教育実践高度化専攻（教職大学院）　研究成果報告書』で公刊している。「課題探求ファイル」は、一時保管の後、学生へ返却している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・教職大学院においては、修士論文を課さない代わりに、課題研究科目（教職課題研究Ⅰ、Ⅱ）において、研究成果報告書及びポートフォリオの提出をもって、同科目の評価を行い、修了の要件としている。また、成果公表については、毎年３月に教職大学院成果発表会を開催し、現職教員学生の勤務校管理職をはじめ、鹿児島県内の学校関係者に多数参加してもらっている。

【改善を要する事項】

| 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－８－１］<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01_(11)教員免許状取得件数（2020） | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-02_(11)鹿児島大学稲盛賞受賞実績（2015-2019） | | |
| ［分析項目６－８－２］<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| | 6-8-2-01 (11)教育学部概要（2020） | | |
| | 6-8-2-02 (11)教職大学院修了生の進路（2018～2019修了） | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ） | | |
| | 6-8-2-03 (11)卒業後の状況調査票（教育学研究科） | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| | 6-8-2-04 (11)修了生からのメッセージ | | |
| ［分析項目６－８－３］<br>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01 (11)大学院生からのメッセージ | | |
| ［分析項目６－８－４］<br>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-4-01_(11)修了生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するインタビュー） | | |
| | 6-8-4-02 (11)鹿児島大学教職大学院　学習成果に関するアンケート | | |
| | 6-8-4-03_(11)第18回鹿児島の教育を語る会（2019年度） | | |
| | 6-8-4-04 (11)教職大学院第1期修了生へのアンケート調査結果 | | |
| ［分析項目６－８－５］<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01_(11)鹿児島大学教職大学院教育課程連携協議会実習連携プロジェクト部会メモ | | |
| | 6-8-5-02 (11)鹿児島県内教育事務所等訪問報告書（2017-2019） | | |
| | 6-8-5-03_(11)平成30年度　就職先に対するアンケート(WEB)調査結果 | | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・本学部・研究科では、美術専修の学生が毎年、作品を出展し受賞している。2016年度に開催された『第44回鹿児島陶芸展』（鹿児島県歴史資料センター黎明館）において、大学院教育学研究科２年（平成28年３月修了）の学生が創作とテーマの両部門から選ばれる最高賞の鹿児島県知事賞を受賞した。同じく教育学部美術専修４年（平成28年３月卒業）の学生も特選を受賞した。また、2018年度に開催された第46回鹿児島陶芸展において、教育学研究科１年の学生がグランプリ（鹿児島県知事賞）を受賞、同じく、創作部門の南日本新聞社賞と特選、テーマ部門の特選を教育学部美術専修４年生計４名が受賞した。2019年度には、鹿児島県美術協会などが主催する「第66回県美展」において、教育学研究科２年の学生が、公募の部の最高賞である県美展賞に選ばれた。
・専攻共通科目では、実際の学校現場における事例に基づいたケーススタディで行われるため、教員を志望する学生には有益である。学修コース共通科目においても、さまざまな分野に関する講義を学ぶことで、自身の専門分野との相関について理解し、横断的な幅広い知識・技能の習得に繋がっている。学部時代からの継続の有無にもよるが、指導教員からの丁寧な指導によって専門分野に対する興味・関心が深まることで学習意欲が向上し、それらが結果として教員をめざす意欲のアップにも繋がっている。TAでは、指導教員の知識・技能、指導法を間近で体感することで、各学生の専門分野に関する指導法を学ぶことに繋がり、極めて有益なものであることが理解できる。ボランティアにおいても、学校現場をはじめとして実際の児童生徒に関わって指導する機会を体験することができ、教員志望の増進に役立っている。
・学校教育実践高度化専攻学生生活委員会を中心に、年に１回、教員スタッフと学生全員が集うＦＤ座談会を開催し、気軽な雰囲気で授業や実習に関する意見交換を行い、次年度以降の改善につなげた。
・教育実践総合専攻では、各指導教員からの専門的内容の教育に加えて、専攻共通科目等でさまざまな領域の学生がいることで、分野を超えた融合的な学修が可能となっている。それらの習得は、幅広い知識・経験が求められる学校現場において、有益に作用されている。また、TAは、学校現場に入る前の実践的授業体験として極めて有効であり、各修了生が総じて同制度に高い満足度を示している。学校ボランティアにおいても、学校現場の教員の指導方法を直接観察する機会を得ることができ、実際の現場での指導に役立っている。
・鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会の下に作られた「実習連携プロジェクト部会」では、教職大学院の実習だけでなく、現職派遣で大学院に進学した学生が勤務校やその同僚に対して効果的な影響を与えているかについても、デマンドサイドである学校現場の意見を求めている。概ねメンバーである校長などからは好意的な意見やニーズが出されている。

【改善を要する事項】

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・教育目標の達成のためディプロマ・ポリシーを全学のディプロマ・ポリシーと整合性を持たせ、保健学研究科の専門性を具体的に示したディプロマ・ポリシーとなるように再構築した。

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

| 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|---|---|---|---|
| | データ欄 | 備考 | |
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】<br>・第３期中期目標期間及び第２期中期目標期間の学位取得者数を示す。社会人入学が多いため勤務都合の休学等や長期履修者制度や早期終了制度など多様なニーズに合わせた履修期間等を設定しているため、学位授与までの期間設定は難しい。しかし、博士前期課程の入学年度から２年で修士取得できると仮定すると、第３期中期目標期間の学位取得者は110名で、２年前の入学者数110名からは100%の学位取得率であり良好な終了状況が得られている。<br>・博士後期課程の入学年度から３年で学位取得できると仮定すると、第３期中期目標期間の博士学位取得者は18名で、３年前の入学者数20名であるので90%の修了率であった。第２期中期目標期間の40%に比べ上昇している。論文指導体制の改善効果と考えられ、更に強化していく必要がある。<br>・助産師国家資格は2016年度５名中４名（翌年合格）、2017年度以降は７名全員（100%）が助産師国家試験に合格している。<br>・放射線専門看護師（CNS）は、日本看護協会による認定試験が2021 年より開始（予定）されれば、日本看護系大学協議会から認定された教育課程（2017 年度から開始）修了者には、CNS の認定試験の受験資格が認められている。<br>・博士前期課程終了後の進路状況<br>本研究科は、医療系大学院であり、産業別では、第３期中期目標期間で、109名中82名（75%）が医療職に就職し、16名（15%）が学校教育に携わっている。９名（８%）が進学していた。また74名（68%）が県内に、就職・進学している。<br>・博士後期課程終了後の進路状況<br>博士後期課程終了後、博士号取得した第３期中期目標期間の18名のうち、学校教育職が９名、病院勤務が７名であった。<br>・博士前期課程修了後、修士を全員が獲得し75%と多数が医療職に就職しているが、12%は教育・研究部門に携わっていた。博士取得者は半数が教育研究職に携わり、医療職だけでなく、アカデミアの育成にも貢献していた。また、約2/3 が県内への就職・進学しており地域での人材育成にも貢献していた。<br>・地域を志向した教育・研究を推進することにより、地域社会の発展に貢献することができ、地域への人材育成が達成されつつある。「進取の精神」を発揮して課題の解決に取り組むことのできる多様な人材を育成することを十分達成している。 | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－１－１］<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01_(13)理工学研究科博士前期課程における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） | | |
| | 6-1-1-02_(13)理工学研究科理学専攻における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） | | |
| | 6-1-1-03_(13)理工学研究科工学専攻における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） | | |
| | 6-1-1-04_(13)理工学研究科博士後期課程における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－２－１］<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01_(13)理工学研究科博士前期課程における教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） | | |
| | 6-2-1-02_(13)理工学研究科理学専攻における教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） | | |
| | 6-2-1-03_(13)理工学研究科工学専攻における教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） | | |
| | 6-2-1-04_(13)理工学研究科博士後期課程における教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） | | |
| ［分析項目６－２－２］<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01_(13)理工学研究科博士前期課程における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） | | 再掲 |
| | 6-1-1-02_(13)理工学研究科理学専攻における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） | | 再掲 |
| | 6-1-1-03_(13)理工学研究科工学専攻における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） | | 再掲 |
| | 6-1-1-04_(13)理工学研究科博士後期課程における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） | | 再掲 |
| | 6-2-1-01_(13)理工学研究科博士前期課程における教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） | | 再掲 |
| | 6-2-1-02_(13)理工学研究科理学専攻における教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） | | 再掲 |
| | 6-2-1-03_(13)理工学研究科工学専攻における教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） | | 再掲 |
| | 6-2-1-04_(13)理工学研究科博士後期課程における教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） | | 再掲 |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－３－１］<br>教育課程の編成が、体系性を有していること | ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01_(13)令和3年度入学者用履修要項（大学院理工学研究科） | 12-41，51-67頁 | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-01_(13)令和3年度入学者用履修要項（大学院理工学研究科） | 9-67頁 | 再掲 |
| | 6-3-1-02_(13)2021年度前期(1T･2T)教務・入試行事予定表（理工学研究科） | | |
| | 6-3-1-03_(13)2020年度後期(3T･4T)教務・入試行事予定表（理工学研究科） | | |
| ［分析項目６－３－２］<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01_(13)理工学研究科博士前期課程開講科目のシラバス全件（令和3年度前期） | | |
| | 6-3-2-02_(13)理工学研究科博士後期課程開講科目のシラバス全件（令和3年度前期） | | |
| | 6-3-2-03_(13)共通教育開講科目（全学横断的教育プログラム科目）のシラバス全件（令和3年度前期） | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| | 6-3-2-04_(13)平成27年度_鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| | 6-3-2-05_(13)平成28年度_鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| | 6-3-2-06_(13)平成29年度_鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| | 6-3-2-07_(13)平成30年度_鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| | 6-3-2-08_(13)令和元年度_鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| | 6-3-2-09_(13)令和２年度_鹿児島大学大学院理工学研究科FD委員会報告書 | | |
| ［分析項目６－３－３］<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科における入学前の既修得単位認定規則 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－３－４］<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | | |
| | 6-3-4-01_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科規則 | 第4条 | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-02_(13)博士前期課程の履修の手引き（令和３年度入学者用履修要項より） | | |
| | 6-3-4-03_(13)大学院理工学研究科博士後期課程指導の手引（2018年7月改訂）（非公表） | | |
| | 6-3-4-04_(13)令和3年度シラバス（修士論文特別研究Ⅰ及びⅡ） | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-05_(13)鹿児島大学工学部岩崎国際学術交流基金規則 | | |
| | 6-3-4-06_(13)鹿児島大学工学部研究交流基金規則 | | |
| | 6-3-4-07_(13)岩崎学術国際交流基金等の助成額決定 | | |
| | 6-3-4-08_(13)R1年度工学部研究交流基金助成事業決定一覧 | | |
| | 6-3-4-09_(13)鹿児島大学工学部教育研究支援基金規則 | | |
| | 6-3-4-10_(13)鹿児島大学工学部教育研究支援基金事業実施要項 | | |
| | 6-3-4-11_(13)令和2年度入学者用履修要項（大学院理工学研究科） | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-12_(13)客員教員への委嘱(非公開) | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-13_(13)鹿児島大学学生に対する研究倫理教育の実施に関する規則 | | |
| | 6-3-4-14_(13)理工学研究科研究倫理教育実施報告書(令和2年度第1回) | | |
| | 6-3-4-15_(13)理工学研究科研究倫理教育実施報告書(令和2年度第2回) | | |
| | ・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-16_(13)　【R2前期】理工学研究科TA調書（非公表） | | |
| | 6-3-4-17_(13)　【R2後期】理工学研究科TA調書（非公表） | | |
| | 6-3-4-18_(13)【教員経費】RA採用者名簿(非公表) | | |
| | 6-3-4-19_(13)【研究科経費】RA採用者名簿(非公表) | | |
| | 6-3-4-20_(13)_R2前期_TA活動報告書（非公表） | | |
| | 6-3-4-21_(13)理工学研究科RA活動報告書 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－３－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ | | |
| | | | |
| | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・第３期中期目標期間における鹿児島大学の目標である全学共通のナンバリングの整備方針に沿って構築し、学修の段階や順序等に関する教育課程の体系性を明示した。2017年度入学者の履修要項・学修案内から全学共通のコードが示されている。

【改善を要する事項】

| 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－４－１］<br>１年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-3-1-02_(13)2021年度前期(1T･2T)教務・入試行事予定表（理工学研究科） | | 再掲 |
| | 6-3-1-03_(13)2020年度後期(3T･4T)教務・入試行事予定表（理工学研究科） | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－２］<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-3-1-02_(13)2021年度前期(1T･2T)教務・入試行事予定表（理工学研究科） | | 再掲 |
| | 6-3-1-03_(13)2020年度後期(3T･4T)教務・入試行事予定表（理工学研究科） | | 再掲 |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01_(13)理工学研究科博士前期課程開講科目のシラバス全件（令和3年度前期） | | 再掲 |
| | 6-3-2-02_(13)理工学研究科博士後期課程開講科目のシラバス全件（令和3年度前期） | | 再掲 |
| | 6-3-2-03_(13)共通教育開講科目（全学横断的教育プログラム科目）のシラバス全件（令和3年度前期） | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－３］<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） | | |
| | 6-3-2-01_(13)理工学研究科博士前期課程開講科目のシラバス全件（令和3年度前期） | | 再掲 |
| | 6-3-2-02_(13)理工学研究科博士後期課程開講科目のシラバス全件（令和3年度前期） | | 再掲 |
| | 6-3-2-03_(13)共通教育開講科目（全学横断的教育プログラム科目）のシラバス全件（令和3年度前期） | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－４］<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４） | | |
| | 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01_(13)理工学研究科博士前期課程開講科目のシラバス全件（令和3年度前期） | | 再掲 |
| | 6-3-2-02_(13)理工学研究科博士後期課程開講科目のシラバス全件（令和3年度前期） | | 再掲 |
| | 6-3-2-03_(13)共通教育開講科目（全学横断的教育プログラム科目）のシラバス全件（令和3年度前期） | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－５］<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること | ・ＣＡＰ制に関する規定 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－６］<br>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| | 6-4-6-01_(13)鹿児島大学大学院学則 | | |
| | 6-4-6-02_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科規則 | 第6条 | |
| ［分析項目６－４－７］<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－４－８］<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－９］<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－10］<br>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－11］<br>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・第３期中期目標期間の鹿児島大学の目標としてアクティブ・ラーニング型授業を全授業科目の50%まで拡充することが掲げられている。本研究科においてもアクティブ・ラーニングを取り入れた授業の実態調査とその拡張に関して検討が行われた。

【改善を要する事項】

| 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－５－１］<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| ［分析項目６－５－２］<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| ［分析項目６－５－３］<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） | | |
| | 6-5-3-01_(13)インターンシップに関する覚書等（理工学研究科　令和2年度分）（非公表） | | |
| ［分析項目６－５－４］<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-01_(13)令和2年度前期留学生チューター一学生名簿（非公表） | | |
| | 6-5-4-02_(13)令和2年度後期留学生チューター学生名簿（非公表） | | |
| | 6-5-4-03_(13)外国人留学生に対するチューターの配置について | | |
| | 6-5-4-04_(13)令和2年度前期留学生個人チューターについて | | |
| | 6-5-4-05_(13)令和2年度後期留学生個人チューターについて | | |
| | 6-5-4-06_(13)令和3年度前期チューター名簿（非公開） | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | 6-5-4-07_(13)シラバス（英語版） | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-08_(13)鹿児島大学における障害を有する学生の修学支援に関する指針 | | |
| | 6-5-4-09_(13)障害学生支援申請書(学部・研究科用) | | |
| | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | |
| | ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・本研究科では、現場での職業訓練重視の観点から、「研究インターンシップⅠ（４単位）」、「研究インターンシップⅡ（２単位）」及び「インターンシップ（１単位）」という科目を開設し、実社会との繋がりを重要視している。また、大学の知的財産活用や産業創出が求められるニーズに対応するために、産学・地域共創センターの協力のもとに開講されているMOT 教育プログラム科目を選択科目としている。

【改善を要する事項】

**基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－６－１］<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (13)鹿児島大学大学院理工学研究科規則 | 第3章 | |
| | 6-3-1-01 (13)令和3年度入学者用履修要項（大学院理工学研究科） | | 再掲 |
| | 6-6-1-02 (13)成績評価に関するガイドライン | | |
| ［分析項目６－６－２］<br>成績評価基準を学生に周知していること | ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (13)令和3年度入学者用履修要項（大学院理工学研究科） | P. 79 | |
| | 6-3-2-01 (13)理工学研究科博士前期課程開講科目のシラバス全件（令和3年度前期） | | 再掲 |
| | 6-3-2-02_(13)理工学研究科博士後期課程開講科目のシラバス全件（令和3年度前期） | | 再掲 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－６－３］<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01 (13)成績評価の分布表（2020年度前期） | | |
| | 6-6-3-02_(13)成績評価の分布表（2020年度後期） | | |
| | ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-03_(13)成績評価の分布確認（研究科教授会資料）（2020年度前期） | | |
| | ・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | 6-6-1-01 (13)鹿児島大学大学院理工学研究科規則 | | 再掲 |
| | 6-6-3-04 (13)「鹿児島大学大学院理工学研究科 博士前期課程 改組計画(令和元年11月)」抜粋 | | |
| | 6-6-3-05 (13)令和2年度 博士前期課程修了確認資料（例） | | |
| | ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | 6-6-3-06 (13)学位（修士）論文審査及び最終試験報告書（例） | | |
| ［分析項目６－６－４］<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01 (13)理工学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する申合せ | | |
| | 6-6-4-02 (13)学生便覧2021（抜粋） | | |
| | ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | | | |
| | ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 | | |
| | 6-6-4-03 (13)国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則 | P17 | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・成績評価基準については、鹿児島大学大学院理工学研究科規則に明記されており、理工学研究科履修要項の履修の手引きにもまとめられている。本研究科ではGPA制度を実施しており、授業科目ごとの成績評価は学習目標の到達度によって５段階で評価される。入学以来のGPの平均値（累積GPA）の数値が2.00以上であることを修了要件の1つに定めている。

【改善を要する事項】

## 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－７－１］<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 6-7-1-01 (13)鹿児島大学大学院学則 | 第39条 | |
| | 6-7-1-02 (13)鹿児島大学学位規則 | 第4条、第5条 | |
| | 6-7-1-03 (13)鹿児島大学大学院理工学研究科規則 | 第4章 | |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | |
| | 6-7-1-02 (13)鹿児島大学学位規則 | 第15条～第18条 | 再掲 |
| | 6-7-1-03 (13)鹿児島大学大学院理工学研究科規則 | 第4章 | 再掲 |
| ［分析項目６－７－２］<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | 6-7-1-02 (13)鹿児島大学学位規則 | 第9条～第14条 | 再掲 |
| | 6-7-1-03 (13)鹿児島大学大学院理工学研究科規則 | 第4章 | 再掲 |
| | 6-7-2-01 (13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士前期課程の学位に関する取扱内規（非公表） | | |
| | 6-7-2-02 (13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程の学位に関する取扱内規（非公表） | | |
| | 6-7-2-03 (13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士前期課程学位論文審査基準 | | |
| | 6-7-2-04 (13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程(課程博士)学位論文審査基準 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| | 6-3-1-01_(13)令和3年度入学者用履修要項（大学院理工学研究科） | 第9条～第14条 | 再掲 |
| | 6-7-1-02_(13)鹿児島大学学位規則 | 第4章 | 再掲 |
| | 6-7-1-03_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科規則 | | 再掲 |
| | 6-7-2-01_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士前期課程の学位に関する取扱内規（非公表） | | 再掲 |
| | 6-7-2-02_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程の学位に関する取扱内規（非公表） | | 再掲 |
| | 6-7-2-05_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士前期課程の学位論文審査等に関する申合せ（非公表） | | |
| | 6-7-2-06_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程の学位論文審査等に関する申合せ（非公表） | | |
| | 6-7-2-07_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程学位判定委員会規則 | | |
| ［分析項目６－７－３］<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | 6-3-1-01_(13)令和3年度入学者用履修要項（大学院理工学研究科） | 8,59-60頁 | 再掲 |
| | 6-7-3-01_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士前期課程学位論文審査基準 | | |
| | 6-7-3-02_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程(課程博士)学位論文審査基準 | | |
| ［分析項目６－７－４］<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 6-7-4-01_(13)令和2年度学位（修士）論文の審査及び最終試験結果について（非公表） | | |
| | 6-7-4-02_(13)学位論文等の審査結果について（非公表） | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 6-7-3-01_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士前期課程学位論文審査基準 | | 再掲 |
| | 6-7-3-02_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程(課程博士)学位論文審査基準 | | 再掲 |
| | 6-7-2-01_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士前期課程の学位に関する取扱内規（非公表） | | 再掲 |
| | 6-7-4-03_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程の学位に関する取扱内規（非公表） | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 6-7-4-04_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科規則 | 第24条 | |
| | 6-7-2-01_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士前期課程の学位に関する取扱内規（非公表） | | 再掲 |
| | 6-7-2-02_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程の学位に関する取扱内規（非公表） | | 再掲 |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| | 6-7-4-05_(13)鹿児島大学リポジトリ | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－７－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・学位論文の審査は、審査体制、評価項目、評価基準を定めており、評価項目である学位論文の学術的意義、新規性、創造性、応用的価値ならびに、学位申請者の研究成果の論理的説明力、研究推進能力、研究分野に関連する幅広い専門的知識及び倫理性に対して、ディプロマ・ポリシーを勘案して行っている。

【改善を要する事項】

## 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－８－１］<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | | |
| | 6-8-1_標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01_(13)受賞状況等（理工学研究科） | | |
| | 6-8-1-02_(13)進取の精神学生表彰推薦者一覧 | | |
| | 6-8-1-03_(13)鹿児島大学大学院理工学研究科長賞推薦者一覧 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－８－２］<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ） | | |
| | 6-8-2-01 (13)卒業後の状況調査票（2-1、2-2） | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| | 6-8-2-02 (13)理工学研究科修了生新聞記事 | | |
| ［分析項目６－８－３］<br>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－８－４］<br>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-4-01_(13)平成30年度 鹿児島大学の学修成果に関する大学院修了生調査（対象：平成26年度修了生） | | |
| ［分析項目６－８－５］<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01 (13)平成30年度　就職先に対するアンケート(WEB)調査結果 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・第３期中期目標期間である2016年度から2020年度の期間において、博士前期課程修了生の専修免許状の免許取得率の平均は5%である。また、2016年度から2020年度までの５年間での教員免許取得者数は、高等学校教諭専修免許状(理科)が33名、高等学校教諭専修免許状(数学)が28名、高等学校教諭専修免許状(工業)３名であった。
・第３期中期目標期間の博士前期課程学生の就職率の平均は95%を越えており、多くの修了生が専門教育で学んだ知識を活かせる企業に就職している。
・本研究科では、修了後の進路状況等の実績や成果について、各専攻の就職担当や指導教員が進路の指導を行う過程で実績と成果を就職先、進路先、就職率、進学率の各項目で整理して各専攻会議で随時報告され、年度末に進路状況一覧に記録されている。各専攻とも、大学院博士前期課程の就職希望者はほぼ全員就職先が決まる。就職先の社会的評価を併せて考慮すると、本研究科では、教育の目的で意図している人材養成について、教育の成果や効果が上がっている。
・大学院博士前期課程で受けた教育の評価として、「とても良かった」が33%、「ある程度良かった」が48%で合わせると81%であり、多くの学生が専門教育で受けた教育を有意義なものと評価している。そのように評価した理由として、61%の学生が「大学院での教育環境」、53%の学生が「大学院の授業内容」を挙げている。
・大学院博士前期課程の専門教育を通して、特に身についたものとしては、「プレゼンテーション能力」が64%で最も高く、続いて「高度な専門知識・技術」と「論理的思考力」で60%、「問題解決力」が51%となった。一方で、「外国語能力」、「情報発信力」、「企画立案力」が身についたとする学生は少ない。この点は今後の検討課題である。
・大学院博士後期課程で受けた教育の評価として、「とても良かった」が73.3%、「ある程度良かった」が26.7%で合わせると100%であり、回答した全学生が専門教育で受けた教育を有意義なものと評価している。そのように評価した理由として、93.3%の学生が「教員の指導・熱意」、73.3%の学生が「大学院での教育環境」を挙げている。
・大学院博士後期課程の専門教育を通して、特に身についたものとしては、「論理的思考力」が80.0%で最も高く、続いて「高度な専門知識・技術」(73.3%)、「問題解決力」と「情報収集・活用力」が60.0.%となった。一方で、「情報発信力」が身についたとする学生はいなかった。この点は今後の検討課題である。

【改善を要する事項】

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・第３期中期目標・中期計画期間初年度平成28年の英語授業科目数は、農学研究科で２科目／159全科目数であり、水産学研究科で12科目／35全科目数であったが、農林水産学研究科（令和２年）では57科目／91全科目数となり、英語による授業の割合を62.6%まで増やした。

**基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・大学間学術交流協定校である中国の湖南農業大学とダブルディグリーに関する協定を締結し、2021年度から４月に受入、９月に派遣を行うこととなった。
・国際連携による熱帯水産学研究科プログラム（ILP）に基づき、鹿児島大学大学院研究科の教育目的に加えて、熱帯・亜熱帯水産業に関する学術の理論及び応用に関する知識及び技術を習得し、グローバル化が進む社会で活躍できる能力が涵養された人材を育成することを目指す、熱帯水産学国際連携プログラムを運用している。

**基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・平成30年度から履修証明プログラム「食品管理技術者養成コース」を産学官連携により開講し、食品業界の社会人が平成30年度は19名、令和元年度は10名修了した。修了生は国際基準HACCPを軸とした食品安全規格の判定員、監査員の資格を目指すこととしている。なお、学生は社会人と同時に開講科目を受講して「食品管理技術者教育プログラム」の修了証を得られる。また、令和2年度はコロナ禍により両プログラムは開講されなかったが、令和３年度以降は再開予定である。

| 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|---|---|---|---|
| | データ欄 | 備考 | |
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1_標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】<br><br>・成績管理や履修状況把握、FD活動のための教育管理WEBシステム「AGRI-FISH-WEB」を利用して、シラバスの作成と授業実施状況の自己点検が出来るようにしている。また、同システムにより授業参観の参加登録や報告書の提出及び担当教員による報告書の閲覧が出来る仕組みを作っている。さらに、学習管理WEBシステム「manaba」を利用して、学習支援ツールによる学習意欲の向上や授業アンケート・卒業（修了）時アンケートによる意見収集と分析に活用している。<br>・農学研究科における学生の学会発表数は、平成28年以降、年間100件を超えており、第２期中期目標・中期計画（平成22年～平成27年）の年間平均62.3件を大きく上回り、大学院学生の教育の成果は向上している。 | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・学位授与方針、教育課程方針、入学者受入方針は2014年に大きく改訂したが、その後も全学の方針との整合性も含めて頻繁に見直して修正している。専門知識や高度な技術だけでなく、広い視野と高い倫理観、地域や国際社会へ貢献する能力を学位授与の要件としている。博士課程では上記に加えてリーダーシップも求めている。地域の特性・専門性に根ざした専門医養成コースとしてがんゲノム医療コース、包括的地域がん医療コース、ウイルス性難治疾患研究コース、高度歯科専門臨床医養成コースを設定し、コース修了要件を別途定めている。

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・学位授与方針、教育課程方針、入学者受入方針は2014年に大きく改訂したが、その後も全学の方針との整合性も含めて頻繁に見直して修正している。地域の特性・専門性に根ざした専門医養成コースとしてがんゲノム医療コース、包括的地域がん医療コース、ウイルス性難治疾患研究コース、ウイルス性難治疾患研究コース、高度歯科専門臨床医養成コースを設定し、各コースの特色に沿った科目を提供する。

## 基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ・博士課程の研究医の養成に関する取り組み | 6-3-A-01_(15)鹿児島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則に関する申合せ | | |
| | 6-3-A-02_(15)鹿児島大学大学院医歯学研究科既修得単位認定に関する申合せpdf | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・教育課程編成の基本方針は、共通コア科目を中心とした教育の実質化、少人数教育への取組、情報技術を利用した遠隔教育の推進、科学における国際標準語である英語教育の推進にあり、その方針に沿って教育課程が体系的に編成されている。博士課程及び修士課程の教育課程における履修単位・履修方法を（根拠資料6-3-A）に示す。
・博士課程における「医歯学倫理学」の内容を精査・改編し、生命倫理・研究倫理・医療倫理を含む全ての倫理分野をカバーできるように内容を充実させた。さらに、メディア授業にも対応する授業形態とし、社会人学生を含む全ての学生が早期から十分に学べるように配慮した。
・博士課程では専門コースとしてがんゲノム医療コース、包括的地域がん医療コース、僻地・離島医療専門医療人養成コース、ウイルス性難治疾患研究コース、高度歯科専門臨床医養成コースを設け、それぞれの専門医養成に取り組んでいる。
・修士課程では先端バイオサイエンスコースと高度メディカル専門職コースとを設け、社会及び学生のニーズに即した教育内容を構築している。
・修士課程の高度メディカル専門職コースでは2017年度から文部科学省「職業実践力育成プログラム」（BP）の認定並びに厚生労働省教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の対象講座指定を受け、専門職職業人の育成に力を入れている。
　※高度メディカル専門職コース受講者数（BPプログラム受講者数）：計31人（2017年度入学＝6人）（2018年度入学＝5人）（2019年度入学＝8人）（2020年度入学＝7人）（2021年度入学＝5人）
　※BPプログラム受講者による教育訓練給付金の受給状況：計24人（2017年度入学＝4人）（2018年度入学＝3人）（2019年度入学＝6人）（2020年度入学＝6人）（2021年度入学＝5人予定）
・外国人留学生が全ての授業を英語で学べるコースとして、修士課程に「グローバル医科学コース」、博士課程に「グローバル医歯学コース」をそれぞれ新設する準備を進め、2019年度４月入学生からの受入れを開始した。
　※グローバル医科学コース（修士課程）学生数：計1人（2019.4入学＝中国1）（2019.10入学＝なし）（2020.4入学＝なし）（2020.10入学＝なし）（2021.4入学＝なし）（2021.10入学＝募集中）
　※グローバル医歯学コース（博士課程）学生数：計11人（2019.4入学＝バングラデシュ1）（2019.10入学＝インドネシア2/タンザニア1/ネパール1）（2020.4入学＝インドネシア1/ネパール1）（2020.10入学＝なし）（2021.4入学＝バングラデシュ2/ベトナム1/マレーシア1）（2021.10入学＝募集中）
・博士課程の研究医の養成に関する取り組みとして、学部生のうちに大学院博士課程授業科目を早期履修し、医歯学総合研究科（博士課程）に進学後、当該研究科の定める範囲内で修了要件単位として認定する「早期履修制度」を整備した。併せて、既習得単位認定に係る申合せも整備し、2018年度から運用を開始した。
　※大学院授業科目の早期履修者数：計3名（2018年度＝2人）（2019年度＝0人）（2020年度＝1人）（2021年度入学＝0人）
　※早期履修制度による既習得単位認定者数：計1名（2021年度入学＝1人）

## 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・講義形式の授業は全て受講生10人程度以下の少人数教育である。博士課程・修士課程ともに社会人学生が多く在籍しているので、e-ラーニングを使用して遠隔地及び時間に拘束されない授業を提供している。
・英語教育の推進のため、ほとんどの授業において資料を英語・日本語併記とし、日本人学生のグローバル化と留学生の受入の双方に対応している。
・主体的学習を促すアクティブラーニングのために、実習・演習・研究科目を多数提供している。実際に、修士課程の履修単位30単位の内14単位以上、博士課程では30単位中の16単位以上はアクティブラーニング科目を履修することが義務付けられている。
・いわゆる授業科目以外でも、研究開始前計画書（博士課程）、研究計画書（修士課程）、予備（論文投稿前）審査（博士課程）、中間報告（修士課程）等の書類を学生が主体的に作成することを義務付けており、これらを通じて授業とは異なる形態での学習指導も行っている。
・教員は全て専門職業人（医師、歯科医師、もしくは研究者）を兼ねており、実務指導を随時行っている。
・博士課程における「医歯学倫理学」の内容を精査・改編し、生命倫理・研究倫理・医療倫理を含む全ての倫理分野をカバーできるように内容を充実させた。さらに、メディア授業にも対応する授業形態とし、コロナ禍への対応が必要となる以前の2019年度から当該科目のすべての授業回を対面及び遠隔で受講できるよう整備しており、社会人学生を含む全ての学生が早期から十分に学べるように配慮した。
・第２期中期目標期間には50%程度であった授業資料の英語化に関し、「グローバル医科学コース」と「グローバル医歯学コース」の開設に合わせ、100%に達した。

## 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ・研究者の養成に関する取り組み | 6-5-A-01_(15)鹿児島大学大学院医歯学奨励賞規則 | | |
| | 6-5-A-02_(15)鹿児島大学大学院医歯学総合研究科医歯学優秀論文賞規則 | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・履修指導は複数の教員体制で行い、教育課程の実施方針に沿った指導を行っている。
・「学生何でも相談室」及びハラスメント相談員を配置し、学業上及び生活全般に関する相談に応じている。Teaching Assistant（TA）及びResearch Assistant（RA）制度によって金銭面での支援並びに将来の指導者としての教育訓練を実施している。
・修士課程の高度メディカル専門職コースでは2017年度から文部科学省「職業実践力育成プログラム」（BP）の認定並びに厚生労働省教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の対象講座指定を受け、専門職職業人の育成に力を入れている。
　※高度メディカル専門職コース受講者数（BPプログラム受講者数）：計31人（2017年度入学＝6人）（2018年度入学＝5人）（2019年度入学＝8人）（2020年度入学＝7人）（2021年度入学＝5人）
　※BPプログラム受講者による教育訓練給付金の受給状況：計24人（2017年度入学＝4人）（2018年度入学＝3人）（2019年度入学＝6人）（2020年度入学＝6人）（2021年度入学＝5人予定）
・博士課程では、標準修業年数の４年よりも早く修了し、かつ優秀な学位論文（別途定める基準による）を提出した学生に学位論文審査委員の推薦と教授会の承認により「医歯学奨励賞」を与えている。これによって早期修了への動機付けの一環としている。
　※2016年度の中期計画開始以降の医歯学奨励賞受賞者数：計53人（2016年度＝10人）（2017年度＝8人）（2018年度＝9人）（2019年度＝14人）（2020年度＝11人）（2021年度＝6月時点1人）
・博士課程では、在学期間にかかわらず、インパクトファクター―が極めて高い（IF＝7.0超）雑誌論文業績を有する修了者に「医歯学優秀論文賞」を与えている。
　※2019年度制定以降の医歯学優秀論文賞受賞者数：計1人（2019年度＝0人）（2020年度＝0人）（2021年度＝6月時点1人）

**基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・成績の評価は授業の参加状況、レポート、中間テスト、最終試験等の組み合わせにより総合的に行い、単位を認定する。組み合わせ方法は授業科目毎に異なる。学位論文の評価は合格または不合格とする。

**基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・修士課程においては､所定の単位を修得し、以下に挙げる事項を全て修了して審査に合格した者に修士の学位を授与する。
１．研究計画書の提出（１年次４月末まで）
２．中間発表会（１年次３月）
３．学位申請書並びに修士論文の提出と教育委員会修士部会委員による査読
４．査読結果に基づく修正と再提出
５．論文発表会（２年次２月、公開）
６．審査委員及び教授会による修了判定
なお、学位論文審査にあたっては、修士論文１件あたり３名の教員による多面的な査読を実施している。論文発表の評価は客観的指標として点数化しており、その他学業成績等を含めて総合的に考慮のうえ修士課程の総代を選出している。また、優れた業績を上げた者は早期修了可能としている。

・博士課程においては､所定の単位を修得し、以下に挙げる事項を全て修了して審査に合格した者に博士の学位を授与する。
１．研究開始前計画書の提出（入学後１年以内、承認後に実際に研究を開始する）
２．論文投稿前審査（予備審査）
３．国際誌への投稿、改訂、受理
４．学位論文審査（本審査）
なお、研究計画書（修士課程）及び研究開始前計画書（博士課程）には、研究実施に必要な全ての倫理や法令等に対する対応が漏れなく行われている（行われる予定である）事を証明する書類の添付が必要である。また、学生の教育研究災害に関する障害保険への加入証明書の添付も必要である。
・学位申請書（修士課程）、論文投稿前審査申請書（博士課程）、及び学位論文審査申請書（博士課程）には、研究実施に必要な全ての倫理や法令等に対する対応が漏れなく行われている事を証明する書類の添付が必要である。遺漏がある場合には申請そのものを受け付けない。
・博士課程における「医歯学倫理学」の内容を精査・改編し、生命倫理・研究倫理・医療倫理を含む全ての倫理分野をカバーできるように内容を充実させた。さらに、メディア授業にも対応する授業形態とし、コロナ禍への対応が必要となる以前の2019年度から当該科目のすべての授業回を対面及び遠隔で受講できるよう整備しており、社会人学生を含む全ての学生が早期から十分に学べるように配慮した。また、必要な倫理審査項目を整備・マニュアル化して、修了判定に関する複数回の審査の都度、確認する事によって研究倫理やコンプライアンス対応、安全管理に関する教育を充実させた。

## 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| | データ欄 | 備考 | |
|---|---|---|---|
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1_標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2_就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・博士課程の学生は主として医師・歯科医師であり、職業人でもあるので標準修了年数の４年で学位を取得する学生は多くない。学業に専念できる環境作りを学生が所属する医局等に働きかけたり、４年以内に学位を取得した学生を表彰したりしているが、慢性的な医師不足の影響で他学部の大学院とは事情を異にする。しかしながら、業務や家庭の都合等で退学する学生は２割程度に止まっており、時間はかかっても多くの学生が学位取得に至っている。
・修士課程の学生は、ほぼ全員（212名/216名、98.1%）が標準修了年数の２年で修士号を得て卒業している。
・博士課程では、修了率だけでなく４年修了率の向上（留年者数の減少）を目指した環境作り（医局への働きかけ、TA/RAなどの奨学金支給、早期修了者の表彰など）を積極的に行っている。
・本研究科では、修士課程、博士課程ともに社会人入学が多く、特に博士課程では、修了者の多くは医師免許あるいは歯科医師免許の保有者であることから、鹿児島大学病院や地域の医療機関に就職する者が多い。

（修士課程）
・修士課程の修了者で就職した者は、いずれの職域においても、大学院で培った問題解決能力や専門的知識を存分に発揮し、組織内の他のスタッフと協調しながらチームをまとめ上げる指導者的役割を担っている。また、例年、数名の修士課程修了者が医科学研究の継続を希望し、本研究科博士課程へ進学している。
　※本研究科博士課程への進学者数：計14人（2016年度修了＝2人）（2017年度修了＝2人）（2018年度修了＝3人）（2019年度修了＝6人）（2020年度修了＝1人）（2021年度修了＝未定）
・修士課程の毎年の志願者数は、2017 年度入学までは募集定員と大差がなかったが、2018、2019年度入学より急増し、「外国人留学生特別選抜」を含む全選抜区分に応募があった。これは各教員の熱心な教育研究活動や学内外の協力・共同研究者との連携活動に加え、前述のような本修士課程の目標・理念、教育システム、BP やTA・RA 制度などの経済的支援制度の整備、積極的な広報活動（年に２、３回の「進学説明会」、さらに2018年より始めた「研究室見学会」）、卒後のキャリア形成の実績などの総合的な結果と推察される。
　※2018年度以降の志願倍率120～200%、入学定員充足率120～150%。
・修士課程では、ほとんどの学生が２年間で修了して医科学修士を取得し、その後、各人の希望の進路に進んでいる。「社会人特別選抜」の学生も、平日の仕事後や休日などを利用した２年間の研究で立派な修士論文を仕上げている。他学部卒業後に直接入学する「一般選抜」の学生は、高度な医科学研究の修士論文を仕上げている。前者は臨床の現場に戻り高度な専門知識・技術を生かし、後者はバイオ製薬企業に就職、あるいは博士課程に進学し、いずれも各分野の将来を担う若手リーダーとして活躍している。
・近年、修士課程にモチベーションの高い志願者の応募が増加していることは望ましい反面、定員を大幅に越えて受け入れることはできないという現実にも直面したため、潜在的志願者である他学部学生へのアンケートや修了生就職先企業へのアンケートを実施し、各ニーズを考慮したうえで適切な入学定員数への増員（10人から15人へ5人増員）も含めた将来構想も検討している。また一方、本学第３期中期目標の「グローバルな視点を有する地域人材育成の強化」にも対応する、「グローバル医科学コース」を2019年度に設置した。さらに近年重要視されてきた研究倫理教育についても、本修士課程も博士課程と連携してカリキュラムの見直しなどの充実を図ってきた。このように時代の要請にあった教育システムを、継続的に見直しを進めている。以上のように、第３期中期目標を着実に実行し、成果をあげている。

（博士課程）
・博士課程では、修了者の多くは鹿児島大学病院をはじめとする医療機関に就職するが、中には医歯学総合研究科や他の研究所に助教や研究員の職を得る者もいる。
・博士課程を修了した留学生については、自国に戻り、大学・研究機関等で教員・研究職のポジションを得る者、医師や看護師として医療に従事する者が多数であり、研究科で受けた教育を自国で活かし、活躍している。また、日本国内に残り、大学・研究機関等で研究員となる者もいる。単位取得後退学した学生の場合、多くは退学後も研究を継続し、論文を完成させ、学位を取得している。
・修士課程では修了時に全員にアンケート調査を行っている。その結果は修士課程を担当する全ての教員にフィードバックするとともに、必要に応じて教育委員会で検討課題に取り上げている。
・修士課程では2015年度から（コース別導入後の最初の卒業生から）毎年同内容のアンケート調査を実施しており、教育内容・方法の改善に役立てている。

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価、専門職大学院認証評価（大学改革支援・学位授与機構、日本臨床心理士資格認定協会）

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

| 基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・本研究科は臨床心理分野の高度専門職業人である臨床心理士を養成することを主眼とした教育課程を編成しており、学習指導法として講義、演習、実習を連動させていることに最大の特徴がある。教育特徴の基盤である学内実習施設の附設心理臨床相談室は、令和２年度は、新型コロナウィルス感染拡大の影響で一定期間閉室したため例年に比べると相談者数は減少したが、それでも600件の相談があり、外来相談ケースを担当することによって実践的に心理臨床を学ぶという適切な学習指導法を採用している。 | 6-4-A (16)相談室来談状況2020年度 | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・令和２年度においても、学生に対して前期は１回、後期は２回の授業評価アンケートを実施し、その結果に基づいて全教員で共有し、履修指導、支援のあり方に関して検討や見直しを行ってきた。 | 6-5-A (16)令和2年度FD活動報告書 | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

**基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

| | データ欄 | 備考 | |
|---|---|---|---|
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ・平成28年度から令和元年度までの修了生45名に対してアンケートを実施したところ、「大学院の授業で学んだことは現在の職場で役立っていると思う」に対して82.3%、「学内実習で学んだことは現在の職場で役立っていると思う」に対して75.6%、「学外実習で学んだことは現在の職場で役立っていると思う」に対して80.0%、「大学院でのSV（スーパーヴィジョン）で学んだことは現在の職場で役立っていると思う」に対して84.4%の修了生が、それぞれ「やや当てはまる」「よく当てはまる」と回答しており、大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習効果が得られていることが確認された。 | 6-8-A_(16)H28-R1 修了生アンケート結果 | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

## 基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・本研究科は山口大学大学院共同獣医学研究科と共同教育課程を編成しており、両大学の教員が開講する共同教育科目と専門教養科目を履修することにより、最先端の獣医学的知識、研究者としての倫理観、実践的な英語能力を修得できる。
・本研究科には山口大学とともに、高度な研究者を目指す「獣医科学コース」と研究とともに専門医資格の取得を目指す「獣医専修コース」を設置しており、研究分野でのスペシャリストと獣医学の専門家を養成する。
・本研究科は山口大学とともに、両コース共通の必修科目である専門教養科目の「研究者行動規範特論」及び「知的財産特論」を履修することにより、責任ある研究行為や研究活動における不正行為を理解して、研究者としての倫理的な判断力と行動力を身に付け、さらに著作権や特許権を含めた知的財産権の基礎を学び、その利活用スキルを修得できるようにカリキュラムを整えている。これらは英語による授業であり、外国人留学生においても研究者としての倫理観を理解させて修得させている。
・専門科学英語スキルは英国人特任教員による語学教育であり、社会人学生向けにはSkypeやZoomによる個別の対面授業形式を利用して国際学術集会での発表や英会話等の英語コミュニケーション能力の向上を促している。

## 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・本研究科の授業形態は山口大学とともに、アクティブラーニングを取り入れた遠隔授業、講義の録画によるビデオオンデマンドとE-ラーニングシステムによる配信を行って、すべての大学院生が確実に履修できるようにしている。
・本研究科では国内外の学会の学術集会においての研究発表や情報収集のための参加と国内外の研究機関等での研修を先端実践科目あるいは特別専修科目として設定しており、プレゼンテーション能力や最新の研究技術の修得ができるようにしている。
・本研究科の研究指導は山口大学とともに、主指導教員とともに副指導教員を両大学から１名ずつ配置して、研究題目設定、研究計画の立案、研究の遂行への指導や助言を綿密に行うとともに、学生はこの３名の教員の特別講義を履修しなければならない。

## 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・本研究科では社会人学生の修学を支援することを目的として、農学部・獣医学部武元忠男教育研究助成基金による奨学金の助成を行っている。さらに地域に貢献する獣医専門医を育成するために、経済的支援が必要で、さらに獣医専修コースの優れた学生に対する授業料特別免除による支援を本研究科独自で行っている。

## 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・本研究科は大学院設置時（2018 年度）に「鹿児島大学大学院共同獣医学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則」を制定し、入学生用の「共同獣医学研究科履修案内」に記載して、請求方法等を学生に周知している。

## 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・2018年度に設置され、現時点では修了者がいない。
・学位論文は、両大学の教員から選出された５名の審査委員が学位論文の審査と最終試験によって行うが、主指導教員は審査委員会の主査になることはできない規定であり、審査における公正さと透明性を維持する。さらに合否については、２大学での共同獣医学研究科協議会に報告するとともに、博士論文の要約等をインターネット等にて公表することとしており、学位論文を広く一般に公開する。
・学位取得の要件として、学術雑誌（PubMedあるいはWeb of Science収録）に２編以上の発表が必要であり、英文が原則であるが和文のものは日本獣医師会雑誌１編までと厳格に規定している。

| 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|---|---|---|---|
| | データ欄 | 備考 | |
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

**基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること**

【特記事項】

②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

| 基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［活動取組６－５－Ａ］<br>・学生に対する教育・研究指導の改善方策として、中間報告会、中間発表会を実施 | 6-5-A (18)修了生アンケート 第２期･第３期 | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|---|---|---|---|
| | データ欄 | 備考 | |
| ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分） | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職の割合）及び進学率の状況 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［活動取組６－８－Ａ］<br>大学教員、研究所等の研究員の研究職を得た修了生の増加 | 6-8-A (18)就職状況(第2期・第3期) | | |
| ［活動取組６－８－Ｂ］<br>学生の優れた研究成果への支援による学会賞等受賞状況の増加 | 6-8-B (18)学生の学会賞等受賞状況 | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

## Ⅱ　基準ごとの自己評価

### 領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

**基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－１－１］<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－２－１］<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | | | |
| | | | |
| ［分析項目６－２－２］<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－３－１］<br>教育課程の編成が、体系性を有していること | ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (19) 鹿児島大学の教育課程と共通教育の概要、共通教育の教育目標と編成・実施方法 | | |
| | 6-3-1-02 (19)鹿児島大学共通教育センターナンバリング | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-03 (19)共通教育履修案内 | | |
| | 6-3-1-04 (19)共通教育シラバス | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－３－２］<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-1-04_(19)共通教育シラバス | | 再掲 |
| | ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| ［分析項目６－３－３］<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01_(19)鹿児島大学学則 | 第45条、第46条 | |
| | 6-3-3-02_(19)鹿児島大学共通教育科目履修規則 | 第11条、第12条 | |
| | 6-3-3-03_(19)鹿児島大学共通教育科目既修得単位認定規則 | | |
| | 6-3-3-04_(19)鹿児島大学共通教育科目既修得単位認定実施要領 | | |
| | 6-3-3-05_(19)鹿児島大学共通教育グローバル教育科目群及び教養基礎科目群における技能審査合格者等の単位認定規則 | | |
| ［分析項目６－３－４］<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | | |
| | | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－３－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ | | |
| | | | |
| | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－４－１］<br>１年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-4-1-01_(19)共通教育行事予定表 | | |
| | 6-4-1-02_(19)R3年度授業日程（モデル） | | |
| ［分析項目６－４－２］<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | | |
| | 6-4-1-01_(19)共通教育行事予定表 | | 再掲 |
| | 6-4-1-02_(19)R3年度授業日程（モデル） | | 再掲 |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-1-04_(19)共通教育シラバス | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－３］<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） | | |
| | 6-3-1-04_(19)共通教育シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-1-03_(19)共通教育履修案内 | | 再掲 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－４－４］<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４） | | |
| | 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 | | |
| | 6-3-1-03_(19)共通教育履修案内 | 11頁、12～27頁 | 再掲 |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-1-04_(19)共通教育シラバス | | 再掲 |
| ［分析項目６－４－５］<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること | ・ＣＡＰ制に関する規定 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－６］<br>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－７］<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－８］<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－９］<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－10］<br>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－４－11］<br>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－５－１］<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| ［分析項目６－５－２］<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－５－３］<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） | | |
| | 6-5-3-01 (19)R2インターンシップ実施状況(大学取りまとめ分) | | |
| | 6-5-3-02_(19)R2チラシリスト | | |
| | 6-5-3-03 (19)R2地域キャリア・インターンシップ(課題解決型インターンシップ)参加・派遣先一覧 | | |
| | 6-5-3-04 (19)地域キャリア・インターンシップ事前演習【かごしまキャリア教育プログラムの実地体験事前演習】 | | |
| | 6-5-3-05_(19)地域キャリア・インターンシップ【かごしまキャリア教育プログラムの実地体験】 | | |
| | 6-5-3-06 (19)地域キャリア修了演習【かごしまキャリア教育プログラムのプログラム修了演習】 | | |
| ［分析項目６－５－４］<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | |
| | ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－６－１］<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・成績評価基準 | | |
| | 6-3-3-01_(19)鹿児島大学学則 | 第42条の2 | 再掲 |
| | 6-3-3-02_(19)鹿児島大学共通教育科目履修規則 | | 再掲 |
| | 6-6-1-01_(19)鹿児島大学共通教育科目試験規則 | | |
| | 6-6-1-02_(19)成績評価に関するガイドライン | | |
| | 6-3-1-03_(19)共通教育履修案内 | 8頁～11頁 | 再掲 |
| ［分析項目６－６－２］<br>成績評価基準を学生に周知していること | ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01_(19)学生便覧 | 136頁 | |
| | 6-3-1-03_(19)共通教育履修案内 | 8頁-11頁, 65-69頁, 70-71頁 | 再掲 |
| ［分析項目６－６－３］<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01_(19)　共通教育科目の１年次成績分布について（センター運営委210416） | | |
| | ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-02_(19)共通教育科目単位修得状況 | | |
| | ・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | 6-3-1-03_(19)共通教育履修案内 | 8頁～11頁 | 再掲 |
| | 6-6-3-03_(19)鹿児島大学共通教育センターにおけるGPA制度に関する申し合わせ | | |
| | 6-6-3-04_(19)鹿児島大学共通教育科目の成績不振者に対する助言・指導に関する要項 | | |
| | 6-6-3-05_(19)鹿児島大学共通教育センター長賞表彰に関する要項 | | |
| | ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | 6-3-1-03_(19)共通教育履修案内 | 8頁～11頁 | 再掲 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－６－４］<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-3-1-03_(19)共通教育履修案内 | 49頁 | 再掲 |
| | ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | 6-6-4-01_(19)学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針 | | |
| | 6-6-4-02_(19)共通教育科目異議申立て一覧（非公表） | | |
| | 6-6-4-03_(19)鹿児島大学共通教育科目における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する要項 | | |
| | ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 | | |
| | 6-6-4-04_(19)国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則 | P17 | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|---|---|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ［分析項目６－７－１］<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | | | |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－７－２］<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－７－３］<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－７－４］<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－７－５］<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

**基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－８－１］<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） | | |
| | | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－８－２］<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ） | | |
| | | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［分析項目６－８－３］<br>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－８－４］<br>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | | | |
| ［分析項目６－８－５］<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | | | |

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】